

令和 5 年

三川町議会会議録

第 3 回議会定例会

令和 5 年 6 月 6 日 開会

令和 5 年 6 月 9 日 閉会

三川町議会事務局

令和 5 年

第 3 回 三川町議会定例会会議録

令和 5 年 6 月 6 日 開 会

令和 5 年 6 月 9 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 6 月 6 日 (火) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告	4
・ 令和 4 年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告	5
・ 株式会社みかわ振興公社第 2 5 期決算状況並びに第 2 6 期事業計画の報告	5
・ 除雪車による物損事故について	5
議第 2 6 号 令和 4 年度三川町一般会計補正予算（第 1 1 号）の専決処分の承認について	6
議第 2 7 号 令和 4 年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について	6
議第 2 8 号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について	9
議第 2 9 号 令和 5 年度三川町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認について	1 1
議第 3 0 号 令和 5 年度三川町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認について	1 1
議第 3 1 号 令和 5 年度三川町一般会計補正予算（第 3 号）	1 8
議第 3 2 号 令和 5 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 8
議第 3 3 号 令和 5 年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	1 8
請願第 1 号 放課後児童クラブの待機児童解消のために抜本的な対策を講じることを求める請願	2 9
請願第 2 号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願	2 9

第 2 日 6 月 7 日 (水) 休 会

< 請願審査委員会 開催 >

第 3 日

6 月 8 日 (木)

会議録第 2 号

一般質問	5 名	3 3
付託事件の委員会審査期限延期要求 (産業建設厚生常任委員会)		
請願第 1 号	放課後児童クラブの待機児童解消のために抜本的な対策を講じることを求める請願	9 9
請願審査委員会報告 (産業建設厚生常任委員会)		
請願第 2 号	食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願	1 0 0

第 4 日

6 月 9 日 (金)

会議録第 3 号

一般質問	2 名	1 0 4
議第 3 4 号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 1
議第 3 5 号	三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更について	1 3 5
発議第 4 号	議第 3 5 号 三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更に対する附帯決議	1 3 8
議第 3 6 号	町道路線の認定について	1 3 9
議第 3 7 号	三川町屋内多目的運動施設アスレなの花大規模改修工事請負契約の締結について	1 4 0
議第 3 8 号	歌枕排水機場除塵機改修工事請負契約の締結について	1 4 1
議第 3 9 号	塵芥車購入契約の締結について	1 4 2
議第 4 0 号	三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 4 3
議第 4 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 4 4
意見書第 1 号	食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書	1 4 5

令和5年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年6月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田 浩 議会事務局長 飯鉢 凜 書記
井上 史 則 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 6月6日(火) 午前9時30分開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・ 町村議会議長・副議長全国研修会の報告・ 令和4年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告・ 株式会社みかわ振興公社第25期決算状況並びに第26期事業計画の報告・ 除雪車による物損事故について |
| 日程第 4 | 議第26号 令和4年度三川町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認について |
| 日程第 5 | 議第27号 令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 議第28号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について |
| 日程第 7 | 議第29号 令和5年度三川町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認について |
| 日程第 8 | 議第30号 令和5年度三川町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について |
| 日程第 9 | 議第31号 令和5年度三川町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第 10 | 議第32号 令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 11 | 議第33号 令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 12 | 請願第1号 放課後児童クラブの待機児童解消のために抜本的な対策を講じることを求める請願 |
| 日程第 13 | 請願第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願 |

○ 散 会

○議長（志田徳久議員） ただいまから令和5年第3回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（志田徳久議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（志田徳久議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において、5番 砂田 茂議員、6番 鈴木淳士議員、以上2名を指名します。

○議長（志田徳久議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

2番 佐藤栄市議員。

○2番（佐藤栄市議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る5月31日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、専決処分の承認5件、令和5年度各会計補正予算3件、条例改正1件、事件案件5件、人事案件2件、以上16件があり、この他に諸般報告4件、請願2件、一般質問7名であります。

本定例会にあたり副町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日6日から9日までの4日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後、専決処分の承認が5件上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、令和5年度各会計補正予算3件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願2件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明のあと所管の委員会に付託となります。本日はこれで散会となります。

第2日目の7日は、本会議は休会となり請願審査委員会が開催されます。

第3日目の8日は、午前9時30分から本会議を開き一般質問を行います。一般質問は、7名の議員から通告があり、この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行います。次に、追加議事日程として、請願審査委員会報告が予定されており、これで本会議は散会となります。

第4日目の最終日9日は、午前9時30分に本会議を開き、初めに一般質問について、2名の議員が行います。次に、町長提案の条例改正1件が上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に、事件案件5件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件2件が上程され、質疑、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段の協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月9日までの4日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月9日までの4日間に決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。
初めに議員派遣の報告であります。派遣議員からの報告を求めます。
9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員）

町村議会議長・副議長全国研修会の研修報告

1. 目 的

住民の代表機関として町村議会が果たすべき役割の重要性や課題について研修し、議会の一層の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 令和5年5月23日（火）

3. 参加者 志 田 徳 久 議 長 町 野 昌 弘 副 議 長

4. 研 修 地 東京国際フォーラム ホールA

5. 研修内容 ① 講演 「町村議会の課題と今後の展望について」
② 講演 「町村こそデジタルを一住民のためのデジタル活用法―」
③ 講演 「町村議会とハラスメント」

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和5年6月6日

三川町議会

副議長 町 野 昌 弘

○議長（志田徳久議員） 次に町当局より「令和4年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書」の件、「株式会社みかわ振興公社第25期決算状況並びに第26期事業計画」の件、「除雪車による物損事故について」、以上3件について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 初めに、令和4年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、令和5年3月開催の第2回議会定例会において議決をいただきました一般会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。

令和4年度において本年度に繰り越しました事業は、道路舗装事業及び東郷小学校のプール等改修工事の繰り越しに係る「公共施設等長寿命化対策事業費」であります。

なお、繰越額等につきましては、お手元に配布の計算書のとおりでございます。

次に、「株式会社みかわ振興公社第25期決算状況並びに第26期事業計画」につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

日ごろより「いろり火の里施設」につきましては、本町の交流拠点施設として町内外の多くの皆さまよりご利用、ご愛顧をいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げる次第であります。

第25期にあたります令和4年1月から同年12月までの決算状況についてであります。当期においても新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、急激な円安の進行やロシア・ウクライナ問題に端を発した原油、原材料価格の高騰により、指定管理者である「株式会社みかわ振興公社」は、3期連続で厳しい経営を強いられております。そうした状況の中、安心して利用していただけるように感染予防対策の徹底と施設の維持管理経費の節減などに取り組むとともに、三川町観光交流振興促進事業等の支援を受け、入浴券の割引や割安感のある宿泊プランなど独自のサービスを提供しながら、利用者数の回復に努めたところであります。

これらの取り組みなどにより、飲食部門においては客数の回復が見られたものの、宿泊・入浴部門はコロナ禍以前までには回復せず、物価高騰もあり、3期連続で経常損失を計上したところであります。

具体的には、第25期みかわ振興公社経営概況と決算報告書の3ページ「部門別の5期売上高推移」に示しておりますが、施設全体の売上高は1億9,220万9,342円で、前期との比較では3,808万円の増、前年比124.7%と、売上が大きく増加したものの、コロナ禍前の22期と比較すると9,672万円減、66.5%の回復にとどまっております。一方、「販売費及び一般管理費」につきましては、4ページにありますように、1億9,983万7,189円となり、前期と比較して1,985万円余り11%の増になったところであります。その結果、最終的な決算といたしましては、当期の純損失は8ページの「損益計算書」の下段にありますとおり1,225万8,016円の大幅な赤字となり、繰越利益剰余金の当期末残高が9ページに記載のとおり1,943万4,212円のマイナスにより、純資産合計は1,126万5,788円に減少したところ

であります。

続きまして、第26期、令和5年の経営方針でございますが、新型コロナウイルス感染症の予防策としての新しい生活様式を踏まえながら、利用者や社員の感染予防と安全を第一に考えるとともに、国の交付金事業や三川町観光交流振興促進事業を活用しながら、積極的な営業活動と心温まるサービスの提供に努めて、新たな利用者の獲得を図り、コロナ禍前の利用や収益の回復を目指してまいります。引き続きいり火の里施設の賑わいの回復と町民の方々や利用者から満足いただける経営を目指し、社員一同、英知を結集して前進してまいりますので、今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、除雪車による物損事故についてご報告申し上げます。

本町におきましては、冬期間における通勤、通学等に必要な交通を確保するとともに、安全安心な住民生活を維持するための除雪体制に万全を期しているところでありますが、今冬において、本町所有の除雪車に起因する物損事故が発生したものであります。

その内容は、令和5年2月2日午前4時20分ごろ、袖東地内において除雪車がバス停留所案内表示板に損傷を与えたというものであります。

さらに、本件は、除雪車側の過失により損傷を与えたものであることから、その修繕に必要な損害賠償額、9万1,740円を支払うことで合意したものであります。

今後とも、除雪に関わる研修の充実とともに、作業員の健康管理や担当区域の事前点検など、安全な運行管理に万全を期してまいり所存であることを申し添えまして諸般報告いたします。

○議長（志田徳久議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。日程第4及び日程第5、以上の2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4及び日程第5、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第4、議第26号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認」の件、日程第5、議第27号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第26号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認」及び議第27号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、それぞれ令和5年3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

初めに第26号についてであります。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万5,000円を追加し、補正後の予算総額を55億886万8,000円といたすものであります。まず歳出であります。8款土木費について下水道費を追加補正いたすものであります。次に歳入であります。7款地方消費税交付金に所要額を計上いたしたものであります。

次に、第27号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」であります。歳入費目の変更により補正をいたすものであります。まず歳出であります。1款総務費について、一般管理費の財源更正をいたすものであります。次に、歳入であります。2款使用料及び手数料については使用料の減額補正であり、4款繰入金については一般会計繰入金を追加補正いたしたものであります。

以上、よろしくご審議くださいませ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 私からこの2件に関連する両方に関係する質問ということで確認させていただきたいんですが、まず専決第3号、一般会計の補正予算につきましてですけども、財源を地方消費税交付金から計上したというこの考え方についてお伺いしたいと思います。

続く専決第4号の特別会計。使用料が減額になったというこの事情について、ご説明をいただきたいということと、些細な質問ではありますが、この歳出予算説明の中にこれまでにない説明欄に財源更正という4文字を挿入されたという考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 私の方からは、ご質問の1点目及び3点目について説明をさせていただきます。一般会計の歳入におきまして、地方消費税交付金の財源を追加補正させていただいたということでもありますけれども、いわゆる消費税に関する交付金については、その大層が社会保障費ということになるわけですけれども、すべてが社会保障費ではなくて、いわゆる一般財源的に使用できる、事業に充当できるということで捉えており、今回補正の財源としたところであります。

3点目のご質問につきまして、財源更正ということで申し訳ございません。3ページに記載になっておりますとおり、こちら歳入歳出を差し引きしますと補正額は0ということになる表記であったことから、説明内容等分かりやすいような形で、こちらは財源更正という文言をこの予算書の方に表記させていただいたところであります。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私の方から下水道料金の減額の内容でございます。下水道料金の水量、それから料金の見込みにつきましては、過去の実績等を勘案しながら推計をしているところではありますけれども、令和4年度におきまして過去の状況をもとに推計した数値、これに対して年度末において、経営上必要な額に足りなかったということが判明したため、今回の補正予算一般補正予算において、一般会計から繰り入れをしていた

だくということで考えたものでございます。なお、その減額の見込みなんですけれども、想定以上に節水型の機器、それから節水意識の高まり等によって、水量の落ち込みが多かったということがございます。こちらの方は、我々の当初考えていた想定以上に落ちてしまったというところが、率直な意見でございまして、見込みが甘かったのではないかとということで反省はいたしているところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 3点目の答弁ありました財源更正という説明欄の挿入につきましては、分かりやすいように配慮されたということでございますので、ぜひ今後ともこのような配慮をお願いしたいということをお願いするとともに、なお確認の意味で消費税交付金を活用したということですが、まさに先程答弁にありましたとおり、社会保障費的なものに活用するというのが、この消費税の趣旨というように理解している中で、一般財源ということであれば、下水道特別会計への繰り出しは十分可能な中で、税金等の一般財源を活用しなかった、敢えて消費税交付金を活用したというところの趣旨についてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 税金は一般財源ということで活用できるわけですが、年度末等においてはまだその数字、歳入等については出納閉鎖まで動く数字でもございますので、年度末においてほぼ確定した、歳入として見込める地方消費税交付金ということで財源とさせていただきます。

○議 長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決します。専決処分2件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

○議 長（志田徳久議員） 最初に議第26号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9名 不起立 0名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって議第26号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 次に議第27号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって議第27号「令和4年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(志田徳久議員) 日程第6、議第28号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第28号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」等が、令和5年3月31日にそれぞれ公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例等の一部を改正する必要が生じたところであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、この3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、個人住民税における森林環境譲与税の賦課徴収方法等に関連する規定の整備、並びに国民健康保険税の算定における後期高齢者支援金等の課税限度額の改正等であります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(志田徳久議員) 所管の課長より説明を求めます。鈴木町民課長。

○説明員(鈴木 亨町民課長) それでは私から税条例等の改正概要についてご説明をさせていただきます。まず、第1条関係でございます。こちらは、三川町税条例の一部を改正したものでございまして、本日説明資料として席上に資料の方を配付させていただいておりますが、説明資料は条例の条番号順になっておりますが、その改正理由が条文番号とは連動しておりませんので、分かりにくい説明になってしまうことから概略のみ簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず先程町長より説明いたしました森林環境税関係では、令和6年度から森林環境税を個人の町県民税と合わせて徴収することになったことに伴う文言の整理を行ったものでございます。また、地方税法の改正関連でいきますと、給与所得者の申告者の扶養親族等の申告書に前年から異動がない場合、その旨を記載することで手続を簡略できるようにしたこと、肉用牛の事業所得に係る課税の特例期限を令和9年度まで延長したこと、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和8年度まで延長したこと、軽自動車税関係では、ミニカーの区分からいわゆる電動キックボードとの関連の文言、対象外としたこと、それから固定資産税管理では法令の改正に伴う項ずれの改正などあります。

続きまして、第2条関係でございます。こちらは、三川町国民健康保険税条例の一部を改正したものでございまして、地方税法第703条の4により、納税義務者間の均衡を考慮して政令で定めることとされている後期高齢者支援金等分の課税限度額について2万円引き上げることとしたことと、同じく地方税法703条の5において政令で定めることとしている基準額のうち5割、2割の軽減を受けることとなる世帯の所得の基準額を引き上げることとしたものでございます。

以上、説明を終わります。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） もう少し詳しい説明を求めたいというところで質問させていただきますが、森林環境譲与税について、令和6年、来年の10月1日から施行という中において、いわゆる住民税との関係につきましては包含した形で徴収、課税するというような説明かと思いましたが、その辺誤解のないようにもう一度詳しく説明をお願いできればと思います。

それから、軽自動車税の取り扱いについての変更内容についても、併せて詳細について補足説明をお願いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） まず森林環境税につきましては、議員ご指摘のとおり令和6年度から個人住民税と一緒に徴収する形になります。

続きまして、軽自動車税の関連につきましてでございますが、こちらは資料でいきますと8ページからになります。こちらにつきましては電動キックボード関連につきましては、9ページの附則第16条の2の1項に記載されているというところでございまして、減税対象車に該当するかどうかの判断基準も含めて政令で定められたことに伴いまして改正になったところでございます。以上でございます。

○議 長（志田徳久議員） 他にありませんか。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 軽自動車税の関係について再度確認したいんですが、資料でいうところの8ページの2項目目に環境性能割を課することができないという末尾の文言があるようですけれども、この適用の仕方について、また解釈について再度説明をお願いしたいと思います。今説明がありました賦課徴収の特例ということで、9ページの一番下の項目になろうかと思いますが、この具体的な適用方法等について説明いただきながら、どのように今回改正になるのかも併せてお願いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） まず8ページの附則第15条の2の環境性能割の非課税の部分につきましては、臨時軽減措置に係る規定を削除するという形になりますので、右側の欄に書いてある部分の条項が削除になったものでございます。

続きまして、政令で定める部分につきましては、電動キックボードにつきましては、原動機の定格出力が0.6kW以下であること、長さ1.9m以下、幅0.6m以下であること、最高速

度が時速20 km以下であることということで、政令で定められておりまして、税率は引き続き2,000円ということで定められているところがございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第28号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって議第28号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） お諮りします。日程第7及び日程第8、以上2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第7及び日程第8、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第7、議第29号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認」の件、日程第8、議第30号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第29号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認」及び議第30号「令和5年度三川町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

初めに、議第29号についてであります。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,255万9,000円を追加し、補正後の予算総額を50億6,155万9,000円といたすものであります。まず歳出であります。2款総務費については電子計算費の追加補正であり、4款衛生費については予防費の追加補正であります。次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第30号についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,097万6,000円を追加し、補正後の予算総額を51億1,253万5,000円といたすものであります。まず歳出であります。2款総務費については財産管理費及び企画費の追加

補正。3款民生費については、社会福祉総務費、老人福祉費、障害者福祉費、児童福祉総務費及び保育費の追加補正。7款商工費については、商工振興費及びいりろ火の里施設費の追加補正であり、10款教育費については学校給食費の追加補正であります。次に歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたのであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは私の方から議第30号の一般会計補正予算（第2号）の方で質問させていただきます。今回の補正に係る原資というか、お金は令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるというような中身であると思います。

それで5月の定例懇談会の後に説明を受けましたが、この今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計画を出すのは、私が調べたところによると、年間3回に分けて申請ができると、第1回目は5月29日まで計画を出してくださいと、第2回目は10月2日、第3回目については日にちははっきりしませんが、随時予定を見てということでありました。第2回目は、全地方自治体で提出してくださいというようなことでありましたけれども、第1回目については緊急を要するというようなところで、希望があればというような解釈でいました。

今回5月29日の提出に間に合わせて、今回の専決処分というものを行ったというように思われますけれども、4月14日に専決処分をされたということでもありますけれども、それまで今回の定例会には当然間に合わないで、専決処分というのは考えられるわけです。4月14日に専決処分をされているということでもありますけれども、そこまで急がなければならなかった今回のこの理由どうなんでしょうか。

一つは商工費のプレミアム商品券ですけれども、これは3月の予算の中でもう額は決まっていますけれども、今回、それに上乗せして行うということで、そんなに急いで行う必要はなかったのかなというように思いますけれども、4月14日までに急いで専決したその理由をお知らせください。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず令和5年度補正の第2号におけます、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、これはもう年度末3月30日に町の方に示されたところでもあります。そうした中、改めて令和5年度予算においては当交付金は見込んでいなかったことから、それぞれ該当する事業等の創出、または当初予算計上されておりました事業の充実等、そういったものについて、各課から改めてその事業を集約したところでございます。そうしたところ先程ご質問にありました令和5年度の小売店業の振興策としてのプレミアム商品券、これは、年度当初に確かにもっていただきましたが、さらにこれを拡充するという方向を一つ決めました。

ただ、この事業については年度当初からできるだけ需要のあるといたしますか。購買力のあ

る夏前に行いたいという事業実施主体からの希望、意向もあり、そのためにはもう4月段階からその内容を確定させ、事業の取り組みをしなければならないというところでもございました。また、他の補正、款項目に載せております補正内容につきましても、例えば給食費の負担軽減でありますとか、そういった内容等もございましたので、これはまずいち早くその恩恵を受けられる、もしくは事業に取りかかるための準備ということで、急がなければならないという判断から、4月14日に専決処分ということでさせていただいたものでございます。

○議 長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 給食費ということで、町民に早く、それをやって共有をしたいということは、大変よく分かりますけれども、プレミアム商品券については早くといっても7月の発行かというように思っています。それを全部ひっくるめて緊急性のあるものに関しては当然必要ではありますけれども、それもみんなひっくるめて4月14日に行ったということはどうかというように思います。

そこでこの専決処分自体のそもそもの話ですけれども、この提案理由にもあります「特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため」というように地方自治法第179条に載っていますけれども、地方自治法第179条はこれでは終わっていませんし、これには少し足りない部分もある。自分調べてきましたけれども、地方自治体の議会の成立しないとき云々ありますけれども、そこで3番目に特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかと認められるとき、余裕がなかったためではなくて、これが明らかに認められるときとなっています。では明らかとはどういうことかと自分調べましたけれども、はっきりしている、疑う余地がないと。これが4月14日まで議会としては招集、声もかかりませんでしたし、5月の定例懇談会で聞いたら議長にも声がかかっていないと、これは明らかに疑いの余地のない議会を招集する余地がないと、これは認められますかね。

町長にお聞きします。これ専決処分は町長の判断でありますので、その中で様々議論はされて誰かが提案されたかもしれませんが、その中で議長の権限として議会が権限を有する議決権を行使してこの専決処分としたわけですけれども、この辺14日に専決処分した、これは明らかに議会招集しようというようなことは考えて議会を招集しようとしたんでしょうか。明らかに議会招集する時間的余裕はなかったのでしょうかお伺いします。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 議会に提案する事項についての専決処分の考え方ということではありますが、やはりこれは議会との信頼関係に基づいているというように感じているところがあります。全国の自治体においても、臨時議会を招集するというような対応をしているところもあるわけではありますが、しかしながら議会と良好な関係のある自治体であれば、やはり行政執行という部分において、国からの様々な交付金等がある場合においては、やはり行政として地方公共団体としてその施策が必要だということからすれば、専決処分承認を求めるといった手法については、これは地方自治法の解釈ということにはなるわけではありますが、その点についてはやはりある程度行政側の判断ということをご理解いただきたいというよう

なことでのこの専決処分の承認というようなことでまいったわけであります。

しかしながら、町野議員が言われるとおり、やはり議会の正副議長等においては、その情報等を事前に伝えておくということは今後の議会運営においては、そういった段階を踏むということも必要だというようなことで、ある意味においてはケースバイケースにおける緊急性、そして議会との同意ということを求められるようなそういう対応あるいは判断をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の同僚議員からの質問と全く私も同じく感じておったところですが、ある意味専決処分権の濫用ではないかというように感じておりました。この歳出項目のどれが4月14日で専決しなければならない項目だったのか、その説明等改めてお願いするとともに昨日の議会の定例懇談会の中に提示されました私ども議員の質問権が濫用されているのではないかというようなお話が課長会議の中で出されて、その注意を喚起するようなペーパーが配られたところでありましたので、これは確かに町長がおっしゃるとおり、議会と町当局との信頼関係というようなことで、円滑な議会運営を図っていくということは、これは申すまでもないことでありますので、ぜひ専決処分につきましても、適正な運用を求めるとともに本日出されておりますこの専決処分しました歳出項目の中で、非常に緊急性を要するというものについての説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 繰り返しの説明になろうかと思いますが、できるだけ交付金というのはいち早くこれを活用するまたは受益する方々に、まずきちんとした形で、予算の裏づけをもって示させていただきたいということが、多くの項目の歳出の理由であります、特に中小企業の振興支援事業でありますプレミアム付商品券については4月の下旬には8月、お盆前の活用といいますか、事業執行のためには4月下旬にその内容について大方決定を見ないといけないというようなスケジュールが示されておったということでお聞きしております。そうしたこともあり、拡充するにしても、その内容を以下どのようにするのかというのは当然、その中で議論されるということもありましたので、町としてのその支援策、その内容をお示しする必要があったということで判断をいたしました。

また、給食費につきましても、併せまして保育園、幼稚園の給食費高騰に対する支援につきましても4月スタートはしたわけですけれども、他市町村でもそのような取り組みをなされているという情報もありましたので、本町においても同様の支援を行う。また高齢者施設についての支援につきましても、他町村が行うというような情報もございましたので、これにつきましても、いち早く該当する施設等に本町としての支援策をお示ししたいというように判断して専決をさせていただいたというところでございます。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私の方から給食費関係で少し確認させていただきたいことがありますので、質問をさせていただきます。ページ数で言いますと、補正予算第2号の5ページになります。給食費補助費ということで、以前も説明ありましたが、確認の意味で質問さ

せていただきたいと思います。この242万1,000円、こちらに関しては高騰分の補助ということでありましたけれども、期間はどのぐらい今年度分の補助として見込んでおられるのか、その辺を確認したいと思いますし、変動があった際の対応、さらに高騰というお話も聞いておりますけれども、もしかしたら秋ぐらいに一服つくのではないかなというような情報も流れてきている中で、そういった観点に関してどのような形で当局として捉えて対応されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校給食費の補助金に関しましてまず期間といたしましては、令和5年度いっぱいというように考えているところでございます。今後の見通しといたしましては、当初の予算の段階で、この学校給食費の単価等も引き上げを行ってきたところではありますが、その中で令和5年度に関しましては何とか学校給食の運営は行っていけるものというように見込んでいるところでございますけれども、秋口とかの段階で、またどのような状況になっているか、状況を把握しながら対応について今後図っていききたいというように考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今回の財源としては、臨時交付金を200万円ほど充てているということでもありますけれども、次年度においては改定した給食費に合わせた形で、その分、それ以上の高騰分を一般財源から補填していくのかどうなのか。その給食費に関する考え方、どのような形でお持ちなのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学校給食費に関しての考え方につきましては、これまでどおり国の法律に基づきまして、保護者の方々からの負担というように基本的な考え方は変わっていないところでございます。令和5年度に関しましては、今回の臨時交付金の方がこの物価高騰という趣旨に沿いまして、学校給食費の負担を支援するというような内容で合致したというようにことで、補助金として計上したところでございますけれども、来年度については従来どおり保護者からの負担金の中で学校給食費用を賄っていくということを考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 補正予算第2号について、4ページですが、低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金。この度は令和4年度受給されていた人数がそのままスライドしていくのか、その辺少し確認したいんですが。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯の生活支援特別給付金でありますけれども、こちらの事業につきましては本年度につきましては、令和4年度受給者を第一義的な対象者とするということで積極的支給と呼ばれますけれども、その対象となります。その他にも、令和5年の1月1日から非課税相当まで収入が下がった方も対象となる事業でございます。そちらの方につきましては、申請が必要となる事業となって

いるところでございます。まるっきり令和4年度と同じ人とは限らない、違うとなります。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私の方からも1点確認させていただきたいと思います。電子自治体推進事業といたしまして、マイナポイントの支援業務委託料、142万円ほど計上なさっているわけでありますけれども、このカードへのポイント付与、国の方でも延長が続いているわけでありますけれども、この対象となるマイナンバーカード、いつまで申請してあるものが対象となるのか。また、今回の予算において支援業務、いつまで続けられるという計画なのかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） マイナポイント支援業務委託料につきましては、令和4年度から補正予算を計上しまして支援をしてきたところであります。国において、このマイナンバーカードの交付については、2月末まで申請があったものについて、マイナポイントの支給対象というように決められました。その最終の申請期限が9月末までできるということでありました。この通知が年度末押し迫ったときに町に通知があったことから、当初予算対応はできなかったところであり、今回補正予算というような形で予算計上させていただきました。町といたしましては、9月までの申請期限はあるものの、現在土曜日日曜日も含め行っております。特設の窓口につきましては、とりあえず6月末まで実施し、それ以降につきましては企画調整課の職員対応というようなことを考えております。広報でも、6月末までお早めに、マイナポイントの申請をしてくださいというような広報周知をしながら対応していきたいというように考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 2月末までの申請が対象ということで、駆け込みの申請が多かったと。また、それに伴ってマイナポイントの付与の駆け込みが多く、窓口対応ができなくて業務委託されたというような経緯があったかと思われまます。マイナンバーカードの発行状況について少し確認したいんですけれども、駆け込みによって発行が遅れたことによってポイント付与の申請がまた遅れていたという部分もあったかと思いますが、現時点で2月末までに申請したマイナンバーカードでまだ届かないものといったものはあるのか、ないのか。また、1日当たりどのぐらいの、まだポイント付与の申請をしておらないマイナンバーカードを所持する方というのはどのぐらいおられると見込まれているか、お聞きできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） マイナンバーカードのまず発行枚数でございますけれども、まず人口に対する申請件数につきましては、5月末になってしまいますが、手元にあるものが、5月末で5,403件ということでございまして、人口に対する申請件数といたしましては、本町73.9%になっております。ただし、申請してからカードを取りに来ていただいて、暗証番号等を設定していただく手続が必要になってくるわけですけれども、そちらを加味した交付枚数ということで、ご本人さまに渡った枚数といたしましては、67.3%という形になっておりまして、現在5月31日現在で、役場でまだ保管していて取りに来ていない件数は174名

分という形になっております。以上でございます。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 関連しまして、マイナポイントの申請の件数的な部分でありますけれども、当初の申請期限だった2月末には本当に駆け込み需要というようなことで、2月だけで161人のマイナポイントの申請者が役場に訪れたところではありますが、それ以降申請窓口を訪れる人が減ってきており、4月は48人、5月は47人というような状況まで減ってきているところであります。なお、土日につきましては、4月が13人、5月が1人というような状況になっております。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩いたします。 （午前10時38分）

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 （午前11時00分）

○議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長（志田徳久議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。9番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） ただいまの専決処分第2号につきまして、反対の立場から討論いたします。

専決処分につきましては、地方自治法で首長に認められているという権利でありますので、これについては何ら疑うところはありません。しかし、本来、議会が議決しなければならないことを首長が行うということで、この運用にあたっては制度の趣旨を逸脱しないように見守ることが議会としての立場だということに思います。

ただいま質疑して答弁を聞きましたけれども、町民に対して急いで議決して早く行いたいという部分は十分理解はするわけでありますけれども、これを専決した14日の間に議会が本当に開けなかったのかという答弁については何ら納得のいく答えがございませんでした。専決処分では皆さんご存知のとおり、ここで承認してもしなくても法律的なものは執行されるということでありますので、今回、私は中身については町民のためになるということが良いとは思いました。中身が良いから、では専決を通すかと、それと専決処分とは別問題というように私は思っております。

やはりこれは二代表制の議会の権限として予算を可決するというのが我々議会に与えられた任務であります。緊急避難的に首長にはやむを得ない場合は認められていますが、今回の場合、本当に議会を開くだけのものがあつたのかどうかというところは、とても疑わしいと私は思います。

それで議会の気持ちとして、先程町長答弁では注意していくというような答弁はありましたけれども、議会の意思として、今回は私は反対すべきかなというように思います。私も苦渋の決断で反対したいというように思いますので、議員諸兄の賛同をよろしく願います。

○議 長（志田徳久議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 以上で討論を終了します。

○議 長(志田徳久議員) これから採決します。

専決処分2件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

○議 長(志田徳久議員) 最初に、議第29号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長(志田徳久議員) 起立全員であります。したがって、議第29号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長(志田徳久議員) 次に、議第30号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 7 名 不起立 2 名)

○議 長(志田徳久議員) 起立多数であります。したがって、議第30号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長(志田徳久議員) お諮りします。日程第9から日程第11までの以上3件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(志田徳久議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第9から日程第11までの以上3件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長(志田徳久議員) 日程第9、議第31号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第3号)」、日程第10、議第32号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」、日程第11、議第33号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第31号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第3号)」、議第32号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」及び議第33号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第31号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第3号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,118万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を51億4,371万9,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費については、企画費の追加補正、3款民生費については、社会福祉総務費の追加補正、4款衛生費については、予防費及び塵埃処理費の追加補正であり、6款農林水産業費については、農村総合整備事業費の追加補正であります。7款商工費については、商工振興費の追加補正、8款土木費については、下水道費の追加補正、

9 款消防費については、消防施設費の追加補正であり、10 款教育費については、小学校費の学校管理費の追加補正、保健体育総務費の財源更正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表債務負担行為補正につきましては、みかわ産業団地の拡張に係る造成事業の三川町土地開発公社に対する債務保証で、8,400 万円を限度額として追加補正いたすものであります。

続きまして、議第32号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を1億7,174万5,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費について、施設管理費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。3款繰入金について、一般会計繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第33号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を4億1,825万円とするものであります。

まず、歳出であります。1款総務費について、一般管理費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。4款繰入金について、一般会計繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 一般会計補正予算書の6ページ、商工費について伺います。中小企業等振興支援事業575万円、これは、中小企業等支援事業を継続支援金に充てるとしてありますが、今年度の当初の予算書の方には、中小企業等振興支援事業の説明欄には、この継続支援金という項目がありませんでしたがどのような内容のものなのか。予算説明書の中の中企業等振興支援事業の概要では、出羽商工会の活動に対する支援、それから買い物弱者対策推進、プレミアム付商品券の発行支援となっておりますが、この継続支援金とはどのような内容のもので、またどのような形で支援するのかお尋ねしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご質問がありました件でございます。中小企業等の事業継続支援金ということで、今回、当初予算には計上しておりませんが、新たに事業として計上するものでございます。こちらの内容といたしましては、原油価格高騰の影響を受ける運送事業者に対する支援ということで、町内の6事業者に対しまして保有台数掛ける2万5,000円の助成を行うというものでございます。町内の保有台数が230台というこ

とでございますので、これに2万5,000円を掛けまして575万円の事業費の計上というところでございます。

○議長（志田徳久議員） 他にございませんか。1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは、私の方から1点お聞かせ願いたいと思います。

ページ数で7ページ、10款5項1目保健体育総務費の中の部活動改革体制整備事業委託料、当初町では150万円の予算化をしていたようですが、今回県からの100万円の支出があり、町では50万円の持ち出しの内容かと思われそうですが、これに関しましては、スポーツ振興協議会から各団体へ振り分けられる内容だと思いますけれども、この中に例えば指導員の手当等も含まれているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今回、新たに予算計上いたしました部活動改革体制整備に係ります委託料の内容についてでございますが、こちらの方は議員がおっしゃいましたとおり、部活動支援員の方への報酬・謝礼等へも支出することが可能というようになっているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 現在指導員の確保がなかなか進んでいないといったような話も聞いております。各団体など、特に地域の方に依頼していくといった形の中で進んでおりますけれども、今後の状況について指導員の確保等に関しまして状況が分かればお知らせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今回の部活動の地域移行に関しましては、やはり地域の方々、指導員としてご活躍いただく方々の確保というのが非常に大きな課題であるというように思っております。現在も外部コーチ等で各部活動の方にご指導していただいている方もいらっしゃいますが、なかなかその辺を確保できない部活動も実際がございます。そういった部分につきましては、町の体育協会なり、または地域を広げた中で他の市町村からの指導者等もご紹介をいただきながら、外部指導者の配置について対応してまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 補正の第3号の5ページです。歳出の総務費です。これは総務費の中に高速交通網整備ですか。この庄内空港利用振興協議会の負担金14万5,000円。これは当初予算では28万8,000円ほど組んであるわけでございますが、何かの理由でこの14万5,000円というのは出てきたのかなとは思いますが、延長する空港の調査費とかそういうものなのかどうなのか。この内容、これは何かあったから14万5,000円にしたと思いますので、この14万5,000円の中身についてお知らせ願えればと思います。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問がありました庄内空港利用振興協議会の負担金14万5,000円の追加補正についてでありますけれども、この負担金につきましては、当初予

算でも予算を計上していたところであり、その予算をもとに庄内空港利用振興協議会が庄内空港の利用促進の各種事業を行っていたところでもあります。昨年度といいますか今年の3月の下旬から5月いっぱいまで庄内空港の期間増便が決定されたところであり、今後10月の1ヵ月間も5便化の期間増便が予定されております。

庄内空港としましてはしばらく4便化ということで空港に飛行機が発着していたわけですが、地元庄内の発展を期す上では、庄内空港の5便化が早急に達成されることを目的・目標としております。3月・5月の期間増便にあたりまして、その5便化の間に利用者が多く利用されることを目的に、期間増便中の旅行代理店等の企画ものに対する助成、それから空港利用者へのクーポン券割引といったものを振興協議会の方で事業を実施しておりました。

それに、当初予算の他にさらに上乗せをし、この5便化を推進するということから、山形県が1,000万円の追加補正、庄内の5市町が500万円の追加補正を行うというようなことで、今回三川町分として14万5,000円を追加補正するものであります。

なお、これらの取り組みについては3月から行ったわけですが、4月の状況を見ますとだいぶ利用者が戻り搭乗率も向上しているということで、一定の効果が見られたということからさらなる利用者増を図っていくというようなことを目指していきたいと思っております。

以上です。

○議 長（志田徳久議員） 8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 一応説明と中身について分かりました。ぜひとも庄内空港を大いに利用していただきまして、活性化に繋がると。5便に関わらずやはり相当の利用者もいると思います。私は、やはりそういう選択肢でやっていくことも良いと思います。この予算と少し関連ですけれども、まず実際のよほど前から空港の延長の話があったと思うんですけれども、この予算とは少し関連でどのぐらい進んでいるのか。延長がいつころになるのかならないのか。これ延長もだいぶ前から行っているんですね。全然進まないなと思っているんですけれども、その辺もし分かればお知らせ願えればと思います。

庄内空港を利用してもいいわけですが、少し料金が高いんですね。昔から同じなんですよ。やはり公共関係に携わっている方は何とも思わないで使えますけれども、個人だと行き帰りが約4、5万円かかりますので、決して安いと言えないので、その辺ももう少し何か良い方法があればなということは私は思っているのであります。なんとしても、いわゆる内陸よりも道路の進み具合も遅れていますし、計画道路は30年も待ってもまだ前に行っていないと、日本海沿岸東北自動車道はましてそうでしょうし、内陸ばかり延長しておりますので、庄内空港も少し安くするなどの手立てをすればいいのかなと私は思っておりますし、もしその辺分かればお知らせ願えればと思います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 庄内空港の滑走路延長のご質問でありましたが、地元の5市町におきましては庄内地方の重要事業要望というようなことで、空港の滑走路延長というようなことを中央省庁等に要望してきたところでもあります。現時点で具体的なこの滑走

路延長の計画というのはまだないようであります。ただ、庄内地方におきましては、そのインバウンドの観光需要を見越して大型機が来られるように、また、さらには季節風で欠航する便数があるというようなことで、その欠航便を減らすために大型機を導入したいというような思惑があるというようなことから、ぜひそういった滑走路延長については、三川町としても引き続き要望をしていきたいというように考えております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 私からは、議第31号一般会計補正予算第3号の4款衛生費、2項清掃費に係る補正予算について質問させていただきます。

まず最初に確認なんですが、この議第31号の補正予算の計上については、後日審議されます第35号の鶴岡市との事務委託規約の改正の内容と関連する予算なのか確認したいと思います。

それから二つ目として、今回上程されました下水道処理施設整備事業負担金という内容ですが、これは昨年度、令和4年度の当初予算に計上になりましたし尿浄化槽汚泥等投入施設基本計画策定業務負担金、これと同一性、あるいは関連性のある予算であるか確認したいと思います。

三つ目として、再三指摘させていただいております「負担金」という節を使っての計上については、鶴岡市からはあくまでも「委託料」ということでの説明を受けておりました、請求内容につきましても鶴岡市は「委託料」として請求している。「負担金」という文言を使っての請求行為は行っていないという説明を受けておりますので、それについての確認をいたしたいと思います。

併せて、今回の補正予算負担金という名称で計上になっておりますこの数字についての負担の割合の算定方法についてですが、以前確認したところ現在処理している処理量に基づいた割合によって算定しているという説明を受けたと認識しておりますが、その算定方法についても現在処理している量に基づいて、この負担金という数字を算定されているものかどうか確認したいと思います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 今議会において規約の改正の方を提案させていただいております。この度の補正予算につきましては、下水道処理施設整備事業負担金ということで関連性はあるものでございます。

それから、令和4年度に鶴岡市の方で策定いたしましたし尿に関する基本計画との関係性でございますけれども、昨年度し尿処理の導入について、今後の三川町のし尿処理のあり方等について模索するというところで、鶴岡市の方と基本計画を策定いたしましたところでございます。その基本計画の中で、将来的には下水道施設、それから一般廃棄物としてのし尿処理、これを共同化した方が有利になるということで結論づけたところでありまして、それに基づく作業ということで関連性はあるところでございます。

それから負担金と委託料の関係でございます。こちらの方につきましては、三川町といたしましては施設の整備それから運営に係る経費を規約に基づいて委託しているこの一般廃

棄物の処理の経費の負担の方法といたしまして協定書を結び、それから算定要領を策定いたしたところでございます。その中で、整備に係るものについては負担金、それから運営に係るものは委託料ということで、明確化にするという観点から予算化されているところでございまして、昨年度それから今年度の当初予算におきましても同様の取り扱いをさせていただいたところでございます。

鶴岡市からの請求につきましてでありますけれども、一般廃棄物の処理に係る委託料のうち施設運営負担金の納付ということで請求をいただいたところでございまして、今回連絡をいただいているところでございまして、施設整備につきましては負担金という形で予算計上いたしているところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 答弁漏れが一つあったのですが、算定割合に関する方法なんですけれども、これは現在の処理量に基づいての負担割合ですか。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） すみません答弁漏れがございました。算定料の割合につきまして、基本的にこの規約それから協定書算定要領に基づきまして三川町の排出量、これをベースに考えているということでございます。今回連絡いただいたものにつきましては、し尿のその数値、こちらの方、鶴岡市と三川町で案分をかけたというものになってございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） では2回目の質問をさせていただきますが、まずは今答弁がありましたし尿それから浄化槽汚泥の処理料について、現在の処理委託料に基づいて処理をお願いしている数量に基づいて鶴岡市と案分しているということでありましたけれども、これと併せて、改めて市の浄化槽汚泥処理施設を鶴岡市の下水道処理施設に併合することが効率的だということは十分理解できるんですけれども、特に三川町が処理を委託していますし尿浄化槽汚泥の処理の施設の部分というのは、浄化槽下水道処理施設の中でも分離した形で確認できるのか。いわゆる処理量を処分量を明確に確定させることができるのか、それを確認したいと思います。

それで、今現在のし尿浄化槽汚泥の処分量によって負担金を支払っていると。そもそもが鶴岡市の施設整備の負担金を求められるということになると、再三言っていますとおり、地方財政法に、法的に各自治体で処理しなければならない項目について、他町村に負担金を求めるということは違法だということが明記されております。その根拠となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これには処理計画を立てることと、それから処分を行うということが第6条と第6条の2というように分けて条建てになっておりまして、計画については第6条にあるわけで、その中に処理施設の整備に関する事項ということが明記になっているわけです。三川町は自前で処理計画というものを策定しているわけで、施設の整備に関してまでは、三川町の処理計画には盛り込めないはずなんです。

つまり、自前で処理しなければならない話ですから、三川町の行政区域内に処理施設を

整備するというのであれば、これはこの第6条の法律の規定に基づいて施設の整備計画を考えなければならない話なんです、隣の自治体である鶴岡市の処理施設整備計画についてまでは三川町は言及することができない。あくまでも三川町が鶴岡市にお願いできるのは第6条の2にあります処理に関することであって、これも廃棄物処理計画に基づいて各自治体でしなければならないということがあるわけですから、処分に関しては鶴岡市にお願いするということになるわけで、その施設整備計画までも業務委託ができるということは、法的にも違法であるということを再三申し上げているところです。

そういった論点をまた深めていかなければならないということを前提にしながら、併せて2回目の質問としましては、特にし尿、それから浄化槽汚泥についての現在の処分量によって委託料をお支払いしているということでありましたけれども、これから将来的なことを考えますと、一人暮らし高齢者がどんどん増えてきている。残念ながら高齢化によって施設の入所が進んでいるというところで、空き家の増加も増えていくわけです。そうなるといわゆるし尿、それから浄化槽汚泥が発生する公共下水に接続していない世帯というものはどんどん減少傾向になっていくと思われる中で、現在の処分量をベースにして委託料を支払っていたものが、将来その施設が完成した後に、実際のその施設を稼働いただいて処分する場合の処分量等に格差が生ずるということは誰も想像がつくわけですが、その部分についての精算というのをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

それから先程申し上げましたとおり、地方財政法的にもまた予算決算及び会計令、いわゆる会計法的にも違法性のある処理になっているわけですが、財政を所管する総務課として、鶴岡市からは委託料として請求が来るものを町の予算で負担金として計上するということの整合性について所見をお伺いしたいと思いますし、併せて最終的な支払いを行うのは会計管理者の責任で支払いを行うわけですが、その際には請求書とそれから支払い命令の伝票の内容等を突合した上で支払いをしなければならないという会計管理者の責任があるわけです。鶴岡市からは委託料として請求書が回ってきているにも関わらず、三川町からの支払い命令は18節の負担金ということで支払いすることについて、会計管理者としてどう認識をなされるのか所見をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私の方から3点お答えさせていただきます。

最初にし尿処理の投入に係る排出量の減量についてでございます。こちらの方につきましては、新たに下水道処理施設の中にその投入施設というものを設ける予定にしております。そこに搬入された段階で、し尿として三川町から搬入された分、鶴岡市から搬入された分ということで明確に分離することができますので、その排出量については把握することができるものと考えております。

続きまして、三川町一般廃棄物処理基本計画についてでございます。こちらの方につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間という形で、令和3年3月に策定したものでございます。この中で三川町の廃棄物については鶴岡市の方に処理を委託するというような形での内容となっております。また、し尿処理におきましても鶴岡市に処理をお

願いするという形での記載となっているところでございます。

また、鶴岡市と三川町の規約の中でも、この基本計画を策定した段階ではお互いに、三川町が鶴岡市の方にこの基本計画の方をお知らせするというところで条文が定められていることから、三川町と鶴岡市の方で連携を密にしているところでございます。

続いて、し尿処理量それから浄化槽汚泥の処理量についてでございます。し尿処理、いわゆる汲み取り等、便槽からの発生する汚泥につきましては、やはり三川町の場合、下水道及び農業集落排水等、その施設がかなり整備されていることからその件数については減少傾向にあるということで認識しております。今後も議員おっしゃられるとおり、現在接続していない方、こちらの方が切り替わっていくということがあり、し尿の汲み取りをされている方は減少していくものと捉えているところでございます。

しかしながら、浄化槽汚泥、この浄化槽汚泥には一般家庭、それから企業において設置してある浄化槽、それに加えて農業集落排水の処理場において発生する汚泥というものも含まれているところでございます。そのためその発生源については、減少は多少の動きはあろうということは想定できますけれども、なくなるということはありませんかというところでございます。

また、鶴岡市におきましても同様に現在汲み取りしている世帯が減少していく、それから浄化槽等の汚泥の処理、こちらの方も継続していくということで、やはりこのし尿処理については、今後とも安定的に対応していかないといけないというところでの見解は持っているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 委託料と負担金についてのご質問でありました。ご質問にありましておき、し尿汚泥等の処理にあたっては、その業務を鶴岡市から担っていただくということでの委託料の支出ということにはなろうかと思っております。ただ、この度の4款に計上される負担金につきましては、そのし尿汚泥を処理するにあたって鶴岡市が整備をする。それに付帯する計画等の策定、それにおいては、鶴岡市の施設建物の整備計画に関わるものではございますが、本体の整備も含めまして、本町のし尿汚泥これを受託処理するためにその必要な分、三川町分も勘案、盛り込んだ中での計画なり施設整備ということになろうかと思っております。

そういった視点から考えますと、町が単に委託して本町の施設を整備するというのではなくて、そういった三川町分もここに含めていただく中での施設整備ということで、負担金という形になっているものと解しております。

○議長（志田徳久議員） 鈴木会計管理者。

○説明員（鈴木 享会計管理者） 会計管理者の立場からご答弁を申し上げます。今回の負担金、または委託料で支出するかにどうかにつきましては、当局の支出命令に基づきまして支払いの審査を行うものでございまして、これまでどおりの負担金としての支出で適正なものかと判断したところでございます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 他にございませんか。6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 最後の会計管理者からの答弁、負担金が適切であるということでは会計管理者としての責任を果たされていませんで、つまりは請求書の内容と町からの支払い命令とこれが一致しているかどうかということでは支払いを判断するわけでは、鶴岡市から先程言っていますとおり委託料としての請求で来るわけで、その内訳として施設整備負担金、処理負担金という内容的にはそういった文言が使われているのかもしれませんが、決算処理上はあくまでも委託料として鶴岡市から請求来るものを、町の支払い命令が負担金ということでは合致しないだろうということでの改めて所見を伺いたいと思います。

先程建設環境課長から説明もありましたが、これから浄化槽汚泥については、公共下水と合わせて農業集落排水も、出羽大橋に懸架してパイプを通して酒田行政区域であれば酒田市地内の総合処理場に全部接続するという計画がある中で、確かにゼロにはならないかもしれませんが、その点を考えて先程質問をしました、現在の処分量によって支払いしている、敢えて施設整備負担金分という表現を使わせてもらいますけれども、それとその負担金を今支払いしている新たな施設が完了した後の実質の処分量の格差というものは生ずるわけですが、この精算方法については鶴岡市と何らかの協議されているのかその状況について答弁をお願いします。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木会計管理者。

○説明員（鈴木 享会計管理者） ただいまのご質問につきまして、予算計上の仕方も含めまして、昨年度までに負担金で計上するのか委託料で計上するのかということについて、県の方に確認をさせていただいておったということで引き継ぎをしております、また請求書の内容につきましても委託料と負担金という形で、二つが明記されているということで、どちらの方の支出もしくは予算項目でも問題ないということで回答をいただいておりますので、私どもといたしましては、当局の判断どおり負担金としての支出を認めたところでございます。以上でございます。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 汚泥の発生量に基づくその割合ということでございます。農業集落排水の公共下水道への接続につきましては、現在、将来的な課題ということで、その時期、それから方法等を模索しているところでございまして、その対応が切り替わるのは明確にお話することはできないんですけれども、やはりその浄化槽汚泥、三川町にあります各種工場、それから商店、それから個人が持っている浄化槽というものはこれからもそのまま存続していくのかなということで考えているところでございます。

この料金の精算についてでありますけれども、基本的には規約、それから協定、それから算定要領に基づきまして、その排出に基づいて計算をするということで記載して取り扱われるものでございます。今後、新しいし尿に関する施設につきまして、その支払いの方法、それから内容等につきましては、今後詳細に詰めていかないといけないということで鶴岡市の方とお話をしているところでございまして、その基本的な考え方は協定それから算定要領に基づくものではありませんけれども、細部については今後も鶴岡市の方と適切な内容で取り扱われるように協議を続けていきたいと思っております。以上です。

- 議長（志田徳久議員） 他にございませんか。3番 小林茂吉議員。
- 3番（小林茂吉議員） 私から確認の意味で一つお聞きします。補正予算7ページ、先程も同僚議員が触れておりましたが、いわゆる部活動の件であります。このスポーツ文化振興協議会という組織は実在しているのかどうか、その確認をまずしたいと思います。また、この部活動改革整備という体制整備はどちらの方に委託されるのか、ここをお知らせください。
- 議長（志田徳久議員） 中條教育課長。
- 説明員（中條一之教育課長） ご質問にございました三川町のスポーツ文化振興協議会につきましてですが、こちらにつきましては、昨年度からこの部活動改革の中で準備検討委員会を開催し、三川町の部活動の体制を担っていくためにどういった組織を作っていくべきかということを協議してまいりました。その中でスポーツ文化振興協議会という組織の立ち上げをし、この部活動改革に対応していくというようになったところでございますが、こちらについては現在のところはまだ設置をしておりませんし、4月に行いました準備検討委員会の中で現在6月に設立をする方向で現在進めているという状況でございます。委託につきましても、このスポーツ文化振興協議会の方に委託をいたしまして、地域移行の方を進めていく考えでおります。以上でございます。
- 議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。
- 3番（小林茂吉議員） 課長の答弁でおおよそ理解できました。まだ組織は設立なされていないということでありました。これまで準備検討委員会が何度か開催されたというように思いますが、そこに参画している各団体と申しますか、そうした人方とのいわゆるコミュニケーションはしっかりとってきたのか。この部活動改革についても、事前にこの参画している4団体の中でも、やはり十分説明しながら皆さんから理解を得てきたのか、その辺をお聞きしたいと思います。どうしても今のところ予算が、予算の増減だけが先行しているような形で、実在していない組織がまだあるのに予算が先行しているなということで疑問を持ちましたので、一つ答弁をお願いします。
- 議長（志田徳久議員） 中條教育課長。
- 説明員（中條一之教育課長） この部活動の地域移行に関しましては、昨年度から各種団体、特に庄内のスポーツ関係の団体でありますとか、文化団体の方にも説明をさせていただきまして、三川中学校が今担っております11の部活動についての地域移行について説明をしてきたところでございます。各団体の皆さんからもこれまでの部活動のこれからのあり方について様々ご意見をいただきながらスムーズな移行について話し合いを進めてきたところでございます。
- 先程も申しましたとおり6月の設立におきましてこの協議会を立ち上げ、中学校の今地区総体がこれから開催されるところでございますけれども、そこまでは従来どおり学校の部活動として今現在活動を行っているという状況でございます。秋の新人戦に向けまして、そこからは地域がその休日の部活動、部活動というか休日の地域クラブとしての活動というような形にこれからなっていくわけなんですけど、基本的には休日は部活動は行わずに地域クラブというような活動体系にこれから変わってまいります。

そちらを担っていく上で、まずそういった組織をしっかりと作りながら、関係団体からの協力をいただきながら進めてまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） この間、令和5年度の教育概要が私どもの方に届いておりまして、この地域移行については今おっしゃるとおり総体終了後にその方針というのを明らかにしていくということでした。書いてありましたね。それで最終的に私どもにそうした方針を組み立てたものをいつごろまでお届けする予定なのか。その辺を教えてください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） まず今の三川町としてのあり方というものは、各団体それから保護者、それから関係する方々にはお知らせをしてきたところでございますけれども、設立をし、新たな体系が固まった段階でまた議会の皆さまの方にも現在の状況等も含めましてお知らせしていきたいというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私の方から1点だけお伺いしたいと思います。3款民生費の社会福祉総務費、戦没者追悼式開催委託料、当初予算分が減額されているわけですが、この要因について説明をお願いします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 戦没者追悼式は昨年度までは遺族会が主催となり実施してきましたが、遺族会の高齢化、会場の温度、他市町が町主催の献花方式で実施しているなどを総合的に判断し、令和5年度からは町が主催で実施することとしたところです。当初、他の町を参考に業務委託で実施することで計画していたところですが、令和5年度になり関係機関と詳細の打ち合わせを行ったところ、業務委託をせず、町主催、町が事業主体となることができると判断し、今回変更する予算を計上したところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 遺族の高齢化というようなことへの対応ということでありました。また、今後も継続して取り組んでいくことにはなろうかと思いますが、そういった遺族の負担を軽減するためという意味もあろうかと思いますが。これまで寺院等で行われてきたわけですが、ただいま献花方式というような説明があった中で、会場とまたその開催の仕方等について、また今後の計画等含めてお伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 会場は今年度はテオトルを予定しております。遺族会等と毎年度打ち合わせをしながら実施時期を検討しながら会場も含め検討していきたいなどは考えております。また、今年度は7月18日を予定しているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから採決します。各会計補正予算3件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第31号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第3号)」の件を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 7 名 不起立 2 名)

○議 長（志田徳久議員） 起立多数であります。したがって、議第31号「令和5年度三川町一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

次に、議第32号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第32号「令和5年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

次に、議第33号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第33号「令和5年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。日程第12及び日程第13、以上2件を、一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第12及び日程第13、以上2件を、一括議題とすることに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第12、請願第1号「放課後児童クラブの待機児童解消のために抜本的な対策を講じることを求める請願」の件、日程第13、請願第2号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願」の件、以上2件を一括議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 請願受理番号1、「放課後児童クラブの待機児童解消のために抜本的な対策を講じることを求める請願」につきまして、その趣旨を説明いたします。現在、三川町では学童に希望していても入れない児童数が増え、保護者の間からは学校を終えてからの児童の過ごし方、放課後児童対策について大きな問題として取り上げられています。学校が終わってから子どもが1人で留守番をしているため施錠をさせているが不安はつきない、共稼ぎで子どもを見る人がいない、いても体力的に衰え孫の面倒を見られないなど、各家庭での事情は様々であり、家庭生活を揺さぶる問題にまで発展しております。

三川町として待機児童の解消のため、放課後児童教室など根本的な対策に向け、議会を通

して町側に要望することをお願いします。

以上、お願いいたします。議員諸兄の賛同をよろしくをお願いします。

続きまして、請願受理番号2、食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について、趣旨を説明いたします。

政府による食料・農業・農村基本法の見直しは法案の具体化や見直しに即した基本計画の検討を前に山場を迎えており、食料安全保障の強化、再生産に配慮した適正な価格形成、その実現に向けた国民理解の醸成・行動変容、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の活性化に関し、法整備、関連施策の拡充・再構築などに万全な予算措置が必要となります。持続可能な農業生産に、基盤となる農村の振興は欠かすことができず、農業振興と農村振興は一体的に進めるべきと考えます。

以上のことにより、認定農業者等の担い手はもとより多様な担い手が果たす役割は極めて大きいため、農村振興のみならず農業振興の観点からも多様な担い手を基本法にしっかりと位置付けること、水田活用の直接支払交付金の見直しにとまらず、ゲタ対策等の経営所得安定対策や、個々の農家に対する新たな直接支払制度の導入を含めて施策全般にわたる見直しを求めるものであります。

以上の内容についてお願いいたします。議員諸兄の賛同をよろしくをお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号及び請願第2号については、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、明日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

（午後 0時05分）

令和5年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年6月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐 藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	齋 藤 茂 農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田	浩	議会事務局長	飯鉢	凜	書	記
遠渡	蓮	書記	渡部	貴裕	書	記
井上	史則	書記				

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 3 日 6月8日(木) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 5名

日程第 2 付託事件の委員会審査期限延期要求（産業建設厚生常任委員会）

請願第1号 放課後児童クラブの待機児童解消のために抜本的な対策を講じることを求める請願

日程第 3 請願審査委員会報告（産業建設厚生常任委員会）

請願第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願

○ 散 会

○議長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（志田徳久議員） お諮りします。議事日程はお手元に配布のとおり、追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は7名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上5名の議員より一般質問を行い、後の2名の議員については第4日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規定第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者1人につき1時間以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。したがって、質問者は簡潔に要点を、また答弁者は明快簡潔にその要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、5番 砂田 茂議員、登壇願います。5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員）

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. 公園のトイレの整備状況について | 1. 快適で安全性が高く多くの人に親しまれ楽しんでもらうための公園には、誰もが使いやすいバリアフリーのトイレが不可欠と考える。本町の都市公園のトイレの整備状況を伺う。 |
| 2. マイナンバーカード普及促進に対する姿勢について | 1. 自治体のマイナンバーカード交付率と地方交付税の配分関係について伺う。
2. マイナンバーカードを使ったコンビニ交付サービスで住民票などの誤交付や、マイナンバーカードと一体化した健康保険証に別人の診療情報がひも付けられた問題等が各地で発生している。本町の状況を伺う。
3. 健康保険証を廃止しマイナンバーカードに置き換えることについての見解を伺う。 |
| 3. 国民健康保険税について | 1. 被用者保険料より高い国民健康保険税の収納状況からみえる課題と対応について見解を伺う。 |

2. 国民健康保険では均等割の仕組みがあり、子どもの数が多いほど負担が重くなる。負担軽減についての考えを伺う。

令和5年第3回議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

質問事項1、公園のトイレの整備状況について。

快適で安全性が高く多くの人に親しまれ楽しんでもらうための公園には、誰もが使いやすいバリアフリーのトイレが不可欠と考えます。本町の都市公園のトイレの整備状況を伺います。

質問事項2、マイナンバーカード普及促進に対する姿勢について。

自治体のマイナンバーカード交付率と地方交付税の配分関係について伺います。

マイナンバーカードを使ったコンビニ交付サービスで住民票などの誤交付や、マイナンバーカードと一体化した健康保険証に別人の診療情報がひも付けられた問題等が各地で発生しています。本町の状況を伺います。

健康保険証を廃止しマイナンバーカードに置き換えることについての見解を伺います。

質問事項3、国民健康保険税について。

被用者保険料より高い国民健康保険税の収納状況からみえる課題と対応について見解を伺います。

国民健康保険では均等割の仕組みがあり、子どもの数が多いほど負担が重くなります。負担軽減についての考えを伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の都市公園のトイレの整備状況に関するご質問ですが、本町におきましても、ユニバーサルデザインに配慮し、多くの方々に親しまれ、利用しやすい公園の整備に取り組んでいるところであります。

ご質問のトイレの整備につきましては、町内にある都市公園のうち、袖東公園においてバリアフリーに対応したトイレの整備を行い、多くの方々から利用いただいているところであります。

また、他の公園のトイレにつきましても、その利用頻度や老朽度等を考慮し、計画的に整備してまいりたいと考えているところであります。

質問事項2のマイナンバーカード普及促進について、1点目の交付率と地方交付税との関係に関するご質問ですが、現在、デジタル対応の取り組みを後押しする「地域デジタル社会推進費」が、すべての自治体の地方交付税に算入され、交付されております。さらに、今年度からは、この推進費とは別に自治体ごとのマイナンバーカード交付率を地方交付税に反映させる方針が「デジタル田園都市国家構想」において示され、カード交付率の上位1/3の市町村に対し、その交付率に応じて交付金が交付されることとされたところであります。

次に、2点目のコンビニにおいて別人の証明書が発行された問題等に関するご質問であり

ますが、本町においては、今回トラブルの発生した自治体で運用しているシステムとは異なるシステムによりサービスを提供しており、本年2月6日のサービス開始以降、こうしたトラブルは発生しておらず、当該システムの運用を委託している地方公共団体情報システム機構からも、総点検の結果、問題なく運用されているとの報告を受けたところでもあります。

また、医療保険証とマイナンバーカードが一体化した「マイナ保険証」において、誤って別人の情報がひも付けられた問題については、大企業などの従業員が加入する「健康保険組合」や、中小企業の従業員が加入する「協会けんぽ」、公務員が加入する「共済組合」などの保険者において、ひも付け作業をする際の確認作業の不備等により発生したものと聞いています。

本町が関連する医療保険者は、国民健康保険を運営する山形県及び後期高齢者医療保険制度を運営する山形県後期高齢者医療広域連合であります。現時点において、こうした問題は確認されていないところであります。

次に、3点目の健康保険証をマイナンバーカードに置き換えることに関するご質問ですが、この「マイナ保険証」を利用することで、重複する投薬を回避することができたり、高額な医療費を一時的に自己負担したりする必要がなくなるなど、被保険者自身にとって利便性が高まるものである一方、医療機関における設備投資に係る負担などの課題もあることから、国・県及び関係機関等と連携し対応してまいりたいと考えております。

質問事項3の国民健康保険税に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

まず、被用者保険の保険料は給与に応じた標準月額報酬で決まり、扶養人数が増えても保険料は変わらない仕組みになっております。一方、国民健康保険税は所得金額のほか、加入世帯の人数でも変わるものであり、加入者の多い世帯の税額は高くなる算定方式となっていることから、家計に与える影響も大きいものと認識しているところであります。

このようなことから、子ども等の加入者の多い世帯においては、世帯の所得金額に応じた軽減措置を講じているところであり、また、年間負担上限額を定め、負担の軽減と均衡を図っているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それでは公園のトイレ整備状況から再度質問させていただきます。

本町の都市公園、袖東公園、それから対馬公園、そしてパルク赤川の三つと記憶しておりましたが、ただいまの町長答弁では袖東公園という名前が出ましたが、他の二つ、対馬公園、そしてパルク赤川、この二つも含めた三つで間違いなかったか。最初にここを確認したいと思います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 三川町にあります都市公園、こちらの方につきましては袖東公園、対馬公園及びパルク赤川の3ヵ所となっております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 本町の都市公園と言われる公園、ただいま確認できまして3カ所ということでした。一口に公園と言っても国立公園、国定公園、都道府県立自然公園といった地域性公園から、国や地方公共団体の造営物公園まであり、その中の都市公園にも様々な役割や目的等、大きさによって種類・種別があり、近隣公園や地区公園などの住区基幹公園、総合公園や運動公園といった都市基幹公園、それから広域公園やレクリエーション都市など大規模公園の他、国営公園、緩衝緑地など分類されているようです。

そこでお聞きしたいのですが、何のために公園はあるのか。都市公園法では、「この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」と、このように書いてありますが、難しい言い回しで少し分かりにくいので、私なりに都市公園は公園としてきちんと整備して、みんなのより良い生活のために役立てるところにしましょうと、このように公園の役割も含めて理解したところではありますが、公園の役割というのはどのようなものであるとお考えなのか、見解をお聞きしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 都市公園、公園につきましては、住民の健康増進、それから憩いの場という形で整備されているものでございまして、その内容につきましては袖東公園と、それからパルク赤川につきましては、住民等の自由な活動で楽しんでいただく公園ということで整備したものでございます。また、対馬公園については街区公園ということで、地域の住まいされている住民の方に憩いの場として提供しているものでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 町民の健康増進、それから憩いの場ということで認識されているということでした。先頃ですけれども、新聞にカンヌ国際映画祭での公共のトイレの課題解決をテーマにした映画の記事が載っておりました。多様性のある社会実現を目標に、暗い、汚い、臭いといった課題がある公共のトイレを誰もが気持ちよく使えるように生まれ変わらせるプロジェクトの一環で製作されたものだったということでした。この映画の監督は以前記者会見で、「社会的な意義のある企画だと思った。英語で「rest room（レストルーム）」であるトイレが真の意味で、休む場所となるような物語を綴りたい」というこの言葉がとても印象的でした。トイレはストレスルームではなく、レストルーム、休息できる部屋でなくてはならないという意味で理解したところです。

昨年6月の定例会でもお答えいただいておりますが、利用頻度や老朽度などを考慮し、計画的に整備していきたいとのことでした。利用頻度という点では、多くの人が利用するそういうトイレから整備していくという理解でよろしかったのか。つまり利用頻度の低いトイレは後回しということなのか、お聞きしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） トイレの整備についての優先順位でございます。こちらの方につきましては、やはり使っている方が多いトイレ、その使用頻度というものが大きな鍵

となっているものと考えており、その整備にあたっては使っている方が多い場所、そちらの方を優先しているところがございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 利用頻度の多いところから整備を考えていくということのようですけれども、整備されたきれいなトイレでないと近年は利用されなくなっているのではないのでしょうか。また、よく整備されたきれいなトイレがない公園には人が来ない。来たとしてもトイレはきれいなところへ行って済ませ、そのまま他に移動してしまう、そのようになってきていると思います。

そして、ユニバーサルデザインに配慮し、多くの方々に親しまれ、利用しやすい公園の整備に取り組んでいるとも言っておられたと、このように記憶していますが、このユニバーサルデザインという言葉ですが、片仮名言葉でどういうことなのか分かりにくいんですが、検索してみると文化や言葉や年齢や性別など個人の違いに関わらず、多くの人が利用できるようにする設計で、それを実現するための過程といいますか工程ということで、つまりは誰もが使いやすいものを作っていくということで、小さな子どもからお年寄りまで年齢や障害のあるなしに関わらず、すべての人が使いやすいように整備していくということをおられたと、このように理解していました。

そして、バリアフリーに対応していくということでもあったかと思えます。バリアフリー、これも片仮名言葉ですが、要は壁を取り除くということで物理的にも制度的にも、それから心理的にも障壁となるすべてを除去すると。例えばこれは邪魔だなというような物理的なものだけでなく、これは汚いな不快だな、また嫌だなといった気持ちのところ、心理的なところでもそういったものを取り除く、なくするといったことだと理解していましたが、そういう理解でよろしかったのか。このユニバーサルデザインに配慮し、バリアフリーに対応したトイレとはどういうトイレなのか。具体的などころをお聞きしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） ユニバーサルデザイン、それからバリアフリーに対応したトイレでございます。ユニバーサルデザイン、先程議員おっしゃられたとおり、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいようなデザイン、これをユニバーサルデザインというものでございます。また、バリアフリーにつきましては、段差等の物理的障壁の除去、それから心理的な障壁の除去、こちらの方を含めたものがバリアフリーということで捉えているところがございます。

バリアフリーに対応したトイレというものがございますけれども、一般的な男女の個室に加え、身障者、身体の悪い方も安心して使えるような多目的なコーナーを設けたブース、こちらの方も備えたトイレがバリアフリーに対応したトイレということで考えておるところでございます。現在、袖東公園の方にその3室を設けたトイレを設置したところがございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 私が理解していたところと同じように受け取りました。袖東公園の

トイレは令和2年度にバリアフリー対応のトイレに整備され、安心して気持ちよく使えるトイレになっております。ただ、雨の日などトイレの出入り口のところの屋根から雨だれが落ちてくるので、これがなければなおのこと良いトイレだなと思いましたが、これはたぶん雨の日は公園には誰も来ないし、トイレを使う人もいないだろうと想定したものだったのかもしれないとも思いましたが、早朝新聞配達されていた方が、あそこのトイレはきれいで気持ちが良いと、配達中に用を足したくなかったときに使っていると言っていました。公園自体を利用しに来た人でなくてもトイレは使われているということを知りました。

三川町都市公園条例の便所、トイレに関するところでは、腰掛便座、つまり洋式ですね、それから手すりが設けられていることや、高齢者や障害者の利用に適した構造と定められています。条例にそう書いてあると理解したところですが、これは車椅子の方も使用できるトイレということだと思いうんですけれども、車椅子も当然利用できるようなトイレということですよ、確認させてください。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 都市公園の条例で定めているトイレでございます。こちらの方につきましては、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインというものが国の方で定められておりまして、目標としてバリアフリーに対応したトイレを整備していくというもので条例の方に設定されているものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 条例に書いてあることは目標ということでした。車椅子の方が利用できる公園のトイレは、袖東公園のトイレだけということです。前回の3月議会の予算審査の折にも、高齢者には使用しにくいパルク赤川のトイレの整備についてお聞きしました。その際に高さのあるトイレの使用を軽減するため、踏み台と手すりの設置を考えていくという趣旨のお話でありました。また、これまでに同僚議員の質問に対しても、洋式化、それから水洗化、汲み取り式ではあるけれども簡易水洗のトイレということで、水を流して下のタンクに溜める形状のものを考えるとも言っておられたと記憶しています。

今の子どもたちや子どもに限らず若い人は見たことがないかもしれませんが、私の子ども時代の汲み取り式の便所、当時はトイレとは言いませんで便所と言っていました。これから夏に向けて気温が上がってくるとよくウジが湧いてきたものでした。今の水洗でないパルク赤川の汲み取り式のトイレ、便所だとこれからウジが湧いてくるのではないかと心配しているところですが、昨年の夏あたりはどうだったのか。ウジの発生とかはなかったのか伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） パルク赤川のトイレの管理でございます。パルク赤川のトイレ、現在設置しているトイレにつきましては、汲み取り式のトイレということでございますが、その管理、こちらの方は徹底することによって、ウジ等の害虫の防除には努めているところでございます。また、町の方にハエ、ウジの発生がひどいというような声は挙がっておらないところでありまして、管理の方が行き届いているのかなということ考えていると

ころでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ウジは大丈夫ということでした。少し安心しました。5月6日開催の菜の花まつりと同時に、パルク赤川オープニングイベントで熱気球搭乗体験が予定されていましたが、あいにくの天候で中止になったことは大変残念だったと思います。ここで、パルク赤川で今後また何かイベント等の企画の考えがあればお聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 5月6日のパルク赤川のオープニングイベント、熱気球の搭乗体験を予定しておったところではありますが、あいにくの悪天候により残念ながら中止と判断させていただいたところでもあります。その熱気球のイベント以外のイベントではありますけれども、今後、町の方で開催を予定しているイベントとして様々なものがあるわけがありますけれども、その際、会場として使っていただきたいということで考えておるところでございます。その主催及び担当する担当課の方とは十分情報提供をしながら積極的に使っていただきたいということで訴え続けていきたいと思っております。具体的なイベントにつきましては、その中で使えるもの使えないものを判断しながら決めていくものかなということ考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 今後にもぎわいを人が大勢集まるようなイベント等考えてくださるということでしたので、トイレの方も十分考えていただきたいなと思います。広報みかわでもパルク赤川の利用を呼びかけています。水遊びを通して水に親しんでもらいたいということで、噴水を備えているせせらぎ水路のある親水エリア、竈がある交流エリアでは芋煮会などが楽しめます。他に自由にスポーツやレクリエーションも楽しむグラウンドもあります。新たなにぎわいの場として整備されましたが、便所は前と変わらないままとなっています。

昨年ですけれども、70代の方から言われたことですが、「みんなと一緒におしゃべりしながら歩くのは楽しかったけれども年寄りにはトイレが本当に大変だった」というお話でした。そのときの状況から変わっていません。そのときの訴えは、「高齢者はどこへ行くのもトイレの問題があります。交流エリアのトイレを使用したけど、トイレに上がるステップが高いのと手すりもないので一人で上がるのが大変でした。せめて補助ステップ台みたいのがあればと思いました。それから実際トイレの使用のときに膝が悪いのでしゃがむと立つのが大変で、手すりがないので周りに手を伸ばしながら触れるところにすがりついてやっと立ち上がり、まさに命がけのトイレ使用でした。」と、このような訴えをしております。そして、今年の春先には30代のご夫婦でキャンプに来たが、「あのトイレではもう二度と来たくない」とも言っておりました。また、「昔のポットトイレならまだはつきり他の人の排泄物、大便是見えないけど、ここの公園のトイレはバッチリ見える、入りたくない」との声も聞かれました。

このように憩いの場である公園とトイレはとても大切な関係にあると思います。嫌だけど

仕方なく我慢して入る便所から、近年は各地で快適に休息できるトイレに変わってきております。にぎわいの場、多くの人に快適に利用してもらうには、ユニバーサルデザインに配慮し、バリアフリーに対応したトイレの早急な整備が必要であると申し上げるとともに、ぜひ職員の方々からも整備された袖東公園と他の対馬公園、それとパーク赤川のトイレも一度使用していただき、実感されてみたらいかがでしょうかとこれを提案させていただき、次の質問に移りたいと思います。

次に、マイナンバーカード普及促進に対する姿勢について伺います。今回5月25日にこの質問の通告を出してから、今日まで2週間余りで新たな問題が次々と明らかになって、私も質問内容を整理しきれない中で、先週保険証を廃止し、マイナンバーカードを供用する改定マイナンバー法が可決成立しました。多くの問題を残したままでとても議論が尽くされたとは思いませんが、そういうところでの再質問とさせていただきます。

先程交付率と交付税の関係では、その1/3、交付率の高いところに交付金が多く配分されるという少し納得のいかないようなことが起きているというお話でした。マイナンバーカードを住民に多く普及した自治体に地方交付税を多く配分するという国の政策で、自治体間で争わせて全体の交付率を上げていこうとすることに対して、恫喝する形で広めようとするアプローチが間違いだ、それから自治体への脅しと取られるあるまじき行為、という批判の声を上げた自治体がありました。まさしく自治体に対しての国からの脅しと捉えられても当然ではないかと思いますが、このような国のやり方についてどう思われているのか見解をお聞きしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） ご質問にありましたとおり、これまでは一定額すべての市町村にそれぞれの人口等規模に応じて推進費ということで令和3年度、令和4年度交付されてまいりました。今年度からは新たに500億円という配分額を町長答弁にもありましたとおり、上位1/3、交付率の高い自治体に増額して交付するといえますか、その方針も示されたところであります。

こうした交付率に応じた配分については、昨年度来そういう方針が見え隠れする中で、我々地方公共団体はその脅しというよりも、やはりその推進普及にあたっては地域実情等もありますので、そうしたものを単純に交付率をもって差をつけるといえますか、というところにはやはりどうしても不公平感・不平等というような感が拭えませんが、これについては一律とは申しませんが、全体的な総意として反対といえますか、そういった表明をしてきたところであります。ただ、デジタル化がそのマイナンバーカードとともに一定率普及が進むにつれて、そうした声が少しトーンダウンしたという向きもございます。

ただ、追加された増額になる交付増額分については、これまでどおり、昨年度と同様2,000億円という額が、やはり人口、それからその地域の実情等に応じて交付されることとはなっておりますので、追加分についてはさらなる推進という意味合いということでもあります。本町まだ交付率が低い状況ではありますので、今年度あるものが来年度あるというようには現時点では考えておりませんが、そうした今年度の特徴は特徴として捉え、本町での交

付率のアップというものに努めていかなければならないのではないかとこのように考えるところでもあります。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 国の差をつけるやり方については少し問題があるのではないかとこのようにご答弁だと理解しています。このようなやり方でカードの交付率を無理やり上げようとする自治体も実際現れました。行き着くところカードを持たない人を公共サービスから排除することに繋がると思います。現に、岡山県備前市では、住民運動に押されて市長が差別施策を撤回しました。任意であるはずのマイナンバーカードがあれば保育料や学校給食費、学用品が無料になり、マイナンバーカードがなければ有料にするという通知が保護者に送りつけられたということがありました。国に脅され差別を持ち込み、数字を上げようとした行政が住民の力で押し返されたというものでした。

総務省が発表している4月末時点での全国での交付率は69.8%となっているようですが、本町の、どの時点でも結構ですけれども、分かる数字のところ、交付率、住民の取得率はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 本町における交付率でございます。手元で最新のデータでございますが、4月30日現在で67.3%となっております。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） マイナンバーカードを持つことは、あくまで個人の申請に基づくもので、それぞれ希望者の任意によるものと認識しております。自治体に圧力をかけ、強引に交付率を上げさせる国のやり方は間違いだと言わせていただきたいと思ひますし、先程来あったように、町としても地方自治の理念に背くものだと声を上げていただきたいと思ひます。

それからマイナンバーカードは対面でもオンラインでも安全で確実に本人確認ができるデジタル社会のパスポートですと謳い、国は昨年度中にほぼ全国民に行き渡ることを目標にしていますが、多くの方がカードを持つことに対して、その利便性、それから必要性を感じられないのか、また個人情報の保護、漏れに対して不信感が拭えずにあったのか、交付率は上がらずにいたところ、最大で2万円分のポイントがもらえるという飴を見せ、マイナンバーカードの普及促進に2兆1,000億円という驚くべき巨額の予算を投じて普及を図ってきましたが、マイナンバーカードを使ったコンビニ交付での誤交付や、マイナンバーカードと一体化した健康保険証に別人の診療情報がひも付けられたとの問題が明るみになっています。

コンビニ交付では、別人の住民票が交付されたと総務省が5月12日に4自治体で14件の誤交付があったことを明らかにしています。また、抹消した印鑑登録証が出てきたとのトラブルが三つの市で11件あったと、5月16日に総務省が明らかにしています。いずれも富士通ジャパンのシステムでトラブルがあった。新潟市では交付サービスを停止したと伝えられています。デジタル庁は富士通ジャパンに対してシステムの運用停止、点検を徹底するよう要請して、総務省も自治体に点検を求めたと報じられています。

本来、デジタル化を進めてきた政府が原因究明に責任を持つものと思うところでありますが、自治体に点検を求めた、少しこれはおかしいのではないかと思うんですけども、先程の答弁に本町では問題がなかったとのお話をいただきました。マイナンバー制度の利用範囲を税と社会保障と災害の三つの分野に限定し、利用できる事務、情報連携は法律で規定しているから個人情報安全だと言ってきましたが、個人情報の紛失・漏えいは深刻な事態になっていると思います。個人情報保護委員会の報告では、2017年から2021年の5年間で少なくとも3万5,000人分のマイナンバーに関する情報の紛失・漏えいがあったと明らかにしています。また、カード取得者がカードを紛失し、再発行したという事例も全国で多数あるようです。

お隣の鶴岡市では、紛失再発行した件数が、令和3年度で147件、令和4年度で283件となっているようです。それから暗証番号の変更は、令和3年で882件、令和4年で1,412件あったとのことでした。本町の状況はどうか。本町で紛失して再発行となったケースはあるのか。あればその件数はどれだけあるのか。また、再発行までの時間、日数ですね、どのくらいかかるのかを教えてください。また、再発行までの時間、日数ですね、どのくらいかかるのかを教えてください。また、再発行までの時間、日数ですね、どのくらいかかるのかを教えてください。また、再発行までの時間、日数ですね、どのくらいかかるのかを教えてください。また、再発行までの時間、日数ですね、どのくらいかかるのかを教えてください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） お問い合わせの件で、まず1点目のマイナンバーカードの再発行の件数でございます。こちらは令和3年度は本町では2件、令和4年度は14件ということで数字を押さえております。また、パスワードの再設定の件数でございます。こちらは令和3年度は72件、令和4年度は183件というようなことで、データの方を押さえております。なお、再発行までにかかる日数、それから暗証番号の設定の理由につきましては、当方で今具体的な理由等を押さえておりませんので、改めてご報告させていただきたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） では後程確認させていただきたいと思っております。それから、健康保険証と一体したマイナンバーカードに他人の情報が紐付けされていたということで、厚生労働省によると、2021年10月から2022年11月までに7,312件が確認され、そのうち5件で医療費や薬剤などの個人情報が他人に閲覧されていたということです。この事実を発表したのが、先月の5月12日でなぜもっと早く報告しなかったのか。半年余りも公表しなかったことには疑問が残りますし、不信感が拭えないところです。

全国の開業医の6割が加入している全国保険医団体連合会でも、マイナンバーカードと一体になった保険証に関する調査を発表しています。オンラインによる資格確認を始めていたのは、2,385の医療機関で、このうち59.9%がトラブルがあったと回答しています。約6割にも及んでいると。他人の医療情報が表示され自分と他人の情報が同時に出てくるといったことや、カードがシステムに反映されておらず無保険扱いとなり、患者に医療費10割を請求したケースが206件あったなどです。

この保団連の会長は、医療情報の誤った登録は重大な事故に繋がる。直ちに運用を停止し、

改定案は廃止すべきだと訴えています。併せて、全国を網羅するデジタルシステム構築の実証実験をこともあろうに、人の生死に関わる医療現場で行っているとの告発もされています。

こんな中で、今の健康保険証を来年秋に廃止するとなりました。大変心配なので確認させていただきたいんですけども、保険証の廃止後カードを取得していない人には資格確認書が発行されるとのことですが、この資格確認書は申請が必要で有効期限があり、その都度申請しなくてはならないとのことですが、もし申告漏れなどで無保険扱いになることも予想されるのではないかと思います。このようなことが起きないように手立てをぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 保険証をマイナンバーカードと一体化するという法案につきましては、こちらの方でも連絡が来ているところでございますが、そのマイナンバーカードを持たない方に対する対策につきましてはまだ対応を検討するという段階でのお話しか来ておりません。本町としてどのような対応ができるかにつきましては、今後国・県等と協調しながら検討していく必要があるものだろうというように考えております。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 絶対に無保険になるようなことがあってはならないと思います。2兆円を超える巨額の予算を注ぎ込んで、マイナポイントという餌を普及促進に図り、そのポイントも別人に付与されていたりと、次から次へと問題が明るみに出ているマイナンバーカードですが、これからも運転免許証への紐づけや、どこまで個人情報が集積されていくのか。これはとめどない監視社会へのパスポートとして機能していくように思えてなりません。これまでも、海外ではマイナンバーは当たり前だと宣伝されていますが、実際には先進国と言われる国の中で、例えばドイツでは違憲判決で廃案になっています。フランスでは国民の抵抗で導入していません。イギリスは運用後、2006年から2010年で廃止になっております。オーストラリアも国民の猛反発で廃案になり、アメリカでは任意になったんですけども、情報漏えいや不正が問題化しています。また、お隣の韓国は個人情報が400万件流出したなどとなっています。

国からは餌をチラつかせ、メリットばかりが言われてきましたが、数々の問題が明らかになっております。実際に申請時、町民と関わり合う町としては、町民の方への対応は慎重にさせていただきたいと思いますが、今後の対応についてはどうなのかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ただいまのご質問につきまして、例えば口座登録ですとか、それから保険証としての利用につきましては、町の方としても希望者に対する支援という形をとっております、あくまでも個人の方の任意でという形で、まず配慮させていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） あくまでも任意ということで対応なさるということでした。続きまして国民健康保険税について伺います。先程来町長答弁にもありましたように、同じ世帯、

年収、家族構成も同じで中小企業の労働者が加入する被用者保険、これは協会けんぽと呼ばれていますが、それに加入した場合の保険料は労働者と使用者、社員と会社で双方が半分ずつの負担、折半となっていますが、それに比べ国民健康保険は協会けんぽの1.3倍、大企業など労働者が多く加入する健康組合の1.7倍の税負担と言われ、高過ぎる、重過ぎるとの声が多く聞かれます。

加入する医療保険が違うだけで、保険料が大きく違うということは、制度間の格差であり、不公平なものだと言えると思います。この高過ぎる国保税を払いきれない滞納は、2021年6月時点で、全国で208万世帯、全加入世帯の12%となっているようです。国保には、低所得世帯に対して保険税を減額する法定軽減制度7割、5割、2割減額の制度がある中で、その中で滞納が出ているという実態は深刻だと思います。滞納世帯から保険証を取り上げて、3ヵ月とか1ヵ月など期限を区切った短期保険証や、医療機関窓口で医療費を全額支払わせる資格証明書がありますが、本町での短期保険証の発行件数、資格証明書の発行件数はどうなっているのか。また、このような短期保険証あるいは資格証明書を発行する際の手続、発行するまでの手続はどのように行われているのかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 本町における国民健康保険の資格確認書につきましては、発行件数は0件というようになっておりまして、短期保険者については申し訳ございません、ただいま手持ちの数字がありませんので、こちらも後程ご報告させていただきたいと思います。

また、発行までの手続ということですが、こちらにつきましては滞納世帯に対しまして弁明の機会ということで、なぜ滞納に至ってしまったかというような理由の聞き取りをさせていただいております。また、数度に渡りまして滞納世帯の方に足を運ばせていただきまして、状況の方を確認をさせていただくというようなやり方もとらせていただいております。以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それを発行する際には何か協議とかをなさるのではないかとと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 庁舎内で滞納者審査会ということで協議をいたしまして、短期保険証にするか、そうでないかなどについて決定をさせていただいております。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 正規の保険証を取り上げられたり、無保険になった人が受診遅れのため死亡したという事例が全日本民主医療機関連合会の加盟医療機関だけでも1年に45人に上ったと報告しています。このようなことがあってはならないし起こしてはならないと思います。この辺についてもお考えの方をお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 全国を見渡しますと今おっしゃられたとおり、医療機関への受

診控え、短期保険証ですとか、資格者証を持って医療機関にかかること、もしくは一時的にでも自己負担額が増えることに関して抵抗があるということで受診控えに繋がるというケースが全国的にあるというようにお聞きしております。ただ、本町に関しましては資格者証を発行していないこと。また短期保険証を発行するという事で、滞納者に対する接触の機会そういうものを増やして生活状況の聞き取りだったり、必要であれば福祉部門へ繋げるというような形の対応をとることができたりということもできておりますので、単にその罰という形で短期保険証を発行しているという形ではないところでございます。以上でございます。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 厚生労働省は2009年に資格証明書の世帯でも医療を受ける必要があるが、医療費を払えないと申し出ただけで生活に困窮していることなど、いちいち立証する必要はないと言っています。つまり、あれこれ言わずに緊急に保険医療を受けられるようにすべき、これが当時の厚生労働省が示した姿勢でした。国保制度が始まってから半世紀の間に加入者の状況は変化してきていると思います。当初、1960年代の加入世帯の構成割合は4割が農林水産業、それから2割から3割が自営業で合わせて7割となっていました。近年2020年には年金生活者などの無職が43.5%。また、非正規労働者が33.2%で合わせて8割弱となっていて、ちなみに農林水産業者は2.3%、自営業者は16.6%となっており、以前は農業と自営業者の保険であった国保は、今では無職の方と非正規の方の保険になってきていると思います。

また、加入世帯の平均所得は、1990年当時で240.5万円だったのが、2020年では136万円まで大きく減っていて、国保加入者の貧困化が見えてきていると思います。そこでお聞きしたいのですが、本町の国保加入者の構成はどのようになっているのか。また、国保加入者の所得推移は、状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 本町につきましては、傾向としては全国と同じような形で、まずは以前は農業所得、自営業者、自営業の所得の多い方が加入する保険という形になっております。ただ、その会社勤めを終えられて、定年退職された方もやはり入ってきておまして、そういった流れはやはり高齢化もありまして増えてきているところでございます。

また、所得の状況ということでございます。国保加入者の大層を占める農業所得者でございますけれども、令和4年度と令和5年度を比べますと、収入自体は令和5年度は伸びているというようなデータを持っております。以上でございます。

○議 長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 国保加入者の構成比率、数字では何うことできませんでした。所得は低いのに保険料が一番高い国民健康保険、国保税が協会けんぽなど被用者保険と比べて高くなる要因に国保にしかない均等割と平等割があるからでありまして、被用者保険の保険料は収入に保険料率を掛けて計算するわけですが、家族の人数が保険料に実際反映していません。しかし、国保では均等割の仕組みがあるために、被保険者の数が多いほど税額が上がっ

ていく、子どもの数が多いほど税が引き上がるこの仕組みには、まるで人頭税だ、あるいは子育て支援に逆行しているとの批判の声が上がってきました。

人間の頭数に応じて課税する人頭税は古代に作られた税制で、人類史上最も原始的で過酷な税とされているものが、21世紀の現代の医療制度の中にある。このような強い批判に押されて、国も就学前の子どもの均等割を半額に軽減する仕組みを導入しましたが、これは免除でなく半減にとどまっています。小中高生に対しては人頭税のままとなっています。全国知事会などの地方団体は、子どもの均等割問題の根本的な解決を図ることを国に求めております。また、2010年代後半から全国各地で子どもの均等割を減額、あるいは免除する自治体独自の取り組みが始まっているようです。このようなことを踏まえて、本町でも均等割に対する負担軽減を考えてはと思いますが、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ただいま均等割に対する軽減措置を町独自でというお話でございました。今議員ご指摘のとおり、令和4年度から本町は国の制度を活用しながら未就学児の均等割について半額にするというような措置を行っております。ただ、こういった国民健康保険制度につきましては、医療負担と給付という双方向からのバランスを図る必要があるところでございまして、こういった人数に応じて税が増えることの問題につきましては、やはり国の制度設計において考えていただく必要があるのではないかなというように考えておるところでございまして、以上でございます。

○議長（志田徳久議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 全国の動きも徐々に変わってきているようですので、なかなか動きの重い国ではありますので、自治体独自の考えもこれから進めていっていただきたいなと思います。以上を申し上げて質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で5番 砂田 茂議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前10時32分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員）

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 来年度の学童保育のあり方について | 1. 来年度に向けた学童保育のあり方で、申し込み人数が増える傾向にあると聞いている。各小学校施設の活用を取り入れ保護者の不安を取り除くべきと考えるが見解を伺う。 |
| 2. シニア世代のデジタル活用について | 1. スマートフォンでの安否確認サービスやラインによる地域情報の収集、防災情報の確認、健康管理などの活用を図るため講習会を積極的に開催するべきと考えるが見解を伺う。 |
| 3. 農業振興について | 1. 担い手不足により、近隣市町への農地の流動化が進んでいるが今後の動向について見解を伺う。 |

2. 大規模農家への支援策で機械導入などが進み、設備投資は落ち着いてきていると感じるが、小規模農家の自立支援策について見解を伺う。

令和5年第3回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

質問事項1、来年度の学童保育のあり方について。

来年度に向けた学童保育のあり方で、申し込み人数が増える傾向にあると聞いていますが、各小学校施設の活用を取り入れ保護者の不安を取り除くべきと考えますが見解を伺います。

質問事項2、シニア世代のデジタル活用について。

スマートフォンでの安否確認サービスやラインによる地域情報の収集、防災情報の確認、健康管理などの活用を図るため講習会を積極的に開催するべきと考えますが見解を伺います。

質問事項3、農業振興について。

担い手不足により、近隣市町への農地の流動化が進んでいるが今後の動向について見解を伺います。

大規模農家への支援策で機械導入などが進み、設備投資は十分落ち着いてきていると感じるが、小規模農家の自立支援策について見解を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の学童保育のあり方に関するご質問であります。学童保育所は、就労等で日中留守になる家庭の児童を預かる場所で、保護者等の就労状況に応じ、入所者を決定しているところであります。

ご質問にあります各小学校施設の活用については、今年度、新たに押切小学校に低学年対象の学童保育所を設置し、庄内アソビプロジェクトで運営を始めたところであります。来年度につきましては、現在の5歳児が多いことから、利用申し込み人数も増加するものと考えておりますが、横山小学校や東郷小学校でも学童保育所を開所することは、資格を有する職員がさらに必要となることから困難であると伺っているところでもあります。

そのようなことから、利用を小学生まで拡大した子育て支援センターでの一時預かり事業の周知を図るとともに、入所基準等について事業主体である庄内アソビプロジェクトとともに検討してまいりたいと考えております。

質問事項2のシニア世代のデジタル活用に関するご質問であります。国においては地域社会が抱える様々な課題の解決策の一つとして、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが必要であるとして、特に行政手続のデジタル化を強力に推し進めており、町においても三川町DX推進計画のもと各種取り組みを行っているところでもあります。

こうした中、今後のデジタル化の恩恵を幅広い世代に広げていくためには、デジタルの活

用に不安のある高齢者等の解消が課題であると捉えております。スマートフォンやパソコンなどのデジタル機器に関する基本的な操作講習や行政情報に関する有用なアプリの使い方等につきましては、コミュニティ活動支援員派遣事業による出前講座や町民講座などにより実施するとともに、町ホームページにおいても各種アプリ情報の提供に努めながら、デジタルに取り組みやすい環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

質問事項3の農業振興について、1点目の農地の流動化に関するご質問であります。本町における農地の賃貸借については、県農地中間管理機構を仲介する方法や直接的に貸付人と借受人が締結する方法などがあり、また、農地とは別に特定作業受委託による委託の方法などがあります。

農地における賃貸借については、主に農業委員会が窓口となり、希望に沿った条件で契約を締結しており、借受人が見つからない場合は、地元や近隣の生産組合との連絡調整等により借受人を探すこととしております。

しかしながら、地元や近隣の農業者が受託できない場合や近隣市町の農家や団体と親戚等の関係にある場合など、行政界を越えて賃貸借契約等を要望する事例もあります。

今後の動向については、本町の高い集積率により、借受人の耕作面積が増加傾向にあることや貸付人と借受人の居住地に隔たりがあり、地域的に偏りが生じている点などを考慮すると、特定の地域においては行政界を越えた賃貸借契約等が増加するものと考えられるところであり、

次に、2点目の小規模農家の自立支援策に関するご質問であります。本町では新農業所得構造改革推進事業により、農地の集積・集約化に向けた大規模農業やこだわりの米づくり、園芸作物、土づくりに意欲的に取り組む農業者を支援しているところであります。

しかしながら、それぞれの支援については、作業内容や面積等の支援要件、補助対象基準が設定されているところであり、ご質問の小規模農家についてはこの支援要件等を満たすことが困難であることから、生産組合や複数の農家による共同体等に対する助成を行うことにより、その経営を支援しているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは再質問の方をさせていただきたいと思っております。まず初めに来年度の学童保育のあり方についてから再質問させていただきますけれども、ただいま町長答弁で来年度は5歳児が多いことから、利用申し込みの人数が増えるものと想定されるといったような中身であったと思っております。学童保育を希望する具体的な予想人数が分かればまずはお聞かせ願いたいと思っております。

また、増える児童を受け入れる体制について事業主体である庄内アソビプロジェクトとともに検討するといった部分がありましたが、具体的には事業者主体側で今回同様の人数制限がなされた場合、すべての子どもたちの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していくといった基本理念に反するものと感じております。三川町では、こども支援プロジェクト宣

言で、子育てするなら三川町と言っているわけですので、そこに矛盾が発生し、来年度も今年度同様の問題が発生し、保護者からはより一層の反発が予想されます。町に対する信頼はより一層地に落ちるものと想定されます。この問題に関しまして、一番初めに見解を伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） まず初めに来年度の申し込みの予想人数でございます。ただいま現在の5歳児を対象に、来年度の学童保育所の利用の希望があるかどうかを調査しているところであります。この調査につきましては、必ず入る・入らないをこれで決定するものではないということでの今現在の意向ということで調査しております。まだ未回答の方もいらっしゃいますけれども、その中の回答によりますと、5歳児全体の5割から6割程度の方が希望したいということでの申し込みをアンケート上はいただいているところでございます。

また、来年度の受け入れ体制ですけれども、こちらにつきましては、今年度二十数名の不承諾者が出たわけでございまして、来年度新1年生が増えることから、入所基準の方を大変申し訳ないんですけれども、現在は就労の状況を第一義的に調整している基準とさせていただいているところでございますけれども、学年もこれに加味した形での入所調整をしていただけないかということで、現在調整している段階でございます。ただ、この利用希望の申し込みの人数を見ますと、全員を受け入れるというのは難しい状況になるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 今の答弁によりますと新しく入る方の希望者に関しましては未定とありましたけれども、半分以上の方がそういった希望をしている、5割から6割といった数字が挙げられました。そうなりますと、今年度よりはたぶんそういった部分で、またより狭き門といった部分で学童に入らない児童が増えると感じております。すべての子どもを対象にと謳っているわけですけれども、今の答弁によりますと学年を調整したいといったような言葉がありました。学年を調整したいといひますのは、基本的には高学年を指しているのか。そういった部分をもう一度確認したいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ただいまの学年ということでしたけれども、全国的にも待機児童が多い状況があるところがございます。そちらの方の例も参考にしながらではありますけれども、低学年を優先させていただきたいと考えております。4年生、5年生、6年生につきましては、応募人数によりますけれども、もしかしたら入れないということになるかと思ひます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） すべての児童を対象にといった部分の中身に関しましては、私はすべての学年、そのとおりの言葉だと思っておりますし、やはりそれを受け入れる体制を整えるのがやはり行政の役割だと感じております。今回様々な問題で、当初から保護者からの

意見等をいただきながら、本当に困っているといった現状が改めて感じられました。やはりこういった問題が今の時代、この家庭の状況が共稼ぎ世代、そしてまた孫親に関しましてもまだ若いといった部分で、実は家族全員が働いている家庭が多いようです。

また、逆に孫親がいる家庭に関しましては、実は体力的に孫の面倒がもう見切れないんだと切羽詰まった内容で、本当に家族間で大きな問題にまで発展しているといった内容も確認しております。一体誰のための人生なのか、長年頑張ってきて定年して、やっと自分の人生を送れると思ったのが、今度は孫の面倒を見ながら一生を終えていくといったような事実を、私は生の声を聞かせていただいて、本当にそれが住み良い三川町のまちづくりなのかと疑問を感じるざるを得ませんでした。

確かにそういった過程でふるいにかけてられる部分はあります。高校受験に関しましては、滑り止めといった部分も確かにあります。この学童に関しましては、一発勝負といいましょうか、そういった部分ではじかれたという言葉は使いたくないんですけども、実際そのようななされた家庭に関しましては家庭環境、職場環境、すべてを見直さざるを得ない状態にあります。やはりそこに関しましては、我々の知恵を集結しながら、全面的に第1の課題として向かっていく必要があると私は感じております。その辺に関しまして、いま一度見解を伺いたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ただいまのすべてのお子様を対象にしたという支援でございますけれども、すべての子どもを学童保育所で見るというのは、現実的にはできないことでございます。その他のものをどのように考えていくかということになるかと思っておりますけれども、自助・共助・公助、こちらの方も合わせた形で考えていかなければならないとは思っておりますし、何ができるかを来年度に向けて、今は受け入れ体制について現在お示しできるものは持っていないんですけども、これから検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 大変厳しい状態も十分理解した上で質問させてもらっているんですけども、町長答弁で横山小学校や東郷小学校、特に押切小学校に関しましては、低学年を中心にそういった学童施設を19名、今現在利用しているといった話を聞いておりますけれども、やはりそういった学童的にはもう面積も決まっておりますし、なかなか入れないといったような話も聞いております。無理をお願いして、そういったお願いもしているといった部分は十分承知の上で、そういった人数もお願いして、何とか今の人数になっているといった部分で、そういったご苦勞を考えると、本当に本多室長には本当にご苦勞をかけているものと頭が上がらない思いではありますが、やはり今回の問題の解決には職員体制が整っていないといった問題がまず初めに挙げられると感じております。その職員体制に関しましては、一つの方法として、料金の改正も考えてははいかがでしょうか。確かに料金が上がれば保護者にも負担がかかるわけですが、ともに町からの助成も視野に入れ、より一層質の高い職員の確保に結ぶものと考えています。

現在は、どこの地域でも指導員不足により、同様の問題が発生しております。地域の方々からボランティアを募るなど、また小学校の利用が無理ではなく、小学校を利用するためにどうすべきなのか、やはり私はここが一番初めの突破口だと思っております。確かに学校の開放事業、学校の放課後教室に関しましては教育委員会部分に移行していくわけですが、その壁をとにかく取り払わないことには問題は解決しないと感じております。現在のテオトルの利用面積は本当に限界なのか。いま一度その面積を測り直し、要らない、要らないとは言えません。文具、テーブルそういったものを集約しながら、例えば延べ面積を広げるとか、そういった部分に関してもまだ可能ではないかと私は考えております。

先程料金を上げて、指導員を確保する。当然どこの職員に関しましてもぎりぎりだと先程から言っているとおり、しかしながら料金を上げて三川町に関しましては質の高い職員を集めるために、高額なそういった謝礼も考えているといった部分を考えれば、まだそういった町ができることは十分にありと感じておりますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） ただいまの指導員の給料を上げていって集めてというようにありがたいお言葉だったのかなと感じているところではございます。現在アソビバキッズの方につきましては、3支援体制をとっております。職員数11名うち、有資格者8名で運営はいたしているところですが、必ず1名は開所時間において資格のある方を置かなければならないという体制でありますので、この資格の持っている方、8名につきましては長期休みも考えますと、この人数は必要な人数ではないかと考えているところでございます。

あと、保護者からの負担を上げてということでしたけれども、今回待機児童といいますが不承諾者が出た段階での私どもに電話が来たのは、「保育料が安いから申し込む方が多いんだ」と、「保育料を上げれば本当に必要な人しか申し込まないはずだから、利用者が減るのではないか」というようなお声もいただいたところでもあります。ただ、保育料につきましては前の学童保育運営協議会から引き継いだこともありまして、同じような料金をとって、現在運営しているところでございます。

ただ、来年度の保育料をどうするかにつきましても、現在庄内アソビバプロジェクトの方と相談しているところでございます。職員を増やせば、それだけどうしても経費が必要となってきます。指導員の給料を上げれば、それなりの必要な経費が増えるわけでございますので、その辺につきましては今後相談させていただきたいと考えているところでございます。

また、学校の利用ですけれども、押切小学校に開くにあたりましては最大限学校の方から専用させていただくということでご協力をいただいたところでございます。東郷小学校、横山小学校につきましては、やはり指導員の体制を確保する。そちらの面からもう1ヵ所開くというのは現在は難しいということでは言われております。学校の方と新しく開くとなれば、他のものに使えないという形に、押切小学校のようにしないとしないということもありますので、その辺は今後の検討課題ではないかと捉えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） なかなか私が期待している答えが求められないと残念には感じ

ているところですが、今日はこの議場の方には保護者の方々も数名来ているようです。先程若干話を聞いたら、今日は仕事はどうしたのですかと聞いたら、今日は仕事休んで会社にお願ひして何とか時間給をいただいて終わったらすぐに帰るんだといったような話を聞いておりましたけれども、親に関しましては本当に切実な思いなんです。確かに無理だと言われてしまえば、本当にもう無理なのかと思うしかないんですけれども、私は改めて全国的に、千葉県の方でも実はこの学校開放事業の中で学校を利用して、そして学校に地域のボランティアを集めて、例えば音楽室では歌を歌うとか、また科学室では別の子どもに対しての授業を行うとか、そういった特色のある学校づくりをしている部分もあります。確かにそれに関しましては、学校の協力なくしては得られないと思っておりますし、私が聞いている範囲では、各学校の校長先生に関しましては、十分そういった考え方は理解していくといったような考え方を持っていると感じ取りました。

ですので、無理ではなく学校を使って何ならでできるのか。そこからボランティアを実際に集めた場合、本当に集まらないのか。そういった問題を一からやはり作り上げるのが私は今年度時間のない中で、もう来年度は待たないだと思っております。実は、今回に関しましても学童に入れないお子さまが数名いると聞いております。ただし、何とか第2次審査の方で6月から入れたといった部分で話も聞いておりますけれども、確かに本当にいくらかでも救ってもらって大変感謝はしているところではございますが、せめて、やはり三川町で掲げているまちづくり、子ども支援に関しましては、「すべての子どもを対象に」といった部分で謳っておりますし、今後役場の北側の方には住宅団地が今後募集を集めるわけです。そこには多くの若者夫婦が子どもを連れて夢に希望を抱いて、三川町は大変すばらしいところだと、そういったイメージで来ます。それをもう一から覆すようなことはあってはならないと私は感じておりますし、我々がみんなで考えていく必要があると思えます。

財源がないなら、第1番を優先していくべきだと私は考えております。一丁目一番地ですか、一番初めに、やはり子どもを今子どもの数が年々減っているといった数字を先日聞いて大変驚いておりました。そうなった場合、今後三川町全体として小学校全体を統合していくような問題まで発展しかねない部分で大変不安であります。果たしてそんな状況の中でまちづくりができるのか。先日、押切地域の方では、先週日曜日ですがけれども、大運動会が行われました。町民大運動会。その中には昨年まで数十名いた児童が1名しかいない集落がありました。大変残念に思いといひましようか寂しい思いで私は見ておりました。

しかしながら、そういった部分で地域全体として見守っていく体制が私は今後とも必要だと思っておりますし、まちづくりは地域全体でこう盛り上げていくべきだと思っております。保護者の家庭でできない部分は周りでみんなで盛り上げる。そういった部分を町全体で協力し合える、そういったまちづくりをぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。シニア世代のデジタル活用に関しまして質問させていただきます。シニア世代のデジタル活用に関しましては、時代の流れでガラ携帯の機種により廃止になったり、今後数年後で廃止になるなど、スマートフォンに移行が進むと想定されると思っております。なかなか想定している中で使いこなせない大変困ると、

不安がある人も多くいるようですけれども、確かに私もそういった中でもスマートフォンは持っているが、なかなかすべての機能を利用しきれないと困っている部分はございますが、最低限度電話をしたりメールをいただいたり、三川町の情報を仕入れたり防災情報を仕入れたりするくらい、または、健康管理に関しましても自分の今日の体調はどうなのかとか、そういった部分でも大変役立っている部分ではございます。

ぜひこういった部分で、私だけではなく研修会を開いてもらいたいと思っております。なかなか先程の答弁でもあったとおり、研修会を開催しても苦手意識から人が集まらないという話は聞いております。各地では、学生が講師となり、LINEなどの接続や使い方を教えているところも多くあり、多くの参加者からの喜びの声や、学生からも最初は緊張したが日ごろから使いこなしているのが簡単に教えられた。相手からも大変喜ばれてうれしかった。これだったらもっと早く、そういった地域に取り組むなら良かったなといった部分の温かい言葉をいただきました。

実は、私の身内の話をして大変恥ずかしい部分ではありますが、私の母も84歳になるんですけれども、スマートフォンのようなものを持っておりますけれども、なかなか使いこなせない。いくら教えても使いこなせていないといった部分で、正直なところ数回は教えたのですが、なかなか教える側も聞く側も疲れ、そういった機能を使いこなせていないと感じているところでございます。

そういった部分に関しまして、やはり学生が対象だった場合、特に学生も大変喜んでおられるようですし、また指導を受けた、このシニア世代の方に関しましても家族と違い、丁寧に教えてくれるといった部分でありがたかったとの話を聞いております。最初は写真の撮り方から教えたと話聞いております。健康運動のために歩きながら写真を撮って、それを知り合いに送った。あとはLINEですので、電話に関しましては無料といった部分の話も聞いております。そういった実はLINEを結びつけることによって無料電話も使えるんだよといった話の方で、やはりシニア世代に関しましては1円でも安く携帯を使いたいという部分で、無料といった言葉にも大変敏感に反応したといった話も聞いております。

そういった部分に関しましてもぜひアピールをしていくべきだと思っておりますし、やはり良い事例は取り組むべきだと感じておりますが、改めて見解を伺いたいと思っております。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） シニア世代へのデジタル活用についてということで、今小野寺議員の方からは何点かご提言ありましたが、町長答弁のとおり町といたしましては、先程質問の中にもありましたが、最低限の使い方という部分につきましては町民講座を活用していきたいというようには考えております。その他、希望する団体または町内会なり、そういったところから希望があれば出前出張講座というものも行っていきたいというように考えております。

ただいまのご質問の中にあつたように、一人で聞くというよりは、グループで聞いた方が仲間と一緒に聞いて聞いたあと、その後の活用についても様々声をかけながら使い方を学んでいくこともできるのかなというようには考えますので、そういった部分ご利用していただ

きたいと思いますし、町の方にお声がけをしていただきたいというように考えております。
以上です。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 答弁で町民講座等といった話がありました。私は具体的には学生を講師としてといったような中身をぜひ検討してもらいたいというような話を考えたのですけれども、といいますのは今の答弁で理解をしますと、町民講座で学生を講師として考えていくといったような理解でよろしいでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 現時点で学生を使うかどうかについては未定という状況です。学生を使った方が効果が得られるというようなことが考えられれば、そういったことも選択肢として考えたいと思いますが、講師という部分では様々な方が考えられると思います。ただいまの学生ばかり、または様々なその携帯電話、スマートフォンの販売店の方々も講師を行っていただけるというようには聞いておりますので、そういったところも選択肢としては入ってくるのかなというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 実は私も販売店の講習会に行った人間でして、やはりなかなか分からなかったです。正直なところ、私でさえといった言葉を使っていいのか私だったから分からなかったのかちょっと分かりませんが、やはりそういった部分で私は教える側というのはたぶん自分をベースにこの辺だったら分かるかなぐらいのレベルで教えているような感じがしておりました。特に専門用語が続々出てくるので、何を言っているのか、正直なところ分かりませんでした。そういった部分で先程町長の答弁でもデジタル・トランスフォーメーションが必要であり、三川町でDX推進計画のもととありました。たぶん多くのシニア世代の方は、なんぞやその横文字は、ここは日本か、となるのではないのでしょうか。

私は多くの町民の要望を聞きながら一般質問をしているわけではございます。多くのシニア世代の方が私も前回100歳体操に参加したときに30名の方が参加しておりました。その中で聞き取り調査をさせていただきました。そうすると一人も実はそういった機能を使いこなせていないといったような現状がありました。ところが、ほとんどの方が携帯電話を持っているといった部分で、ガラケーなのかそういったスマートフォンなのかは分かりませんが、今後先程言ったとおりそういったスマートフォン化を見据え、やはりいち早くそういった情報を取り入れるようにしていただければと思いますし、一番の理由に関しましては健康福祉の部分でも先程から言っているとおり、健康管理、100歳体操をしているときに、今年1年間まだ半分しか経っていないんですけれども、当集落では2度ほどそういった緊急事態、救急車が出動した経験もございます。そういった部分で、やはり自分の健康管理が朝一から分かっていないと、いつものとおり出かけました。具合が悪かったのも気づかずにそういった参加したら倒れてしまったといったような状態も想定されました。

ですので、やはり自分の管理は最低限度自分で管理できるような体制も私は今後必要かと思っております。今は大変便利な時代です。携帯電話と腕につける時計のようなものをセッ

トで設定すると、もう心臓音の異常とか血圧、あとは酸素濃度とか、すべてそういった部分で機能を測定でき、またもっと使いこなすと、それが医者の方にデータとして繋げるといったような話も聞いております。

そういった部分まで、そこまではなかなか機能も使いこなせないとは私は思っておりますけれども、最低限度自分の管理が大丈夫なのかといった部分の管理は今後必要だと思っております。確かにそういったデジタル化に向けては企画調整課で管理しているように感じておりますが、しかしながら健康を考えれば健康福祉課、そしてあとは危機管理、そういった情報を防災無線代わりに利用する場合は当然総務といった部分も絡んでくると思います。1台でそういった部分をすべてに機能がこなすわけですけれども、町に関しましては区切りで、確かに横の連携をスムーズにしていけないとそういった問題は解決していけないとは思っております。

しかしながら、そういった時代に合わせた取り組みも、今後考えていかなければならないと思いますし、町民講座、先程から言っているとおり、なかなか人が集まらないといった部分も十分理解しておりますし、私も町民講座では今まで釣り講座、あとは男の料理教室講座、様々興味のあるものに参加させていただきましたし、もし町民講座で改めてそういったスマートフォンとかの利用などがあるようでしたらぜひ参加していきたいと思っておりますので、そういった問題を解決しながら機能を十分発揮できるように、そして最低限度のこういった健康管理もできるような体制も整えてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いますけれども、そういった連携に対して改めて横の連携等で考えまして、答弁を願いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 先程の答弁でも申し上げましたが、町民講座以外でも出前講座も行う予定だということを申し上げておりました。毎年、各町内会もしくは団体の方で健康教室を開くので、職員を派遣してもらいたい。防災教室を開催するので職員を派遣してもらいたいというようなコミュニティ活動職員派遣制度を活用した事業が各町内会で実施されております。そういった講習会の際に、ただいまご提言があったような、その健康を管理するアプリですとか防災情報を知るためのアプリ、そういった部分の使い方も教えることも可能でありますので、ぜひとも活用していただきたいというように思います。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） ぜひ出前講座等、各地域に足を運びながら、具体的に話がありました。大変ありがたいと感じております。やはりそういった待ち受け的なものではなく、こちらから進んでいく体制がやはり大切だと思っておりますし、特に当町内会で行っている100歳体操には多くの行政の皆さんが足を運び、休日にも関わらずそういった講演や様々な情報を繋いでいるといったような話も聞いておりますし、今後は町長もそういった語る会を特別に要望されたといったような話も聞いております。

大変ご苦勞だとは思っておりますが、まずそういった部分で頭は下がる思いではございませんが、ぜひ今にあったそういった機能を十分に利用するための機能発揮、そして、特に先程

から言っているとおり、防災無線がなかなか聞こえづらい、そういった体制の整備にも十分一役買う部分だと思っておりますので、検討の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、農業振興について再質問させていただきますけれども、三川町では近隣市町への流動化が進み、税金などの落ち込みも想定されますが、現実問題として地元で引き受ける者が見つからないことはやむを得ないと認識はしておりますが、それでも打開策を見出しでなければ、三川町の農業は低迷し、衰退をたどると感じております。

大規模農家はこれ以上の引き受けはできない現状、町独自で支援策を出しても申し込みが少ない現状など厳しい状況は理解できますが、大規模農家だけでは地域は成り立っていかないと思ひます。専業地帯でも多様な選択区枠を用意することが求められています。

例えば、中小規模農家向けの支援策や集落営農組織の立ち上げ、流動化が進んでいる地域をターゲットにしての支援策なども考えてはいかががでしょうか。先程の答弁でもそういった集落営農に力を入れていくといったような話はありましたけれども、やはり今の現状を見ますと、特に地域に大きく偏っている現状が見受けられると私は感じております。

私は地元の大豆集団の立ち上げから実は30年前に、地域から8 haを集め始めて大豆集団を作り上げました。そして、現在に関しましては農業法人に切り替え、現在は30 haを超え、4人の構成員で作業を執り行っております。面積は30 haに上っておりますけれども、地域的には5集落をまたいで、そういった部分で大豆の作付けに関しまして転作に関しましてカバーをしているところで、そういった利用者からも喜ばれているところではございます。人数が増えればまだ面積はこなせるものと認識しておりますし、農業法人に変えてから社会保険の充実、厚生年金の積立、何よりも毎月給料が入るのが経営が安定し、構成員からは大変ありがたいといったような話も聞いております。

集団の立ち上げから法人の立ち上げなどに関しましても右も左も分からなく、毎日産業振興課に通ったことが懐かしく思い出されます。あの当時、担当職員の協力なくしては立ち上げられなかったと今でも感じておりますし、感謝してもしきれない部分ではございます。また、個人の農業経営に関しましても営農したときは4 haだった農地が現在は34 haになり園芸ハウスも20棟を超えています。従業員も年間雇用で4人が主体で農業経営をしておりますが、雇用場としては今年も新しい若者が入り、大いに助かっております。

商品に付加価値を付けるための町から補助をいただいた乾燥機では、干しシイタケ、干しキクラゲをはじめ、干し柿、干しリンゴなど大いに活躍し、今では我が家の一番の人気商品でございます。今後も地元の雇用の場として位置づけを図り、地域農業を支えるつもりではありますが、特に今後規模拡大した場合、現在のミニライスセンターなどのそういった部分でも考えていかなければならない部分として頭が痛いところではございますが、やはり誰かが地域を支えていかなければ、三川町は崩壊していくといった現状の中では、特に農業問題では高齢化、そしてなかなか担い手が集まらないという部分に関しましては、やはり我々中堅が歯を食いしばり頑張っていかなければならないと私は認識しているところではございます。今後も5年先10年先を見据え、持続可能な農業を取り組んでいきたいと私は思っております。

申請を待っているだけでは申し込みは来ないと思いますし、実際に利用が来ないときこそ、町の側から仕掛けてははいかがでしょうか。その辺に関しまして、特に見解を伺いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご指摘をいただいた点につきましては、本町の基幹産業である農業、あるいは農地を守っていくということは重要なことであるということで認識をしているところでございます。また、町長答弁にもございましたが、本町の場合、町の東部地域では担い手の方が多くいらっしゃるのですが、西部地域において担い手の方が少ないということがありまして、その距離的なことがありまして、いわゆる集積がなかなか進まないという現状もございます。

このような中、本町では様々な形で農業者支援ということで実施をしておるところでございます。これまでの国・県との政策に合わせまして大規模化によるコストの低減による農業経営の安定というもの、あるいはこだわりの米づくりということで、米の単価を上げることよっての農業所得の安定ということで目指してきたところでございます。

ただ、ご指摘がありましたとおり、なかなか農業経営、農業収入が上がらないというところがございますので、今後も特に中小規模の農家につきましては集落営農、あるいは法人化というような形で共同経営というものを目指した形での農業の継続というものを、視野に入れた支援をということで取り組んでまいりたいということで考えております。

最後にご質問がございましたけれども、町からの働きかけによる様々な経営改善については、県普及課とも連携をして、様々なご支援をしてみたいというように考えておりますが、機械あるいは設備の購入等についての町からの働きかけということにつきましては、それぞれの農業者の経営の計画、あるいは経営の状況というものがございますので、こちらにつきましては様々なメニューを準備することによって農業者に対するPRを行うということで、農業者の側面からのバックアップに努めてまいりたいということで考えておるところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） なかなか三川町に関しましては、ただいまの話にあったとおり、西部地域に関しまして本当に流動化が進んでいるといった話を聞いております。特に猪子、成田新田に関しましては、150軒集落の300世帯の農家があると話を聞いておりますけれども、そういった部分でやはり受け手がいないといった現状に関しましては大変厳しい問題であり、なかなか簡単には解決できない問題だと思っております。

また、今の話でもあったとおり、集落営農を進めていくといったような話の中で、一番肝心なのは先程私が言った部分で何が言いたかったと言いますと、実は集落営農とかそういったお膳立ては十分大変ありがたいと思っております。しかしながら、一番肝心なのは、その地域にリーダーがいないといった部分だと私は思っております。誰かお一人にターゲットを絞り、リーダーとして育成していく。そういった取り組みをしないと、では誰がこの地域でそういった集落営農の先頭を走ってくれるのか。今の時代なかなか担い手がいない状態で

集落でも、我々の集落でさえもそういった部分でよく問題になっております。ですので、一人何役も土地改良区、草刈りの役、様々な役がすべて被ってくるのも現状であります。しかしながら、誰かをターゲットにしないことには集落営農は、いくら行政側がお膳立てして、いくらこういったメリットがあるんだよといっても飛びついてくれないのも事実ではあります。

ぜひ、そういった部分に関しまして私は一番良いのは成功している方、実際にこうやったら収入が増えたよ、実際にこうやったら組織がうまくいったよ、これが一番やはり人間には感じるものがあるのではないのでしょうか。誰もがやはり何とか頑張ることができれば頑張りたい。自分が家庭で自分の子どもが後を継がなくても経営的にはできるんだとか、農家にとっても会社と同じように企業としての考え方をやはり取り組む必要があると思います。自分の代で終わりだからもういいや、もう機械も老朽化になってこれ以上買うこともなかなか厳しいからもうやめようといった話が多く聞こえる中で、やはり誰かをトップに立て、そういったリーダーを育成していく、それこそがやはり一番肝心な部分だとは思っております。先程から何か偉そうに自分のことをこれだけ頑張っているんだよなんて実はあまり話したくはないんですけども、でも、そこまで話さないとはやはり現実は分かってもらえないものと私は感じたので、改めてお話をさせていただきました。

すべてやはり私は町側から協力を得ながら、そういった経営ができた部分では、先程から言っているとおり大変感謝しておりますし、今後も新しい分野にも挑戦していき、三川町にはあれがあるから三川町、確かにこだわりの米づくりといった部分で話がありました。田んぼは大変私もこれからも先、三川町は平地でそういった災害も少なく、中山間地と違い基盤整備もでき、大変メリットもあり、特に他地域からもう比べものにならないほど特別栽培、有機栽培に取り組んでいる町として生協からも評価が上がっているようですし、たがわ農協の方からもそういった買い取りに関しましては特別栽培米、有機米に関しましてはまだ需要があるといったような話を聞いております。

ですので、売れる米づくりから、そして売れて経営が安定し、そしてそういった結びつきのためにも、やはり米づくりは今後も伸ばしていければと思いますし、プラスアルファ園芸をどうしていくのか。私はそこがなかなか見えてこないものだと思っております。ですので、やはりそういった部分の園芸の柱、三川町といえば米、プラス園芸、何なのか。寒河江市はサクランボ、天童市もサクランボ、そういった部分でやはり地域で言ったらサクランボ、あそこで言ったら、和歌山県で言えばミカンみたいな形のイメージが、私はやはりそういったまちづくり、地域おこしには必要だと思っております。

これがすべてやはり、私も本当にシイタケから様々な新しいもの好きですので、様々な取り組んではいますけれども、すべてがすべて成功している部門ではございません。ですので、なかなか大きい声では言えないので、良いものがあつたらぜひ宣伝していきたいと思っておりますし、町全体にも広げていきたいと思っております。

時間もあれですけれども、園芸部門に関しまして、いま一度三川町としての考え方があればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまご指摘いただきましたとおり、本町においては、水稻、米づくりがメインで、いわゆる地勢的な部分もございまして、水稻にかなり特化した基盤整備等も行われて、あるいはその技術指導も県・JAからの技術等々もあり、水稻に関してはかなりの高品質米あるいは収量を叶えておるところは認識をしておるところでございます。

ただ、今回のいわゆる新型コロナウイルス感染症の影響によります経済活動の停滞、それに伴う農産物・農作物の価格の下落という状況を見ましても、米単作での農業経営というものはかなり影響を受けるという状況も発現をしておるわけでございますので、その意味においては複合経営というものは農業経営においてかなり大きな考え方の転換になるだろうということで認識をしております。

ただ、お話にもありましたが、いわゆる農業者一人ひとりが農業という事業主としての意識を持って、いかに農家、あるいは農業経営というものを安定していくかというところをこれからは先取りをして考えていく必要もあろうかというように考えているところでございます。先程も申し上げましたが、県普及課あるいはJA庄内たがわとともに、農作物に対する指導、あるいは研修のみならず、農業経営に関しても様々な形でご支援をいただいております。

今後の園芸作物の方向性につきましては、地域的なところ、例えば三川町での特産品というよりは庄内地域というような形での捉え方が必要であろうというように考えます。その意味においては、JA庄内たがわ、あるいは関連のJA機関、あるいは経済連機関とも連携をしながら情報を共有しながら、庄内地域としての特産品というものをいかに取り組んでいくかというものも、県あるいは近隣市町とも連携をとって情報交換をしながら進めていければということで考えておるところでございます。

○議長（志田徳久議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 時間も限られておりますので要点を言いますが、そういった複合経営、やはり必要かと思っております。経営の安定を図るためには、複合経営がどうしても欠かすことはできないと思っておりますし、この地域特有の冬場の作業、そういった部分に関しましても大変有意義だと私は思っております。三川町にはそういった庄内たがわで言えばきのこ培養センターもございまして、地元を見渡せば、実は大変便利で、我々にとってはメリットがある部分もございまして、農協に関しましても集荷場が三川町には大きな集荷場がございまして、そういったメリットを利用しながら当然営農指導体制もしっかり受けながら向かうことができればと思っております。

今後もそういった部分で複合経営から、私は敢えて複合化経営から超複合化経営といった部分で、今後の大規模農家が目指すものはそういった部門になっていくかと感じております。ですので、やはりそういった部門も含め、何が良いのか正直なところ分かりません。今の現在河川敷を見ると、麦がもう収穫間近で見事に実っております。私もこの集団営農を立ち上げるときに、最初小麦8町歩植えた経験がございまして、このときの収量が北海道・東北ブロッ

クで実は1位になった経験がございます。ということは、三川町はそういった土地柄に適しているといった部分だと私は感じておりますし、そういった部門を、今は特に海外からの小麦が高騰しております。そういった部分に関しましても私もやはりこの平地を利用した小麦栽培が、これから先もっと目を光らせていくと思っております。庄内では、今羽黒の方で小麦がもう少しで収穫されるといった話を聞いております。

実は、三川町の方で、私が栽培している小麦栽培に関しましてはその以前から取り組んでおりました。なかなかそういった設備もなく、そこで途中でやめてしまった部分はあったんですけども、今になってはあれが継続していれば、もっと三川町にそういった特色のある作物ができたのではないかなと悔しい思いではしておりますが、まだそういった部分でチャレンジを忘れることなく進んでいきたいと思っておりますし、今後とも私も頑張りますが、行政的にも支援策の方をしっかりと前向きに考えながら、ともに進めていければと思っておりますので、よろしく願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長（志田徳久議員） 以上で1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前11時48分)

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員）

- | | |
|-------------------------------|--|
| <p>1. 「新・放課後子ども総合プラン」について</p> | <p>1. 学童保育所への受入れが混乱したことから民間有識者による一時的学童保育所開設に至るなど、これまでになかった今春の事態を招いたことについて、募集段階からの経過等状況分析による原因報告と所見を伺う。</p> <p>2. 来年度以降の児童数の推計による学童保育の必要性の見通しとその対策に関する所見を伺う。</p> <p>3. 本町の「第2期子ども子育て支援事業計画」に「地域住民の協力を得て、放課後子ども教室及び学童保育所を実施していく」との記述と併せて、文科省と厚労省による通知文には「地域人材の参画促進」の具体策まで明示されていることから、地域内の有志はもとより保護者等関係者による協力体制構築も肝要と考えられるため、「地域人材参画」に関する現在までの取組み状況と今後の体制構築に向けた所見を伺う。</p> <p>4. 国が示した当該プランによれば、放課後児童クラブと放</p> |
|-------------------------------|--|

課後子ども教室の一体的な実施などにより全ての児童の安全・安心な居場所確保が強く求められていることから、「子育てしやすいまちづくり」を標榜している三川町として、当該プランの実現に関する対策を伺う。

2. 少子高齢化対策について
1. 異次元の少子化対策が打ち出されている中、「子育てサポーター宣言」をアピールしている三川町独自の少子化対策に関する新たな方策を伺う。
 2. 高齢化対策と空き家対策を考慮した方策として、空き家解体跡地に子育て世帯等が住宅を建築する場合の借入金利子を全額補助するという三川町の独自策によって転入促進を図るという発案に対する所見を伺う。

令和5年第3回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、「新・放課後子ども総合プラン」についてであります。学童保育所への受け入れが混乱したことから民間有識者による一時的学童保育所開設に至るなど、これまでになかった今春の事態を招いたことについて、募集段階からの経過等状況分析による原因報告と所見を伺います。

来年度以降の児童数の推計による学童保育の必要性の見通しとその対策に関する所見を伺います。

本町の「第2期子ども子育て支援事業計画」に「地域住民の協力を得て、放課後子ども教室及び学童保育所を実施していく」との記述と併せて、文科省と厚労省による通知文には「地域人材の参画促進」の具体策まで明示されていることから、地域内の有志はもとより保護者等関係者による協力体制構築も肝要と考えられるため、「地域人材参画」に関する現在までの取り組み状況と今後の体制構築に向けた所見を伺います。

国が示した当該プランによれば、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施などによりすべての児童の安全・安心な居場所確保が強く求められていることから、「子育てしやすいまちづくり」を標榜している三川町として、当該プランの実現に関する対策を伺います。

次に、少子高齢化対策についてであります。異次元の少子化対策が打ち出されている中、「子育てサポーター宣言」をアピールしている三川町独自の少子化対策に関する新たな方策を伺います。

また、高齢化対策と空き家対策を考慮した方策として、空き家解体跡地に子育て世帯等が住宅を建築する場合の借入金利子を全額補助するという三川町の独自策によって転入促進を図るという発案に対する所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の「新・放課後子ども総合プラン」について、1点目の学童保育所受け入れの経過等に関するご質問であります。学童保育所の利用にあたりましては、毎年度利用申し込みをいただくこととしており、庄内アソビバプロジェクトにおいて入所申込説明会を10月に開催し、入所基準や申請期間、入所決定審査等について説明しております。その中で、申し込み人数が増える見込みであることや、入所できる定員についても説明しておりますが、質問等はなかったと聞いているところであります。令和4年度までは、希望する方全員が利用できておりましたが、令和5年度は利用希望人数の超過により、入所不承諾という方が出たこともあり、結果として混乱した状況になったものと認識いたしております。

また、ご質問にあります一時的学童保育所開設につきましては、入所不承諾となった保護者等が「ちいき食堂」を開設している方に相談し、保護者やボランティアの協力があれば放課後の居場所開設ができるとして開所に至ったものと伺っているところであります。

次に、2点目の児童数の推計による学童保育の見通しとその対策に関するご質問ですが、現在の5歳児が多いことから、令和6年度の利用申し込み人数も増加するものと考えております。また、令和7年度以降の児童数は減少するものの、低学年の学童保育の利用希望は多いことから、今後3年程度は増加するものと見込んでおります。この利用申込者の増加に対する対策といたしましては、押切小学校の学童保育所の継続や、子育て支援センターによる一時預かり事業の周知とともに、就労状況等による入所基準や優先順位、受け入れ体制について、事業主体である庄内アソビバプロジェクトと協議しながら、保護者の理解に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

放課後子ども教室と学童保育所につきましては、放課後等に過ごせる安全・安心な居場所づくりという点では共通しておりますが、対象となる児童の要件が、放課後子ども教室では全児童が対象となるのに対し、学童保育所は留守家庭の児童が対象となる事業であります。全国的には、時間帯に応じ放課後子ども教室から学童保育所へ移動しての利用もあるようですが、本町における放課後子ども教室は、週末の学校開放やわくわく体験塾などのイベント事業として開催しているところであります。このすべての児童を対象とした放課後子ども教室を常時実施する場合には、実施場所の確保と併せ、地域内の有志や保護者からの協力が不可欠であります。近年、定年延長等の就労環境の変化などもあり、スタッフの確保が体制構築にあたっての大きな課題であると認識しているところであります。

質問事項2の少子高齢化対策について、1点目の町独自の少子化対策に関する新たな方策についてのご質問ですが、「子育てサポーター宣言」につきましては、子育て交流施設「テオトル」の開所にあたり、令和元年度に本町の子育てサポート政策をPRするために作成し、事業実施してきたところであります。町独自の新たな少子化対策につきましては、

本年度より、こども家庭庁設置に伴う「子育て支援室」を新たに設置し、関係各課とのより深い連携を保ちながら様々な子育て支援策を講じており、今後も国の少子化対策に注視しながら、町としてできる子育て推進にかかる事業を実施してまいりたいと考えているところがあります。

次に、2点目の子育て世帯等の住宅建築費の補助に関するご質問であります。本町では、町民の様々な住宅ニーズに対応し、良好な住環境を整備していくため、移住定住促進事業、住宅取得支援事業及び住宅リフォーム支援事業などにより、経済的な支援を行っているところであります。

ご質問の子育て世帯等に対する住宅建築費の借入金利子に対する補助については、住宅取得に対する補助金に加え、本町に転入する35歳以下の子育て世代の方に対する移住定住促進補助金を交付していることから、借入金利子に対する補助は考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは2回目以降の質問をさせていただきますが、まずは前段では学童保育に関するこれまでの経緯という部分では、少し子ども子育て支援事業計画、これの今現在は「新」が付いている新・放課後子ども総合プランに基づいての計画、第2期計画ということで策定になっているわけですが、そもそも第1期目の子ども子育て新事業計画にも言及した形で、これまでの経緯を確認させていただきたいと思っております。

それで、まずは先程もご説明がありましたとおり、今年の10月には庄内アソビプロジェクト事業主体である学童保育所の申し込みの関係、説明会が始まるというようなことから、保護者の方からも何とか早期解決を求めたいというようなことで直接お声をいただいたり、電話等をいただいているところでごさいます。先程来同僚議員からもご質問あったとおり、間違いなく令和6年、それから令和7年以降も子どもたちの増加が見込まれるということで、何らかの対応をしなければならないということは誰しも理解できるわけでありまして、

今現在そのような把握ができるということは、かれこれ3年前、令和2年の段階でも今の新1年生が何人になるのかということは把握できたと思うんですが、その辺の状況について一応確認したいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 令和6年・7年度の学童保育の希望者が増えるということ、令和2年度に予測できたかということでありましたけれども、令和2年度子ども子育て支援事業計画2期計画の策定にあたりまして、その辺の意向調査等をしておりますけれども、その前までの利用者数が100名を切っていたこと、また、新しくテオトルという施設が作られることによって、その利用人数をカバーできるという思いもありまして、利用希望者数100名ということで計画を立てている状況でございます。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ということは、ある程度人数は増えるというような推測の中でまず

は現行の施設で大丈夫というような判断をしたと理解させていただきますが、そこで実はこの同じ時期に様々と動きがあったわけですが、まず最初に法律的な組み立てについての認識を改めて確認させていただきますが、子ども子育て支援法第59条には、市町村は子ども子育て支援事業計画に従って地域の子ども子育て支援事業として様々な事業を行うものとするという法律の規定になっています。

この具体的なことを裏付ける法律として児童福祉法の第3条の2に、「地方公共団体は児童の保護者を支援しなければならない」。また、同じく第3条の3になりますけれども、「市町村は保育の実施、それから児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない」という法建てに基づいて、先程確認しました子ども子育て支援事業計画、これを策定するにあたっての国からの放課後子ども総合プランというものが通知になっているわけですが、これについては文部科学省とそれから厚生労働省の連名でプランを各市町村で策定するという通知になっているわけですし、その中で厚生労働省の所管である放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育については実施主体としては先程の法律の規定に基づいて、本事業の実施主体は市町村とする。ただし、市町村が適切と認めたものに委託等を行うことができるものとするという通達になっている。

これについては、町長、副町長、認識なされていますか。確認をお願いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） そういう認識のもとで対応をいたしているところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。まさに重要な話でありますので、国の方針等を十分考慮して、これまでも対応をなされてきたというように思うのですが、実はこれと同じ時期において、それまで旧押切保育園の園舎を活用してみかわ学童保育所という学童保育事業が展開なされておりました。当時のみかわ学童保育所運営協議会の会長から、令和元年の9月30日付けで町長宛てに、みかわ学童保育所については様々な事情からその運営を廃止すると。町の方で民間事業者、いわば庄内アソビプロジェクトが事業を行うことには同意するけれども、町が学童保育事業の実施主体であり、その責任を明確にするために町が委託契約を締結して行うことを要望するという要望書が出ております。併せて、この9月30日に引き続き10月23日には、当時の学童保育所保護者会の総会を開催されておりますが、その際に庄内アソビプロジェクトに事業移管するということが議案第2号として提案になっております。

当時の関係者からはこの総会の際に何とか町で事業主体となって進めてほしいという要望を総会の席上でも申し上げただけけれども、説明に来られた担当者からはどうも理解に難しい話を受けて、町が実施主体になることはできない。すべて庄内アソビプロジェクトに委託するんだというような話となって、総会で受けるというような経緯になったそうです。というようなことを受けて、実はその年、令和元年12月に私一般質問させていただいています。本来、公設民営方式で学童保育所が運営なるものと思っていたところが、民設民営方式になるということについて、町としての考え方をどうなんだというようなことで質問させ

ていただいたときの町長の答弁は、先程も同僚議員の答弁にありました、自助・共助・公助による協働のまちづくりを基本としている。学童保育所については共助により行われるものであり、令和2年度以降については相談があった運営協議会、先程紹介した要望書を出した運営協議会、そして保護者会とともに、今後の放課後児童健全育成事業の実施方法等の検討を行ったところであるけれども、運営協議会の総意として民間事業者による運営に移行する選択がなされたところであり、という答弁だったんですね。運営協議会の判断を尊重することによって民間事業者に民営方式を選択するという答弁だったのですが、先程二つのこれまでの経過を説明いたしましたとおり、実態とは異なるのではないかと。

併せて、国の方針である事業の実施主体は市町村とするというこの厚生労働省の通知並びに放課後子ども総合プラン、文部科学省と厚生労働省から連名で出ている通知、国の方針と全く逆の方向に三川町は進んでしまっていると思うのですが、この件に関して町長どのようにお考えですか。所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員のご質問の中における学童保育運営協議会と町が新たに設置する子育て支援センターの中の学童保育所の運営については、町が民間の運営というようなことで、委託というような判断をしたところであり、その学童運営協議会と、町が新たな施設の運営についての、言うなれば学童保育運営協議会との様々な協議の中においては、鈴木議員の認識はかなり違っているなというような感じがいたしておるところであります。

そもそも学童保育運営協議会は、保護者と一緒になって旧押切保育園の学童保育の運営に携わってきていただいたところではありますが、しかしながら様々な課題があって、テオトルが町で整備をするということであれば、そちらの方で学童保育をお願いできないかというような申し入れがございました。その際においては、学童保育協議会において自らが運営できるのであればその選択肢も可能ですというようなことも伝えました。しかしながら、受け入れの定員、そして体制、そういった場合においては、やはり民間の運営がその当時も現在の運営をいただいている庄内アソビプロジェクトにおいては、県の指定管理で運営しているその施設もあるということから、その経験をもとに運営主体としていただけるものというようなことで町で依頼したところでもあります。

その経過の中においては、学童運営協議会の方からも十分理解をいただいた上で、この事業継承を進めてきたというようなことでありますので、国のこれからの事業を進める段階においても、しっかりとその点については留意しながら担当部署における調整を図ったところでもありますので、その点については、本来なぜこういう形になったかということについては、もう少しその経緯というものも十分理解していただきながら現在の状況についての理解も含めてお願いしたい、このように思うところでもあります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 私の認識違いというようなご指摘も確かに当時当事者でもない立場でありまして、あくまでも運営協議会の関係者、保護者の関係者の方からの聞き取りとい

うことでありますので、違った考え方もあったかもしれないんですが、ただ一つ言えることは、先程紹介しました当時のみかわ学童保育所運営協議会からの要望書にもあるとおり、民間事業者が行う今町長からも説明がありました庄内アソビプロジェクトの皆さんの精力的な活動を一切否定するものではなくて、むしろ敬意を表して日ごろの活動に敬意を表するところなのではありますけれども、ただ、その庄内アソビプロジェクトにお願いするにしても、町が設置者として業務を委託するということと、庄内アソビプロジェクトに建設されたテオトルのある程度のスペースを貸し出しするというのでは全く立場、意味合いが異なってくる。つまりは町としての責任の度合いが大きく異なってくるというようなことからすると、今回の今年の春からの様々なトラブル等、数々の相談を受けるような状況になった。

これについては、町がそもそも事業主体としてきちんとした形で、学童保育所の運営管理ができていればそう大きな騒ぎにはならなかったのではないかと。逆に言えば、庄内アソビプロジェクトの方々には不要なご心配・ご心労をおかけすることはなかったのではないかとこのように感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回のテオトル内における庄内アソビプロジェクトが運営している学童保育所においては、当時の設置の基準ということに沿った形での定員も設定したところであります。そういう中において、確かに鈴木議員が言われるように、実際の子どもが放課後学童保育所に登園するというような段階におけるその子どもたちと指導員の様々なそういう例えば学習あるいは遊びというようなところにおいても、やはり問題がなかったわけではないわけでありまして。単にスペースの基準に合わせた形での定員ということであれば、そのまま定員を充足するとそういうことも可能だったわけでありまして、実際の運営においては様々なこの予期しないアクシデント、あるいは実際の運営においては、単なる施設を提供すればいいということだけではなく、学童保育に必要な備品等もあるわけでありまして、そういった部分については運営を委託している庄内アソビプロジェクトにおける実情・現状というものもしっかり受けとめながら、この施設の有効活用を図る必要があるというようなことから、庄内アソビプロジェクトは最大限受け入れはしたいけれども、様々な課題もあるという中において、やはりこのぐらいがもう限度ですということにおいては、議会にも説明をしてきたというように私は仄聞もしているところでありまして、そういった点についてはご理解いただければと、このように思うところであります。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の答弁ありがとうございます。ただ、気になりましたのは、せっかく建設したテオトルの有効活用、これは当然の話でありましようけれども、そもそもテオトルを建設する前から、先程紹介しておりますとおり、文部科学省・厚生労働省から通知が来ております放課後子ども総合プラン、放課後の子どもたちの安全・安心な場所を確保するようという通達では、平成27年の初期の放課後子ども総合プランの段階から放課後児童クラブ、つまり学童保育と放課後子ども教室については一体的に、もしくは連携して実施することを目指しなさいという通達が来ているんです。であるにも関わらず三川町は、放課後

子ども教室といった、まさに地域の皆さんからご協力いただきながら、放課後も子どもたちが学校内で安全・安心な時間を過ごせるという環境整備には一切触れてこなかった。

テオトルを建てたので、そこに学童保育所を受けてくれる事業所に頼んで、単なる賃貸ですよ。あの部屋を。という形で学童保育所の運営ということによって、果たしてこの国が示している放課後子ども総合プランに則った取り組みではあったのか。これまでの子育て支援を町のスローガンに掲げてきた三川町としての姿勢として考えられるのかどうか。その辺についての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今、新・放課後子ども総合プランに関しましてのお話でございますので、私の方から少し回答させていただければというように思います。平成30年にこれまでの放課後子どもプランから新プランというような形で、内容の方が一部見直しされまして、内容的には両事業、これまでの学童の事業と教育委員会が行っております放課後子ども教室という事業を一体的に連携して実施をすることが望ましいというような内容、さらにはできる限り、今後については小学校の施設を活用するよう形での放課後児童クラブのあり方が望ましいというようなことがそのプランの方には計画として載っているようでございます。

本町といたしましては、これまでの小学校の建設の方はすべて済んでいる状況でございます。小学校の空き教室なども今現在もなく、学校の方では様々な教室も活用されているという状況でございます。町といたしましては、三つの小学校のそういった放課後の学童保育に通わざるを得ない子どもたちをどうするかというようになるわけですが、これまでの従来の三川町の学童保育の形、旧押切保育園の方で行っていた形をそのまま踏襲するよう形でテオトルの方に場所を新たに設けて、委託でもって運用するという方向になったところでございます。

特に放課後子どもプランでは、確かに望ましいということは言われておりますけれども、現在の三川町で行っておりますこういった学童保育の体系が国の方向と合致をしないというようには捉えていないところでございまして、より効率的に三つの小学校からのそれぞれ学童に通う子どもたちが一つの施設の中で、またそれぞれ子どもたちが充実した環境の中で、学童保育の活動を行うのであれば、それはそれで望ましいのではないかと考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 確かに三川町には三川町の事情がある。それは十分理解しているところなんです。鶴岡市に所管課の方から様々な情報提供をいただきました。鶴岡市に関しては、各小学校ごとに放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所もしくは放課後子ども教室が設定になっておりまして、特に放課後子ども教室の実施状況につきまして7学区ほど今現在設定になっているようです。国の方針をそのまま有効に適用しているという認識をさせていただいたんですが、放課後子ども教室と児童クラブ、学童保育については併合した実情で運営しているんだと。基本的には放課後子ども教室4時間というその制約の中で運営しているん

だけれども、状況によって親御さんがお迎えに来ない場合は児童クラブ機能、いわゆる学童保育所機能としてオーバータイムしながら面倒を見ているというような説明でありました。

なぜこれを三川町ができなかったのかというところが非常に残念で極まりないんですが、大変恐縮なんですけれども、教育長から、これまでの経験談で結構なんです、いかに放課後子ども教室を開設する。要は通年式で開設することによって、地元住民の皆さんに対しての効果、それから一方ではなかなか厳しいという部分もあろうかと思しますので、通年での運営に関する問題点と経験の中から結構でございますので、ご所見をお伺いできればと思います。

○議 長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） ご指名ですので私の方から答えさせていただきます。この問題については、鈴木教育長、前教育長からも引き継ぎの中で大きな問題であるということで引き継ぎを受けておりますし、4月当初から赴任いたしましたときから毎日のように学童の問題については、内部でも室長、それから教育課長を含めてどんなことがいいのかと、保護者の方にできるだけご迷惑をかけないような形にできないかということで、毎日議論をして今に至っているというのが実際のところですよ。

昨年度みかわ保育園・幼稚園に籍を置かせていただきましたが、保育園・幼稚園の話をして大変申し訳ないんですけれども、土曜日、それから延長保育、かなりの子どもさんをお預かりしています。保育園・幼稚園の職員もそういうことで、それぞれのご家庭の就労の状況であったり、手助けできているという思いで一生懸命取り組んでいるわけですが、本当に4月当初から全員が受け入れられなかったということは、保護者の方にも申し訳ないなという思いで、私自身いるところです。

実際、経験の中からお話をしますと、酒田市になりますけれども、酒田市のその学童保育も満杯の状態です。実際のところ入れないというところが、どの学区においても起きておりますが、それが現状であるということ。それから放課後子ども教室については、ある程度子どもたちがそこに通いながら居場所を設けているということがあり、現場を預かっている校長を含め、職員にとっても非常にありがたい場所でもあります。

ただ、問題になってくるのが、やはりスタッフの問題なんです。スタッフが地域で確保できる、または行政で確保できるということになればいいのですが、私たちの一番の頭にあることは、やはり子どもたちの命を守らなければいけない。安全安心を守らなければいけないというのがありますので、そのスタッフがすべての方信頼できないというわけではないんですが、子どもたちの安全安心を十分考慮してお預けできる方々を確保していくというのが非常に難しいところではあるかなというように思っています。

三川町の場合も、決して先程室長が話したように、来年度に向けて年齢で区切るとか保育料を上げるとか、そういうことを一番に考えているわけではありません。あくまでも子どもたちの笑顔を守るために、命を守るために一生懸命取り組みたいと思っております。ただ、今現状内部で考えているありとあらゆることを考えながら探っているのですが、答えが出

ていないというのが現状のところでありますので、これは皆さまのお力、議員の方々、それから地域の方々からどんどん意見を出していただいて、可能・不可能に関わらず、それについてまた知恵をいただいて、何とか良い方向に探れればなというように思っています。

本当に3月まで、かわいい子どもたちの笑顔を毎日見て過ごしましたので、誰もここに人たち一人として、子どもたちの健やかな成長を願わないという方はいらっしゃらないと思います。ぜひお知恵をください。本当にお願ひばかりで申し訳ないんですが、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） どうもありがとうございました。急な答弁を求めるということで、大変失礼いたしました。今本当に教育長からお話をいただいたとおり、協力をお願いしたいという、それは本当に行政と住民との関係というのは、まさに協働のまちづくりが基本というように認識しております。

気になりますのが、先程同僚議員に対する答弁でも出てきたんですが、自助・共助・公助というこの3文字ですね。先程紹介しました私の令和元年12月の議会答弁でも町長が明言しているんですよ。自助・共助・公助による協働のまちづくりと。学童保育については共助により行われているものであるという答弁だったんですが、以前から指摘させてもらっているんですけども、これはインターネットで自助・共助・公助という文言を三つ入力しますと、いの一番に出てくるのは総務省消防庁なんです。つまり、自助・共助・公助というのは、防災それから災害対策、その専門用語なんです。

ところが、今は聞かれなくなった自助・共助・公助という次のレポートが出ていまして、当時の菅政権がこれを言い始めたものですから、そのまま鵜呑みしている。ぜひ、この考え方を改めて、そもそもの三川町の本来の良さである協働のまちづくり、住民の皆さんと行政との連携による本当に納得のいくまちづくりを進めていただきたいというようにお願ひしたいと思いますが、もしこの自助・共助・公助に関する指摘について、町長からご所見があればいただきたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） この自助・共助・公助という部分については、私は平成の大合併のときの地方分権一括法、その段階においては、三位一体の改革とか地方が本当に基礎自治体として成り立っていくという部分については、それぞれの自治体でアイデアを出しながら、それぞれの政策、施策を決めてくださいというようなことでの地域移行というようなことが起きたわけでありまして。その中における各自治体の取り組みの中においては、やはり住民との協働のまちづくり、一緒になって将来の町をつくっていきましょうというようなことで、総合計画等にも盛り込まれたわけでありまして。

そのことでの自助・共助・公助という表現が非常に使われだしたなというように感じているところでもありますし、むしろ防災という部分については、東日本大震災あるいは阪神大震災のようなこのたび重なる全国的な災害というものが、むしろ住民が自らの判断で行動してくださいという必要性が出たから自助、そして公助としての行政の役割、さらには個人

だけでなく家庭あるいは地域での共助という部分で、お互いが支え合うということから、防災においても使われてきたのだなというように私は認識をいたしております。

しかしながら、そういった部分については、今であれば自助・共助・公助というのが様々な場面で使われるわけでありますので、連携という部分については、それぞれの役割というのもの、しっかり認識をすべきというようなことから、この表現がよく使われているというように思うところでありますので、日常生活においては様々な形で支え合いというようなことが言われる中においては、それぞれの役割があるからこそ、支え合いというものが生まれるわけでありますので、そういった面においてはやはり現代の社会用語というか、そういうような位置付けになっているというように認識をいたしたところであります。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。少し私の認識と異なる見解だったというように受け取らせていただいたんですが、先程紹介しましたとおり、そもそもが自助・共助・公助というのは、防災、災害対策で使われていた専門用語でありまして、町長が最後におっしゃられたそれぞれの役割で一緒に頑張っていくというのは、まさに協働だというように私は理解しております。

次の質問に移らせていただきますけれども、少子高齢化対策という部分につきまして、先程同僚議員の質問にもあったわけですが、子育てサポーター宣言という非常に目を引くポスター。実は私もすごく目立つポスターだなというように驚いたんですが、他の町民の方からも「あのポスターはいつできたんだ」というような問い合わせがあったところなんです。という意味でも、先程来質問させていただいております新・放課後子ども総合プランの内容として、子どもたちの放課後等の安全安心な居場所の提供という視点から実施していくというこの計画の実行に早期に取りかかっていたいただきたいと思うんですが、その中で先程の答弁の中に子育て支援センターにおいてもいくらか対応できるというようなお考えもあったようで、もしお分かりになれば具体的な方策等ご説明いただければと思います。

○議 長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 子育て支援センターにおける一時預かり事業でございます。今回、学童保育所に入所できない方の中で、長期休みだけあればいいという方もいらっしゃいましたので、そちらを何とか救えないかということで考えたのが子育て支援センターにおける一時預かり事業であります。

一時預かり事業につきましては、3月までは未就学児ですね、小学校に入る前までのお子さんを対象にしていたものを、何とか小学生も受け入れていただきたいということで、小学校3年生まで拡大した事業でございます。ただ、受け入れ時間につきましては、学童保育所のような長い時間はできませんので、8時半から5時までという形で小学生を受け入れることを始めた事業であります。利用料金の方も時間当たり200円という形で始めたものでありまして、夏休み、春休み、冬休みもしご希望があれば、直接子育て支援センターの方にお問い合わせいただきたいということでお知らせをしているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） ありがとうございます。というような方策も含めて先程冒頭でもお話させていただいたんですが、10月に学童保育の受け付けに関する説明会が始まるという段階までは、ありとあらゆる方策を準備できた形で説明会に臨めるものかどうか、一応念のため確認したいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（志田徳久議員） 本多子育て支援室長。

○説明員（本多由紀子育て支援室長） 令和6年度の入所申し込みにあたりまして10月の説明会ですけれども、今現在庄内アソビプロジェクトと来年度どのような受け入れ審査基準を設ければいいか等含めまして、ただいま協議しているところでございます。早めに示すことができるといことで検討しているんですけれども、その内容につきましては、今現在、ここでお示しできるものは持っておりませんし、先程の教育長答弁にもありましたように、皆さまからのお知恵も拝借した上で何かできるものがあるか検討して示していきたいと考えております。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） ぜひ今年度の、今年度というよりは今年の年明けからのような混乱を招かない状況を何とか練り上げていただいて対応をいただきたいと思います。

次の質問は少し方向転換になるんですが、二つ目の項目として少子高齢化対策についてということで通告させていただいておりますけれども、これまでの同僚議員からの質問についても、少子高齢化対策のうち特に少子化対策について様々と知恵を出していただきながら、また予算的な部分での財源を切り裂いていただきながら対応いただいていたわけですが、一方で高齢者においても先程同僚議員から質問があったとおり、国保制度が非常に厳しくなってきた。

明日の条例改正には国保税率の引き上げという問題が上程になるわけですが、県内でこれまで三川町は唯一と言っても過言ではないと思うんですが、すべて皆さま方から、町民の皆さんから頂戴する国保税で賄ってきた。町からの一般財源からとりくずして繰り入れするという国保財政に充当するというような方策はとっていなかったんですが、なかなかここに来て厳しい状況になっているということで、県内の状況を確認したところ相当の市町村で一般財源からの繰り出しを行って国保税の・・・。

○議長（志田徳久議員） 申し上げます。通告に従って質問をお願いします。

6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 通告に従って、高齢化対策ということで質問させていただいています。高齢化の問題として、国保運営も絡んでくるということでご理解をいただきたいと思いますが、三川町では今後も一般会計から繰り入れするというようなことはお考えにならない、できないものかどうか。一つの選択肢として、決して国で進めている制度ではありませんけれども、やむにやまれぬ国保税の抑制というようなことでの対応策について所見をお伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木淳士議員に申し上げます。ただいま申し上げております国保の件につきましては通告外と理解いたしますので、質問を続けてください。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 通告というのがどこまでを指しているのかということになります。私どもが提出している通告書については通告順位という区分の中で質問事項に大きな1、2で質問の要旨として（1）、（2）という条建てになっている話ですので、質問事項に関連することが通告外という指摘を受けることについては、いささか納得いかないところではありますけれども、議長の判断でそのような判断ということであれば、今の質問は取り下げさせていただきます。

では改めてまた少子化対策ということで、先程ご答弁では町として住宅対策、子育て世帯に対しての支援策は十分展開しているというような話があったわけですが、その中でもこれから宅地造成する桜木地区に新しい子育て世帯の皆さんが転入してくることは十分可能性としては高いわけですが、問題は町内に点在している空き家、空き地と思っております。

年々町内会の構成員も高齢化が進んできている。町内会の運営自体もなかなか困難を来したというような一部町内会も発生しているわけですし、そういったことからして地元町内会の振興策としても、ぜひ若い世代から各町内会の空き家、空き地の方に転入をいただけないものかということでの誘導策なんです。大体試算しますと今のレベルですと1軒新築住宅を建てるとなると、二千数百万から3,000万円ぐらい、幸いに金利が低いということで、1.5%から2%ぐらいということで試算していくと、30年の償還期間で450万円から500万円ぐらいの利息ということを推計しております。町として、何とか450万円から500万円ぐらいの補助金というような形で誘導策になるわけですが、実現できないものかというようなことで、お考えを伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 住宅の取得、それから移住定住に対する補助ということでございました。議員おっしゃられる利子に対する補助ということでもありますけれども、ただいま議員がおっしゃられたとおり、最近では低金利ということで、その金額の方、その金利総計の方が数百万円程度ということで見込んだということではありますけれども、この金利につきましても、今後の経済動向もありまして、どのように変わっていくか、そこは注意が必要になるものかと思っておりますのでございます。

現在、三川町におきましては新築の住宅、それから他市町村等から転入してくる方に対しては各々補助事業を展開しておりますのでございまして、この事業によりまして積極的に町内に移っていただきたい、建てていただきたいということで取り組んでいるところでございます。実際、昨年度の状況でありますけれども、住宅取得、それから移住定住、やはり相当数の対象者、申込者がございまして、有効に活用いただいているのかなということで見ているところではございます。

また現在造成しております桜木地区の住宅の開発につきましても、今後三十数年区画整備されるということで、そちらの方につきましても、単年度で一気に全部できるということは想定できませんが、ある程度まとまった時期に建築が進むことを期待しているところでござい

まして、こちらの方にも適切に補助金等活用できればなということだと思っておるところでございます。なお、この現在行っている事業ではありますけれども、単年度の要綱ということで、その年度で見直しをかけているところでございます、その内容についてはその時期に適切な対応ということで考えてまいるものでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今ご説明いただいた内容というのは十分認識しております。これは全国各地で展開されているほぼ金太郎飴状態の補助制度ということかと思えます。本来、合併せずに自立の町を選んだ三川町としては、やはり他に例のない非常に思いがけなかった優遇策を提供することによって、三川町の良さというものが再認識されてくるものと思われまますので、ぜひ今後も職員の皆さんから英知を結集していただいて、誇りある三川町づくりに尽力していただきたいということを申し述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 1時58分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 地域に根差した職員の育成について | 1. 町の正規職員のうち、町外居住職員数と比率について伺う。 |
| | 2. 大きな災害が発生した際、職員の招集の遅れなど対応に支障を来すことが懸念されるが、災害等有事の際の対応策について伺う。 |
| 2. 農業施策について | 1. 資材や肥料・燃油、飼料価格の高騰が続いており農業経営に影響が出ているが、現状をどのように認識されているか、対策や支援策について伺う。 |
| | 2. 令和5年産の生産調整への取り組み状況と、水田活用の直接支払い交付金の見通しについて伺う。 |
| | 3. 同交付金において、令和4年度から5年間で一度も水張りや水田として米の作付けが行われない農地を交付対象から外すとの見直しがされた。町内において除外が想定される面積及び農家・地域への影響と対策について所見を伺う。 |
| 3. 教育費の負担軽減について | 1. 小・中学校への入学時に学用品の購入に負担がかかるとの声が増えている。経済的負担軽減及び資源の有効活用を目的 |

とした学用品のリユースを強化すべきと考える。制服や学用品のリユースの取り組み状況と所見を伺う。

2. 大学卒業後に奨学金の返済が負担となるケースがある。卒業後本町に居住・就職する人には返済を減免する制度を導入し、若者の地元回帰・定着を図るべきと考えるが所見を伺う。

令和5年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問をいたします。

1. 地域に根差した職員の育成について。

町の正規職員のうち、町外居住職員数と比率について伺います。

大きな災害が発生した際、職員の招集の遅れなど対応に支障を来すことが懸念されますが、災害等有事の際の対応策について伺います。

2. 農業施策について。

資材や肥料・燃油、飼料価格の高騰が続いており農業経営に影響が出ていますが、現状をどのように認識されているか、対策や支援策について伺います。

令和5年産の生産調整への取り組み状況と、水田活用の直接支払い交付金の見通しについて伺います。

同交付金において、令和4年度から5年間で一度も水張りや水田として米の作付けが行われない農地を交付対象から外すとの見直しがされました。町内において除外が想定される面積及び農家・地域への影響と対策について所見を伺います。

3. 教育費の負担軽減について。

小・中学校への入学時に学用品の購入に負担がかかるとの声が増えています。経済的負担軽減及び資源の有効活用を目的とした学用品のリユースを強化すべきと考えます。制服や学用品のリユースの取り組み状況と所見を伺います。

大学卒業後に奨学金の返済が負担となるケースがあります。卒業後本町に居住・就職する人には返済を減免する制度を導入し、若者の地元回帰・定着を図るべきと考えますが所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。なお、質問事項3の教育費の負担軽減に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の地域に根差した職員の育成について、1点目の正職員の町外居住職員数に関するご質問であります。正職員92名のうち、46名が町外に居住しており、その比率は50%であります。

次に、2点目の大規模災害時の職員対応に関するご質問であります。本町におきましては、災害発生時、または予測される災害の規模に応じて職員の配備基準を定め、必要な準備や対応ができる体制を構築しているところであります。具体的には、大雨等の風水害など、

あらかじめ発生が予測できる場合については、職員を配備、または待機させるなどの体制を整え、休日や夜間に地震が発生した場合については、職員は家族の安全を確保した上で、速やかに登庁することとしており、こうした災害時における行動については、職員も十分に認識しているところであります。

次に、質問事項2の農業施策について、1点目の資材価格等経費の増大による農業経営への影響と支援策に関するご質問であります。現下の経費の増大は農業所得の低減に繋がり、農家の生産意欲の減退とともに、農家経済のみならず地域経済への影響も危惧されるところであります。このようなことから、肥料価格高騰分の差額を支援する「肥料価格高騰対策事業」を昨年度から実施しているところであり、今後とも支援の必要性について情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の生産調整への取り組み状況と水田活用の直接支払交付金の見通しに関するご質問であります。まず、令和5年度の生産の目安につきましては、数量、面積ともに、前年度より減少しており、その取り組み状況といたしましては、本年4月の農業振興推進員会議までにとりまとめたところでは、数量にして7,024 t、面積にして1,161haとなっており、いずれも99%を超えており、6月末に実施予定の転作確認業務までには100%の達成が見込めるものと考えております。また、水田活用の直接支払交付金の見通しにつきましては、近年、2億円前後で推移しており、令和5年度につきましても同程度の額を想定しているところであります。

次に、3点目の水田活用の直接支払交付金の見直しによる影響と対策に関するご質問であります。現時点においては、交付対象から除外される水田についての詳細な情報がないことから、面積の把握には至っていないところであります。したがって、対象となる農業者の特定もできない状況にあることから、現在、国に対し説明会の実施を要請しているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項3の教育費の負担軽減について、1点目の学用品等のリユースに関するご質問であります。小・中学校の就学にかかる学用品の購入については、昨今の貧困問題、ひとり親支援といった観点から、不要となった学用品などを捨てることなく、別の機会で再び使うリユースに取り組む地域や学校があるということは認識いたしております。本町では、東郷小学校がPTA活動の一環として、体操着やズックなど再利用可能なものについて回収を呼びかけ、リユースに取り組んでおります。このように、学校やPTA活動等の中で主体的にリユースに取り組むことは、就学時の負担軽減のみならず、限りある資源を大切に使うこと、また資源の再活用の観点からも積極的な取り組みを期待しているところであります。

次に、2点目の奨学金の減免制度に関するご質問であります。若者回帰や地元定着の観点から、奨学金の返還に際し、その返還金の一部を支援する事業に取り組んでいる自治体があることは認識いたしているところであります。本町では、無利子による貸付返還型の育英

奨学資金の貸付を行ってまいりましたが、若者の地元定着に向けた事業といたしましては、山形県が実施している「やまがた就職促進奨学金返還支援事業」を活用し、地元で定住した学生については、奨学金の返還の一部を支援することができるよう、町としての枠を確保し取り組んでいるところであります。今後も、本町出身の若者たちが、1人でも多く地元へ帰郷し、定着するよう広く事業の周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） それでは再質問させていただきます。職員の育成についてであります。町外からの採用が50%と約半数を占めているということでもあります。決して町外からの職員の採用を非難するわけではなく、むしろ生涯の仕事として本町を選んでいただいたことに感謝を申し上げ、またその活躍に期待するものであります。

職員の育成といたしましては、職員一人ひとりが仕事に対するレベルアップや知識・能力の向上などが重要と思いますが、何よりも町内の実情や特色、文化等を把握していただき、地域に見合った施策の立案や計画の実施に繋げていただきたいと思います。町内で育った職員であれば、幼いころからの環境や小学校において地域の学習、また成長過程において大まかな実情は理解しているものかと思いますが、特に町外からの職員に対しこういった町のことに對して、どのような研修を行って、地域の実情や特色、文化について研修なされているか伺いたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 町外に居住する職員への本町を知る研修等というご質問かと思っております。本町では、まず新規採用職員に対して年度当初4月の段階で研修を行います。その中で本町の特徴なり、実情、また特色ある文化等については、それぞれ講師がおります。専属ではないんですけれども、町長も講話ということで行いますし、そういったところで触れられているということでもあります。また、町の職員ではございませんが、新たに本町の小・中学校に着任された先生方と合同で、町内の主立った施設等をめぐるといいますか、そういったことも行っております。ただこれは申し上げたとおり初年度といえますか、初めて本町の職員または赴任した場合の研修でございます。

ただ、人事担当課のものとしては、町外の方であっても実際にはやはり先程議員のご質問にありましたとおり、優秀な方といえますか、あらかじめ本町を十分に学習されて来られる方が多いです。それは先程申し上げたとおり、本町の特色、本町の置かれた状況といえますかそういった地理的なもの、またメリット・デメリットまで十分勉強されて本町を受験されているという方が多いようです。

それ以降につきましては、細かい町内会単位の実情とか現状、そういったものに触れる機会ということになるかとは思いますが、ただその点については、それぞれの業務の延長線上で先輩なり、上司等からその都度教わっていきスキル等向上させているものということで認識しているところであります。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 最近の学生たちは、その町について学んでから町の魅力を感じながら、その町の採用試験を受けているというようなことかと思えます。近年、町外からの採用が多くなっているのかなと感じていたところではありますが、できるだけ早く町のことを理解していただきまして、業務にあたっていただければと思うところでもあります。

住民からは、近年、職員の顔が見えないといった声があります。以前は、職員が外に出向いて、様々な活動を行っていたようではありますが、近年は住民が分かる職員が少なくなってきたと言われていた声を多く聞くようになりました。町民と協働によるまちづくりを推進するには、町民が町政へ参画を推進するのと同様に、職員も地域活動に積極的に参加していくことが大切なのではないかと思えます。職員も町民の一員という意識で町民目線に立って行動することにより、職場では学ぶことのできない新たな気づきや現場の空気を知り、一緒に汗を流すことにより、職場以外でのネットワークが築かれ、自分自身のスキルアップにも繋がるものと考えますが、職員の地域活動への参加促進について考えをお伺いします。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 職員が地域と関わりを持つ、一緒に汗をかくといったことが、かつて自主防災組織を立ち上げる際に町内会活性化推進事業という事業のもとで数年間その立ち上げにそれぞれ町内会に職員が割り当てられましてといいますか、担当を持ちまして地元町内会の皆さんと話し合いながら、自主防の組織の設立に取り組んだところでもあります。

また、その後いわゆる合併等を挟みまして、協働のまちづくりの推進ということで町内会担当職員制度というものを、やはりこれも約3年にわたって町の事業として各町内会に職員を出向かせてまして、まだ自主防の組織されない町内会においては、その創設また併せてそれぞれの町内会における課題等について、地元の皆さんと話し合いをしながらよりよい地域づくりということで取り組んできた経過がございます。

ただ、それ以降については、それぞれ具体的などいいますか、町としての事業は行ってきていないところではありますが、ただ町内に住所を有する職員については、例えば地元の消防団の中で活動をする、または保護者としてPTAなりといったところで活動をするといったことで、必ずしも地元町内会だけではなくて、学区、小学校区、それから中学校区ということで幅広く地域の皆さんと交流といいますかコミュニケーションをとっているものということで認識しております。

では、町外に居住する方ということになりますと、やはりなかなか三川の各町内会ということでは、コミュニケーションをとる機会は少ないかと思えますが、場合によっては本町のスポーツもしくは文化活動の中で、または町のイベント、大会等に参加する中で、それぞれの参加された皆さん住民の方とコミュニケーションなり、ともに活動することを通して、まずその人を知り、そして地域を知るということで、結果としてこの三川町それぞれ少しずつではあります、地域を知るということに結びついているのではないかということ捉えているところでもあります。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） ただいまの答弁にもありましたとおり、やはり住民の地域活動をサ

ポートすることによりまして、地域との信頼関係の構築や職員の資質の向上が望めるものかと思えます。現状、様々な役職の人探し、また、各種催し物等の参加者を探す、人を探すのに苦労している職員が多くなっているように思います。やはりこういった場を通じて、ネットワーク、顔を繋いで参加者を募りやすくするような体制も大事なのかなと思っているところでもあります。

先日の町民運動会につきましても、社会教育の係の職員が中心となって、運動会の運営をサポートしておりました。各所でサポートする姿が見られましたけれども、4年ぶりの開催ということもありまして、準備段階から事務局として協力する姿に地域の実行委員の方々も感謝しておられました。町の職員つまりは行政が住民の方に見直された機会になったのかなと思うところでもあります。これまで新型コロナウイルスの影響もありまして、様々なイベント等を行わないことから、そういった貴重な機会が失われたことを実感しております。今後は様々なイベントが再開されることから、職員の町民と接する機会を大事にさせていただきまして、信頼関係を築いていただきたいと思います。

その際にはありますが、一目で職員であることが分かるような服装、観光協会では新しくTシャツ等を作ったようではありますが、そういったものを着用することによって一目で職員が協力しているんだなと分かるような体制をとればいいのかと効果的なのかなと思うところでもあります。また、課を超えた横断した職員同士の情報、また、意見交換を行っていただいて、地域の課題、問題点の共有や解決策を話し合える体制を整備していただいて、各問題の解消に取り組んでいただきたいと思います。

続いて災害対応についてでございます。近年、地震や大雨などの自然災害が多発しているのに加えまして、北朝鮮によりますミサイルの発射など住民が不安を感じる機会が増えております。自助・共助といった推進は理解するところではありますが、公助に頼る場面も高齢者が増えていることから多くなると思っております。災害はいつ起こるか分かりませんが、職員には発生から短時間での招集が求められております。災害を想定した職員の招集訓練等は実施されているのか。また、その考え等あればお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 本町での招集訓練に関するご質問でありました。残念ながら本町ではこれまで他の都道府県、また都市圏等で行われております招集訓練等は実施してこなかったところでもあります。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 先程の町長からの答弁もありました。職員の配置、また初動訓練等でやはり災害発生時には対応が求められているのかなと思うところではありますが、やはり先程の答弁にありました約半数が町外からの職員ということもあって、招集にはかなりの時間がかかることも予想される場所でもあります。また、遠方から庁舎まで来るということで、2次災害等起きないように安全な移動も必要になってくるのかなと思うところでもありますけれども、各初動を的確にするために各地区への職員の配置等は決まっているのかどうか。また、各地区・地域の特色等を把握した上で、防災、災害対応等に当たる必要が出てくるも

のかと思いますけれども、そういった担当といった地域は決まっているのかどうか。また、初動に対しての動きについての取り決め等はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず招集といいますか初動の時間的な課題についてであります。風水害等につきましては先程町長の答弁にもありましており、あらかじめ予測できるもの、これについてはその災害の予想される大きさ、程度等に応じて、職員が配備、または自宅待機等を行っているところであります。一番課題となるのは、やはり夜間、それから休日等職員が町内にいない場合、これは町内に住所を有していても、もしくはいなくても、その庁舎までの登庁時間についてはそれぞれやはり異なるかと思えます。ただ、これも先程の町長の答弁にありましており、職員はそれぞれどのぐらいの規模の災害、そういったものを知り得たときに、自らどのように行動するか登庁するかというのは十分認識しております。

毎年職員異動があるわけですが、その都度、それぞれ課せられた課なり係等で分担する職員。災害時に担当する業務も決まっておりますので、どの程度の災害で何人職員が来るのか。そういったところでは、やはり役職も当然関係はしてきますが、より地理的に近い職員を意図的に配置するという配慮もされております。まずもって災害が起きた場合は、家族、当然、職員自身もそうですが、まず身の回りの安全確保。それを確認した上で速やかに登庁するというところであります。

それから担当地域については、これは定めておりません。やはり本町職員、その職員数も限られたところでありますので、先程のいざ登庁すべき事態になったときに、どれぐらいの人数が来られるのか、来ることができるのかというのは、やはり実際に登庁になってからでないと分からない部分もございます。ですので、一定のそれぞれの地域における業務なりすべきことというのは決まっておりますが、担当ということではなくて、どの部署。もし足りなければ、他の部署からそちらに回っていただいて対応するというのもしなければならぬ。また、特色ある災害対応ということではありますが、それはやはりそれぞれの災害で現状での地域での特徴というよりは、その災害の特徴で対応すべきものということで判断しておりますので、ご質問にありました各担当地域の職員というのは設定していないところであります。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 自然災害も多発しておることでもありますし、住民の安心安全を守るためにも、ぜひ職員の災害体制といったものを構築していただいて、また今答弁を聞いて思ったのですが、職員同士の連絡体制等を密にさせていただいて対応にあたっただけならばと思うところであります。日常の積み重ねや顔の見える付き合い、そういったことが人づくりにもネットワークづくりにも繋がり、町職員としての財産になるものかと考えます。地域に寄り添ったプロフェッショナルな職員の育成に取り組んでいただきたいと思えます。

続きまして、農業問題についてお伺いいたします。毎回同様の質問をしているような気もするわけですが、新しく今年度産の米の作付けも始まりました。同時に、様々な資材

購入等が始まっているわけでありますが、その価格の高騰ぶりに驚くばかりであります。特に農業生産には必須である肥料、その原料の多くを輸入に依存しておりまして、中国の輸出規制またロシアウクライナ情勢によって需給が逼迫し、原油価格、海上運賃の上昇、円安の拡大もあり、史上最高値が続いています。先程の答弁でも肥料価格高騰対策といたしまして、国においてはそういった支援策も創設されているところではあります、町といたしまして、今後の支援といったものを期待されておるわけでありまして、その計画等について、もしあればお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私からご質問にありました肥料、飼料等の価格高騰の対策ということでございますが、ただいまご質問にもありましたが、現在国が実施しております肥料価格高騰対策事業、これに対しましては、県の方でも上乘せをして実施をしておるところでございます。本町につきましては、令和5年度現時点においては肥料等の高騰対策の事業は想定をしておらないところでございますが、昨日の様々な報道によりましても秋以降の肥料等の価格については、各品目平均で2割程度の価格の減少が見込まれるというような報道もございました。そのような状況も考慮しつつ、国・県とも連携をしながら農業の経済支援対策についてはできるものについて、今後検討してまいりたいというように考えているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 現時点では町独自といった支援等はまだ検討なされていないということだったかと思われま。去年は町の独自支援策ということで、大豆の種子購入助成、また肥料の高騰助成といったものがあったわけでありまして、ただいまも答弁に秋以降、秋肥は2割ほど下がるのではないかと、新聞報道等でも報道されているわけでありましてけれども、肥料は2020年から見ますと約1.5倍まで膨れ上がっているということで、2割下がっても元通りには戻らないというような状況にありますし、特に生産している米等の価格は低迷したままであるということから、農家経営かなり逼迫している状況にあるということでありまして。農家からも、町の支援といったものを望む声は強くなっていますので、ぜひ現状を把握いただきまして支援策等検討いただければと思うところでありまして。

今回の大きな質問の一つに、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、町での見直しについての所見等を確認したかったわけでありましてけれども、実際先程の答弁では、面積等の把握はできておらないということでありました。国の方でもその詳細な部分、また、その条件等については、今後5年間ではっきりさせていくというような説明もある中で、やはり国の制度の文言をお借りすれば、令和9年以降、過去5年間に水を張らない圃場、また、米の作付けが認められない圃場については、その対象から除外するといった文言は確定しているものと思っております。その影響についてはどのようにお考えかお伺いしたいわけでありましてけれども、5年後、地域農業を見据えた取り組みを実施していかなければならないものと考えますけれども、町としてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご質問にございました水田活用の直接支払交付金の今後の見通しということでございますけれども、ご指摘がありましたとおり国の方で示された様々な条件、こちらにつきましては、現在担当課の方でも担当の方で精査をしておるところでございます。ただその中でいわゆる水張りという項目一つにとりましても、いわゆる水利施設を利用した水張り、天水という雨水あるいは雪解け水の利用でない水の想定ということでございますが、この場合の水利施設からの利用という部分についても若干疑義がございますので、現在国等に内容についての照会を行っておるところでございます。その関係もございまして、現在国から示されております水田活用のいわゆる水張り、あるいは水稲作付けの内容について、精緻な情報を収集して、その内容について確定をした段階で、その対象面積等が定まるものというように想定をしておるところでございます。

また、令和4年度からの5年間のうちでの作付け云々ということでございますので、この間に作付けを希望する。これまで水稲作付けを休んでおりましたけれども、今後復活をするというようなところも想定できますので、その意味で現時点ではまだそこまで詳細な内容については把握をしておらないと。現段階で国等が想定しておるのはいわゆる中山間地で常識的に考えて、どのような水利施設をもってしても水田復旧が難しいという部分については、早急にいわゆる水田というところから畑地化ということで、水田を畑に転換して、そのときには助成金を出しますよという内容の通達も出ておるところでございます。その分について本町の場合は先程も答弁をいたしました。平坦な地形であるということと、土地改良の方が進んでおるといこともありまして、その意味では復田が100%不可能であるという部分の把握については、今後調査を進めていきたいということ。それと復田可能であるというように、農業者がご自身が判断をされて復田に対する取り組みをされるというような場合には、土地改良区等も含めて、その関連の支援が進められればということと考えているところでございます。

ただ、現時点においてはその意思確認といいますか状況確認ということで、先程町長答弁にもありましたが、国からももう少し詳細な内容説明について説明会を開催して説明をしていただくということで、準備を進めておるところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 令和4年度から5年間のうちに作付けをしなければならないということで、今年が2年目でございます。残り3年のうちにその詳細を調査した上で対応を検討して間に合うのかどうかという部分が非常に不安なわけでありまして。また農家だけでなく、農村また地域にとっても影響といったものはあろうかと思うところであります。大規模化した農家、特にですけれども、高齢化や担い手のいない農家から農地を借り受けながら、大豆や水稲の栽培を行っておりまして、地域農業の担い手として規模を拡大してまいりました。生産調整の長期化によりまして水利施設のない老朽化した圃場、水利施設の老朽化などの圃場の条件も拒まらずに引き受けてきた農家も少なくありません。

この度の水田活用の直接支払交付金の見直しといったものは、こういった農家にとっても採算が合わなくなる事態となり得ることから、現時点でも受委託の解消、また、耕作放棄と

いったものも話が出ているところであります。こういった状況について、町はどのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ご指摘のありました部分については、担当課としてもかなり危惧をしておるところでございます。本町の農業経営におきましては何度も繰り返しますが、水稻作付けが中心で、それに対するいわゆる転作作物ということで、大豆等をメインに実施をしておるところでございます。この件につきましては、ご質問にもありましておりに、集積が進んでおる箇所もありまして、大きく集積を受けて受託している方にとっては、その転作の分の補助金というものを結構、その農業経営の中では大きなウエイトを占めるということでございます。その意味では、そのような形で農業経営の計画を立てておる農家が本町の場合はかなり多くいらっしゃるということですので、今回国から示されました水田活用の大きな転換ということにつきましては、かなり大きな、農業者自体の大きな考え方の変更は強いられておるところでございます。

その意味で新たな農業収入を得る農業経営を構築するために必要な方策ということで、実は現時点では有効な手立てというものがまだ見出せていないというのが実情でございます。ただ、今後、3年間の間で、当然、地元要望を汲んで国等にも様々な形の要望は上げていきたいというように思いますが、より有効な手立てというものがなかなか模索をしながら、農業経営になるべく影響が出ないような形での解決策について見出していきたいということで考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 先程来影響を受ける面積等もまだ把握できていないということから、やはり国・県への訴えもまだ弱いものになるのかな、本町に受ける影響といったものを的確に把握した上で、対策等を検討する必要があるのかなと思っております。ある自治体では、共済の細目書に新たに一覧を設けまして、この5年間で水張りが可能なもの、そして可能でないものといったものにチェックマークをつけて、その面積を把握しているというような自治体も出ております。育苗ハウス等共済細目書を一目見ただけでは、水田は地目であるものの水張りが可能であるかどうかといったものは一目で分かるものは少ないものかと思っております。やはり本町におきましても圃場1筆ずつ確認しながら、面積等の把握、またマッピング等落とし込むことによりまして地域等把握して、その対策に乗り出すべきかと思っております。

先程は県や国に強く働きかけたというような答弁もございました。一応本議会でも、昨年9月に意見書ということで、「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家への支援策強化を求める意見書といったものは提出しております。ぜひ町からも機会がある度に、ぜひ見直しと、またその対策等を訴えていただければと思うところであります。本当に繰り返しになりますが、交付対象水田から除外された農地は誰も引き受けることはなく、離農が進んで農地の引き受け手もいなくなり、耕作放棄地の非農地化される農地の増加が避けられないものと考えております。地域の将来に大きな影響を与える改正でありまして、こ

の機会に農地や農業について真剣に検討していただきたいと思うところであります。

続きまして、教育費の負担軽減についてお伺いいたします。以前から小学校や中学校へ進学する場合に学用品の購入が高額であり、負担が大きく何とかならないものかといった相談がございました。新型コロナウイルスによる影響の長期化や昨今の物価高騰が家計へ大きなダメージを与えていることから、その声も大きくなっております。

初めに本町で小学校また中学校進学時、制服や運動着、学習教材等購入費にはどのぐらいかかっておられるか、どのように認識されていますか、お伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） ご質問がございました小学校と中学校に入学する際に学用品とか、また学習教材等でどのぐらいの金額がかかるかというご質問かと思えます。

小学校から見ますとトレーニングウェアとか、それに半袖のウェア、トレパン、ズック、それに教材といたしまして、お道具箱とか水彩の水彩画セットとか、それぞれ個人によって差はあるのかなというようには思いますけれども、ざっくりとした感じで見ますと約4万円が、小学校の方でかかっているというように見ております。

また、中学校に関しましては学生服でございますし、それに関わりましてワイシャツとか女性ですとブラウス、それからトレーニングウェア、ズック等々がございます。また、通学のかばん、ヘルメット等もございますので、こちらの方が大体7万円から8万円ぐらいの経費がかかるというように見ているところです。

小学校はこの他ランドセルとかまた付属のものがございますが、一般的に小学校、中学校で注文等をとっている中では先程の金額が今入学時にかかっているというように理解をしております。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） ただいま答弁にありましたとおり、小学校では4万円、中学校で7万円だそうでございます。これに加えてランドセルといったものも最近が高騰しているようでありまして、5万円を下らないものが主流になっているということでありまして、中学校における自転車といったものは、それもまた5万円を超えるような自転車が主流になっているということで兄弟が多くいる家庭にはすごく大きく負担になっているというような声が聞こえておりました。

中学校入学時、ある方からお伺いしたわけですが、中学校入学時に自転車を含めまして、子ども1人に対して10万円から20万円の費用がかかるとお伺いしております。また、在学中は制服などは知り合い同士、保護者間では譲り合うといった声もお伺いしておりますが、適した時期に情報を得にくいのが現状でありまして、あと1年程度で卒業するにも関わらず、制服や体操服等を買換えるといったケースもあり、また学用品においては卒業すればまだ使用するものを廃棄するといったことも多いとお伺いしております。

先程答弁では、東郷小学校ではPTA活動の中で運動着、ズックのリユースといったものには取り組んでおるといようなことでありますが、現在家庭で不用になった学校の制服や学用品を必要な人に譲り組みといったものが全国的に広がっているようであります。自治

体と自治体内のボランティア団体等が協力して、制服等のリユースに取り組んでいるところもあります。特に成長が著しい中学校の制服については、子どもの成長に合わせ、何度も買い替える家計の負担を軽くし、資源を大切にすることを目的にも繋がり、SDGs の理念にも合致するものと考えます。

町が主導で学生服などのリユースに取り組むことは様々な観点から考えて意義深く有意義なものではないでしょうか。本町においても、学生ボランティア来夢来人やシルバー人材センター、また新しくできるボランティアセンターなどの協力によりましてリユースへの取り組みを強化すべきと思いますけれども、所見をお伺いいたします。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） リユースに関しての取り組みにつきましては、やはり保護者の方々の負担の軽減でありますとか、さらには先程も申されました SDGs の観点で資源の再利用といったような考え方のもとに、非常に有効な手段ではないかというようなことは認識はしているところでございます。東郷小学校の PTA の方で、こういった取り組みを 10 年来、ずっと続けているというようなお話も聞きました。取り組みといたしましては、非常に町としても賛同するところではございますけれども、やはりこういった取り組みについては学校の学用品でございますので、各小学校単位の PTA とかの活動が一番望ましいのではないかなというようにも感じるところでございます。

あまり行政が主導的にこういった取り組みをいたしますと、やらされ感と申しますか、なかなか長続きしないような傾向もあるのではないかなというようにも思うところがございますので、各学校のレベルでそれぞれ自発的な取り組みの中で取り組んでいただければ、非常にありがたいというように認識をしております。

○議長（志田徳久議員） 7 番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 小学校につきましては、運動着等も学校ごとに違っていたりする部分もあろうかと思えます。なかなか広域で行うのは難しいところもあろうかと思えますが、やはりストックが多くないとサイズ合わせ、また必要なときに手にすることができないといったこともあろうかと思えます。そういった部分も含めながら、運動着の選定等も行っていただければ、また幅広いリユース活動といったものが可能になろうかと思っています。

まだ着ることができる学生服を捨てるのはもったいない、忍びないとする方も多くおられますし、それが特に大切に着て、きれいで状態の良いものであれば、なおさらこのように感じる人は多いかと思えます。近年は製品の品質も向上しまして、耐久性も高くなっていることから、リユースが可能となるものが増えております。制服や運動着に限らず、ランドセルであっても 6 年使ってもまだ使えそうなものもたくさんありますし、中学校の通学カバンにおきましても 3 年使った後、まだ使えそうなものもたくさんあるわけでございます。

こういったものを大事にする気持ちを持っていただいて、そういったリユース活動といったものを始めていただきたいと思いますし、またさらに拡大するとなれば、通学用に使った自転車、例えば高校を卒業する学生に自転車のリユースをお願いするとか、部活動の道具などもですね。高校中学校を引退した後は後輩に譲っていただくというリユースという

考えを当たり前に行えるようにすると。そういった環境づくりが特に大事になってくるのかなと思っております。特に三川中学校では、この度制服のリニューアルが計画されているということもあって、少し負担がまた増えてくるのかなと思っております。これを機会にリユース、卒業時に置いていってもらおうとか、早めにそういった動きをして、新入生に対しての負担軽減といったものを図っていただければと思っておりますけれども、いま一度考えをお伺いしたいわけでありまして、町全体では何とかできないものか。事業を拡大して、何とか行政中心にできないものかお考えをお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 学用品に限定するとなりますと、また学校ごとというようなこともあるんですが、過去には町のイベントの中でフリーマーケットとか、そういったものを開催したこともありまして、そういった1度使用したものとか、まだ使えるものを再利用・再活用してもらおうというような取り組みは、これまでも行っていた経過がございました。また、お話にもございましたとおり、スポーツ少年団とかですと、やはり小学生の子どもたちは1年で体がどんどん大きく成長しますので、例えばスパイクですとか、まだ使えるようなウェアとか、そういったものがどんどん着られなくなってしまうということで、そのスポ少内でもリサイクルというんでしょうか、リユースという形で活用しているという例もございましたし、町にもございました子育てサークルの方でも独自にこういったリユースの取り組みなど、やはり子どもの成長に合わせた形で洋服なども着られなくなりますので、そういったものをリユース活動として行っているというようなことを聞いております。

学用品に関しましてはこういった東郷小学校の例もございますので、何かの機会で学校等にも情報提供させていただければというようにも思っておりますので、町としましてはこの取り組みそのものが全くだめというわけではないんですけれども、各学校でそれぞれ行っただけなのであれば、町としましては賛同し、協力してまいりたいというように思っております。

○議 長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 町が主導は難しいのかもしれませんが、ぜひ教育委員会が各学校に対しましてこういった働きかけをして徐々に取り組みが大きくなるような意識醸成等行っただけならばと思えますし、やはり進学時の費用負担軽減という意味では何とか事業化というものを考えていただければと思うところであります。

最後に奨学金についてお伺いします。少子高齢化が進む中で、文部科学省の学校基本調査によりますと、高校の普通科卒業生の大学や短大への進学率といったものは60%と高くなっているようでありまして。しかし、大学生や短大生を持つすべての家庭が、授業料や仕送りなどの経済的負担を楽に担えているといった状態ではなく、これもまた文部科学省によるものですが、無利子の奨学金、また、有利子の奨学金と合わせて全学生の4割が何らかの奨学金制度を利用しているとされております。家庭の経済事情から貸与型の奨学金を借りざるを得なかった学生は大学卒業後、一定期間を過ぎると返済が始まることから、社会人になって早々に返済義務を負うことになる。借りる必要がなく、大学生を送ることができた学生

とのいわゆる家庭収入による教育格差といったものが、会社員として働く中でも埋まることなく存在している状態だそうであります。

本町の育英奨学金につきましては、3月議会で条例が改正されまして、より多くの人を利用しやすいものとなっているわけでありましてけれども、本町での奨学金の申請、またその返済状況についてどのようになっているか、お伺いできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 本町の無利子での貸し付けを行っております育英奨学資金につきましては、大体毎年6件から7件ぐらいの貸し付けで推移をしております。あまりそれを超えて、審査はしておるんですけども、大きく超えるようなことは過去にはなかったというように聞いているところでございます。それから返済の状況については、現在令和5年度の段階で43名の方々が返済をしているという今現在の状況でございます。若干遅れている方が少し未納というかいらっしゃることはあるんですけども、数名というような状況で、まずそれぞれ社会人となって、それぞれ償還をいただいているという現在の状況でございます。

○議長（志田徳久議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 順調に返済も進んでいるものかと思っております。奨学金につきましては、教育の機会均等といった理念のもとに経済的理由で修学が困難な優れた学生等に学資の賞与、貸与及び給付を行っているものとされているわけでありましてけれども、一方で奨学金を借りる際、返済の不安を感じているといった生徒も少なくないとお伺いしております。返済の心配なく、地元で働けるように、各自治体や企業が奨学金の返還金を助成する制度が広まっております。

先程山形県の返還支援制度について答弁がありましたけれども、さらに地元での定住、また就職を促すために、鶴岡市では山形県の返還支援に上乘せした支援を行っております。内容につきましては、県の返還支援事業の対象とならない方、つまりは公務員、医師、看護師、保育士、看護福祉士、病院の薬剤師等は、山形県の返還支援事業の対象にはなっていないわけでありましてけれども、鶴岡市ではこういった業種に就職した方についても返還支援を行っているというようなことでありました。原資としては、個人からの寄附金、また、ふるさと納税、企業版のふるさと納税といったもので賄っているというようなことでありました。

先日の出羽商工会の総代会におきましても、庄内地区の人材不足を補うために、そういった奨学金を支援する、奨学金の返済を支援して就職を促す、地元定着を促すというようなことが行われるといった報告がありましたけれども、本町におきましても住宅団地の造成、また産業団地の拡張等を計画している中で、定住また就職を補うためのこういった取り組みをしてはいかがかと思っておりますけれども、考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 若者の雇用という観点から、私からご答弁申し上げます。ご指摘ありましたとおりに、人材の確保という意味においては、奨学金の返済の部分に対する助成ということはかなり有効有益な手段であるというような認識をしておるところでござ

います。先程来お話が出ております山形就職促進奨学金の返済の支援事業につきましては、本町の出身者で該当がある場合は町から出捐金という形で、この事業に対する助成を行っておるということでございます。その意味では、広い意味で、本町にあるいは庄内地域に就職をしていただく方に対する助成ということで、実施をしているということでございますし、最後にお話がありましたとおりに本町あるいは庄内地域においては、いわゆる就職先にまず選んでいただくと、地元に戻っていただくという部分、そのためには魅力的な企業、あるいは働きやすい環境ということで、実は庄内地域の雇用対策協議会と連携をしながら様々な就職情報等も広くPRをしておるといところでございます。その意味では、就職環境の整備とともにこういった奨学金の支援等も含めて若者から地元に戻ってきていただく、あるいは地元に着定をしていただくというような方策をとってまいりたいということで考えているところでございます。

- 議 長（志田徳久議員） 以上で7番 鈴木重行議員の質問を終わります。
 - 議 長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午後 3時20分)
 - 議 長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 3時40分)
- 次に、3番 小林茂吉議員、登壇願います。3番 小林茂吉議員。
- 3 番（小林茂吉議員）

<p>1. 自治体法務について</p>	<p>1. 各担当部署に所属する職員の日常業務の大半は、法律や条例等に基づいて、事業を実施したり、規制権限を行使するなどの「解釈運用法務」があるが地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止によりもたらした「解釈運用法務」の変化をどのように捉えているか伺う。</p> <p>2. 2000年地方分権前には、国から条例策定のために提供されていた「標準条例」、「条例準則」により、自治体を事実上拘束し、どの自治体も変わらない日本全国統一的な条例が制定され現在に至っていると思われる。面倒であっても、条例の棚卸しを行い、必要な改正を行い、条例をアップデートして現実性のあるリアルな条例とする考えについて伺う。</p> <p>3. 条例で罰則規定を設けている実態とその運用に係る処分基準の必要性について伺う。</p>
<p>2. 「空き家問題」について</p>	<p>1. 喫緊の自治体政策課題としての空き家問題は、その建物および敷地内の立木等に適切な管理がなされず周囲に迷惑を及ぼす状況に至っている社会問題だ。平成27年5月に</p>

特措法が全面施行されたが、特措法は、財産権を尊重することで、段階的かつ慎重な手続きを自治体に課している。

「困った空き家」をどのような手続ないし要件をもって特措法上の「特定空き家等」と認定するか条例で定めることには十分な意義があると思うが見解を伺う。

2. 空き家の現況が非常に悪く、具体的な危険が真に迫っている場合の緊急対応について伺う。

3. 国民健康保険の運営について

1. 加入者の年齢構成や医療費水準が高い一方で所得水準が低い傾向にあり、被用者保険と比べて保険料負担が重いとといった構造的問題を抱えている。その中で、本町の国民健康保険事業の安定的な財政運営をどう図るか所見を伺う。

2. 県が財政運営の主体となり、国民健康保険財政の「入り」と「出」を管理する仕組みの中で、本町の国民健康保険事業費納付金の動向について所見を伺う。

令和5年第3回三川町議会定例会において、一般質問をいたします。

質問事項1、自治体法務について。

(1) 各担当部署に所属する職員の日常業務の大半は、法律や条例などに基づいて、事業を実施したり、規制権限を行使するなどの「解釈運用法務」がありますが地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止によりもたらした「解釈運用法務」の変化をどのように捉えているかお聞きします。

(2) 2000年地方分権前には、国から条例策定のために提供されていた「標準条例」、「条例準則」により、自治体を事実上拘束し、どの自治体も変わらない日本全国統一的な条例が制定され現在に至っていると思われま。面倒であっても、条例の棚卸しを行い、必要な改正を行い、条例をアップデートして現実性のあるリアルな条例とする考えについて伺います。

(3) 条例で罰則規定を設けている実態とその運用に係る処分基準の必要性について伺います。

質問事項2、「空き家問題」について。

(1) 喫緊の自治体政策課題としての空き家問題は、その建物および敷地内の立木等に適切な管理がなされず周囲に迷惑を及ぼす状況に至っている社会問題です。平成27年5月に全面施行されました空き家対策特別措置法は、財産権を尊重することで、段階的かつ慎重な手続を自治体に課しています。「困った空き家」をどのような手続ないし要件をもって特別措置法上の「特定空き家等」と認定するか条例で定めることには十分な意義があると思っておりますが

見解を伺います。

(2) 空き家の現況が非常に悪く、具体的な危険が真に迫っている場合の緊急対応について伺います。

質問事項3、国民健康保険の運営について。

(1) 加入者の年齢構成や医療費水準が高い一方で所得水準が低い傾向にあり、被用者保険と比べて保険料負担が重いといった構造的問題を抱えています。その中で、本町の国民健康保険事業の安定的な財政運営をどう図るか所見を伺います。

(2) 県が財政運営の主体となり、国民健康保険財政の「入り」と「出」を管理する仕組みの中で、本町の国民健康保険事業費納付金の動向について所見を伺い、1回目の質問とします。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小林茂吉議員に、ご答弁申し上げます。質問事項1の自治体法務について、1点目と2点目のご質問につきましては関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

2000年に、地方分権一括法により地方自治法が改正され、国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化が図られました。これにより、自治体が地域の実情に応じて法令解釈を行うことが可能となり、国の委理事務においては、委任がない場合であっても、法令に違反しない限り、条例の制定が可能となったところであります。さらに、2007年以降の第2期分権改革においては、多くの法律が条例委任等に切り替えられたところでもあります。こうした改革により、自治体は法律や条例を地域の課題解決や政策実現の手段として捉え、そのための条例を制定し、運用することが可能となったところであります。

ご質問にありました解釈運用法務につきましては、法律や条例の内容を正しく解釈して具現化するとともに、その内容の周知や啓発、違反者への対応等の業務も含めた法執行活動と認識しており、今後は、そうしたスキルを習得した人材が求められてくるものと捉え、そのような職員の育成に努めてまいりたいと考えております。また、まちづくりや福祉向上等に関する条例を、より地域の実情に合った条例とするための見直しや改正等につきましても必要に応じて対応してまいります。

次に、3点目の罰則規定等に関するご質問であります。本町の条例のうち罰則規定のある条例の数につきましては、13であります。条例に基づいて特定の者に対し、不利益処分を行うかどうか、またはどのような不利益処分を行うかを判断する処分基準につきましては、それぞれの罰則規定は国が示す準則等に基づいて定め、その運用につきましても、国が示す例などを参考に、または県への照会なども踏まえて、適正に執行しているところであります。今後、町が独自に罰則規定を盛り込んだ条例を設定する場合には、その処分の公平性及び透明性を確保するための処分基準が必要になるものと考えているところであります。

質問事項2の空き家問題について、1点目の特定空家の認定に関するご質問であります。本町におきましても、適正に管理されておらず、周囲に悪影響を及ぼす空き家が生じており、今後もその件数の増加が予想されることから、空家等対策の推進に関する特別措置法、三川

町空き家等の適正管理に関する条例及び三川町空き家等対策計画等に基づき、空き家の増加を抑制するとともに適切な管理を促すことにより、住民の安心・安全の確保と生活環境の保全に努めているところであります。

管理不全となっている空き家のうち、改善を促したにも関わらず状況が改善しない場合や、危険度や切迫性が極めて高いものについては、特定空き家等の認定について検討するものであります。その認定は空き家等対策計画において、国土交通省が定めるガイドライン、並びに県から示される指針を参照し、公共の利益の確保の観点から、所有者の対応状況や周辺への影響の度合い、危険度の切迫性などを空き家等対策協議会で総合的に協議した上で決定しているものであることから、その要件を条例で定める考えはないところであります。

次に、2点目の具体的な危険が真に迫っている場合の緊急対応に関するご質問であります。空き家等に起因する人の生命、身体または財産に危害が及ぶような事案が発生した場合等においては、特別措置法等に基づき、応急措置として危害を回避する必要最小限の措置を講ずることができることから、状況に合わせて特別措置法以外の諸制度の活用も考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

質問事項3の国民健康保険の運営について、1点目の国民健康保険事業の安定的な財政運営に関するご質問であります。国民健康保険事業は地域経済の変動や雇用情勢等の影響を受けやすい上、被用者保険に比べ医療費が高くなる中高年齢者の加入率が高く、特に被保険者数が少ない小規模な市町村では、医療費の短期的な変動に左右され、財政基盤が不安定になりやすいという構造的問題を抱えていたところであります。

このようなことから、平成27年5月に持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度より財政運営については都道府県がその中心的役割を担うこととなり、市町村は資格管理や保険税の賦課徴収、保険事業等を担うこととなったところであります。このように予測不能な資金不足に市町村独自で備える必要はなくなったところであります。今後とも国民健康保険事業基金を活用しながら、繰り入れの確保に柔軟に対応するとともに、保険税の収納率向上、健康の保持増進による医療費の縮減を図り、安定した財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目の国民健康保険事業費納付金に関するご質問であります。県が保険給付費の推計や後期高齢者支援金分等の保険料、介護納付金分の総額をもとに算定した額は、制度が発足した平成30年度には264億円でありましたが、令和元年度に300億円を超えたものの、その後は漸減傾向にあり、令和5年度は257億円となっているところであります。本町の納付金額もほぼこれに比例するように推移してきておりますが、県内他市町村に比べ所得水準が高いこともあり、令和3年度における被保険者1人当たりの納付金額は13万4,000円と県内で4番目に高くなっており、今後もこのような水準で推移していくものと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） ここまで同僚議員から活発な一般質問が展開されてまいりました。

私もソフトランディングに努めて再質問させていただきます。まず、地方分権前は機関委任時代の代名詞でありました、いわゆる通知、それから通達行政が基本でありまして、自治体は国の言うとおりに、法令を解釈し、運用せざるを得ない非常に主従の関係ではなかったのかなというように思っております。

ここで町長に伺いますが、2000年の地方分権一括法が施行された後の2003年に阿部町政がスタートされました。その後、これまでに採用された一般職職員は40名を超えるかというように思っております。それは言えば、分権改革当時の熱気を知らずに自治体法務の条例制定権及び法令解釈権をより柔軟かつ広範に行使できるようになった変化に気づかない職員が全体の半数近くになってきたのかなというように思います。こうした現状を考えたとき、地域課題の解決、あるいは政策の実現のために国が出す通知に縛られず、自律的に法令を解釈運用し、最善の方法や裁量の事例を蓄積していく感覚が求められているというように思っております。とかく自治体法務は条例制定のように目に見える立法政務と裏腹に、法律や条例の解釈運用はやや地味な印象を持ち、目立ちませんが、日常業務の大半は解釈運用法務だというように思っております。唯一の行政資源である職員は前例踏襲に固執していないか、新たな見地を広げているか、住民の心を捉え持続可能な地域をデザインしているか。時代を展望する町民のまなざしは冷静かつ厳しいものがございます。

町長として地方分権改革後在職20年、どのような姿勢を持って自治体法務と向き合っただけで参られたのか、また職員とのコミュニケーションを高めてきたのかお聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 私がこの立場に就任して20年が経過いたしました。その間、職員の採用というようなことがあり、新規採用職員の研修の場でも町政運営に対しての公務員としての姿勢というようなことで講話をさせていただいたり、また日常の業務においてもそれぞれの部門における研修というようなことで、職員からは等しくその機会を受けていただけてきた経緯がございます。しかしながら、小林議員が言われるとおり、地方分権一括法が改正される前というような状況からいたしますと、その段階においては、ある面においては、新規採用というときにはそれを知らないということも事実だろうと、このように思うところでもあります。しかしながら、本町においては、それぞれの職員が機会あるごとに様々な法務あるいは研修の機会というものがある中において、積極的にその研修の場に足を運ぶというような機会が職員に、言うなれば職員自ら手を挙げてもらうという機会もございます。

特に法令あるいは法務につきましては、県外に出向いたこの研修、しかも数日の研修機会というものもあるわけでありますので、そういった面においてこれからの地方分権の中における職員が日常の業務で携わっていかなければならないその内容については、やはり研修の機会を捉え、スキルアップを図っていくということが重要なのではないかと、このように感じてきたところであります。そして、何よりも、やはりこの20年間の中においては、当時の職員の状況の中においては、やはりその職場、部署のその法令に対する様々な解釈、そして職員同士のそういうしっかりとした情報共有を図ることができてきたということからすれば、今の半数の職員においてもしっかりとしたその業務においては認識をしているものとい

うように受けとめているところであります。

○議 長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 地域の活性化を説くとすれば、まずは役場の活性化が必要だというように思います。そのためには、首長が健康で明るく公平で役場組織の上下の風通しをよくして、そして、職場内建設的な意見が飛び交うそうした職場風土をつくる、これが必須ではないのかなというように思います。様々ご答弁ありがとうございました。

ここで条例の中に入っていきますが、かなり先程も申し上げましたが、この2000年、地方分権前の条例策定では標準条例、それから条例準則というのを一応、一言一句書き写しておけば大体間違いないだろうというように考えられた一面もあったかと想像されます。時代背景において、適切な字句とか文言とか、こうしたものは時間があれば、棚卸しをしながら、やはり必要に応じて地域に適したまた地域の状況に適した条例に改正していくと、こういった仕事も必要なのかなというように思っております。今後の条例制定等の立法政務に向き合ってまいるとその所見を担当課から伺いたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 現行の制定されている条例、確かにその多くは国から示された準則等に準じて倣って制定したものが多くあります。そうした中で国の法令等、これに違反しない限り、議員のご質問にありましたとおり、本町の実情、状況等に合った改正等ができるものについては、やはり間違いのない形で当然見直しというものが必要なものについては行っていくということになるかと思えます。ただ、私が解釈するに、自治体でまちづくりなり、地域の町政発展のための条例制定というのも、法令を逸脱しない限り制定が可能であり、そうしたことを積極的に行うことによって、よりよいまちづくりが進展するものというようには解されますが、なかなかその辺職員のスキル、先程ご質問、町長の答弁にもありましたが、職員のそういった法制執務のスキルの向上が当然不可欠となってまいります。そういった法令、法務執務等今後、職員も研修を重ねながら、スキル向上とともにそれぞれの部署において取り組んでいる法令に沿った業務等、中には様々な気づきもあろうかと思えます。そうしたものを一気に棚卸しということではなくて、町民との関わりの中で、日常の業務の中で気づきを持って適正に、またこれからのまちづくりに資するよう努められるよう、担当課としてもその環境づくり、また研修内容、環境等の整備に努めてまいりたいというように考えます。

○議 長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 新たにまた条例を策定するという場合においても、やはり各自治体の条例から継ぎ接ぎしていくようなそうした安易な方法はこれは避けるべきだというように思いますし、先程申し上げましたように、その地域の特性に応じた条例をぜひ策定していくことを基本に据えていただければというようにも思っております。

次に、規制条例について伺います。ペナルティーがない条例というものは、ペナルティーを持つ条例に比べますと、やはり遵守意識がどうしても低いというように思われます。行政手続法第36条の3に規定されている処分等の求めが行政手続条例に規定されておりますが、

行政権限の適切な行使が求められるとありますが、これについてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 行政処分、先程町長の答弁にありましたが、その処分を行うこと、それからどのような処分を課するかそういったものについて、多くは法令なり先例等をきちんと踏まえた上で対処しているということになります。これが新たな条例制定等による場合は、やはり法令等を踏まえまして、それに見合う適正な処分、罰則のあり方というのはその都度考え基準等を設けて運用すべきというように考えます。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 本町にも罰則規定をしている条例が13あるという報告でありました。行政手続法12条第1項に処分基準を定め、かつこれを公にしておくよう努めなければならないと規定されている件について処分基準の定めというものは努力義務ではありますが、策定義務でもありません。条例でペナルティーを定めておきながら、この処分基準なしでは適正にこのペナルティーを発動できるかは、やはり不安を覚えるというように思います。発動させるべきときに二の足を踏むことは避けるべきだというように申し上げておきたいというように思います。

この自治体法務について総括的に伺いますが、地方分権改革で国と自治体の関係が対等、協力を改められ、法令上の事務は自治体の事務との処理されたことから、国が技術的な助言にとどまり、その内容は自治体を拘束しないということになっております。これらの通知を受け取った自治体は、その内容が地域の実態に合わなければ国と異なる法令解釈及び運用を行い得るという方向に変わったというように思います。そうした判断に躊躇することがあれば、県に問い合わせをすることもあり得ると思いますが、要は自分の考えの結論をもって相談することが肝要であって、最初から思考することなくイロハから聞くというケースは資質向上に繋がらないと思いますし、自己解釈を放棄しているというように思います。これは、これからの庶務業務の改革、「BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）」の推進以前に、公務員としてキャリアをひらく大切な気構えかと思いますが、指導的立場からのご所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 規定の条例等についてはその処分、また、その手続処分の執行等については、すでに本町で処分の基準がなくとも、法令それから先例、判例等、そういったものを踏まえて適正に行っているということでもあります。ただし、これから特に許認可または何か制限を加えた形での条例を制定して、それに違反した場合、これを処分するということが独自の条例を定める場合は当然、その処分を下すにあたっての基準の設定は必須かと思えます。それは当然、本町での先程申し上げたまちづくりの方向性なり、どうしてその条例を制定したかという目的があって、そういった条例の設定に至るわけですので、それに伴う罰則等についても適正なものとして規定を設けるべきと。その際、当然町としては言い方はちょっと下手ですが、自信を持ってといいますか、当然町にとって必要な条例であると、

そのための推進するためにあつての罰則でもあるわけでありますので、そこは当然、国や県の指導等はある場合もあろうかと思ひますけれども、その際は当然町の立場、これをきちんと主張して、そういった協議の場に臨むべきというように考えるところであります。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 大変失礼をいたしました。答弁漏れがございました。キャリア、当然、研修等もあれですが、やはり実際にそれぞれ職員が法令なり、または条例もしくはそれぞれの部署において町民の福祉向上のために業務をしているところであります。そういったところで必要なもの、必要な制度等、先程議員の質問にもございましたが、それぞれの発想、そういったものを地域の実情に合ったものを自由に闊達に議論できる職場環境、また、それに応えられるだけの先輩、上司等の育成、全体的な職員の資質向上等、そういったものも必要になろうかと思ひます。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） ありがとうございます。これまでもまたこれからも、自己表現のやはり優れた、秀でた職員を育てるに尽きるのではないのでしょうか。自分を表現する最も基本的な手段である書き言葉、それから話し言葉を自ら磨き、またそれを管理職が励ますことがまず不可欠ではないのでしょうか。それに豊かな表情と落ち着いた物腰が加味されれば、すばらしい職員が生まれると私は確信しております。

次の質問に移ります。空き家問題です。昨日空き家抑制へ向けた課税強化、それから管理不全の空き家を税の軽減対象から外す内容の改正特別措置法が国会で成立しました。今後も国の動きに注目をするところであります。空き家問題は、いわゆる右肩下がりの人口構造の変化に伴い、急速に顕在化し、これから先も発生数の増加と状況の深刻さをより深めていくことが予想されます。どこの自治体でも、人も予算も増える見込みのない現状において、空き家問題といった新たな業務にエネルギーを注ぐことは大変困難が増しているというように私も認識しております。しかしながら、空き家は手をこまねいて放置すれば確実に悪化の一途をたどります。具体的に対策の手の打ちようがないのか、有効な対処法を逃してしまう恐れはないのか、いま一度、特別措置法以前の法的手段、消防法、建築基準法、道路法、景観法、災害対策基本法の関係規定に立ち返り、関係者への説明とヒアリングを実施すべきと思われませんが、所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 空き家に対する対応ということでございます。町といたしましては、空き家に対する計画、それから条例等を定め、その所有者に対して積極的に改善に向けての働きかけを行っているところでございます。議員おっしゃられる関係の法令、災害対策に関するもの等様々な法令での対応が考えられますけれども、その実際の取り組みにあたっては、その空き家の状況、それから切迫性、そちらの方を十分考慮しながら必要最小限、法で定められている内容、こちらの方を十分見極めながら対応してまいるものと考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 先程の答弁で改まった条例化は考えていないという答弁でありましたが、本町の空き家件数は令和4年10月の実態調査によりまして136件というように報告されております。その中でも、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度も極めて高く、解体の必要と思われる物件が26件ございます。端的にこの26件の物件が特定空家ではないかと私は思うのでありますが、特別措置法は法の理念上は極めて抽象的でグレーな要素が強い法律であります。特別措置法2条2項に規定されている特定空家と認定すべき4つの状態、倒壊の危険性、衛生環境が悪い、管理が行き届かない、周辺からの苦情の多い物件。これらはいずれも漠然とした表現だと理解されます。法律の条文に明確な基準がないものは不確定概念と呼ばれ、所有者から異論や反論を呼び、万一訴訟が提起されたらという心配が拭えません。担当職員が最も頭を悩ませる場面ではなからうかと思えます。強制的解決策より説明やヒアリングの誘導的解決策をどうしても重んずるようになります。

空き家の件数が年々増加するに伴い、既存の法律適用の模索や独自の条例を制定するなど、問題の対処に工夫を凝らす自治体が徐々に現れてきていることに関心を寄せ、他自治体の事例を調査してみたいかがでしょうか。先の一般質問で解釈運用法務に触れましたが、先程申し上げた消防法、建築基準法、道路法、景観法、災害対策基本法と空き家対策と対策の推進に関する特別措置法を照らし合わせ、町が独自性を発揮して特定空家の認定基準の明確化を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 特別措置法における特定空家の認定の内容でございます。法には、確かにこの認定についての細かな定めが記載されてはおらないところではございますが、この取り扱いについて国土交通省の方で特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインというものは定められておるところでございます。このガイドラインの中で先程議員がおっしゃられた各々の要件、建物の倒壊が予見される等の内容、それからごみの散乱とその状況についてなど、様々な細々とした条件を例示されながらその認定にあたっての指針が示されているところがございます。また、具体的なこの認定にあたりましては、この指針に基づいて調査をした内容、これを町の条例、それから条例等に基づいて設置しております空き家に関する空き家等対策委員会また有識者で組織されております三川町空き家等対策協議会、こちらの方でその内容等を十分検討した上で認定の可否を考え、町長が指定するところがございます。ということがございますので、その国が示しているガイドライン、こちらの方をもとに町の方が定めているところがございますので、改めての条例での記載設定等は考えていないところがございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 国のガイドラインを示されましたが、だからこそ町の独自性を発揮すべきときではないのかなというように私は判断しております。特別措置法第7条に規定されている空き家等対策協議会では、特定空家の認定の判断が協議されます。これは町長が最終判断されますが、また危険な事態が発生した場合の緊急対応の応急措置の報告も、その協議会の中で報告がなされます。しかしながら、特別措置法上はほとんどができる規定であっ

ても、自治体の総意として義務として実施するという姿勢で臨む場合など、その姿勢の正当性を議会の議決により担保することもあり得ると思います。困った空き家をどのような手続ないし要件を持って、特別措置法上の特定空家等に認定するか、特別措置法にない規定をどの程度盛り込むかは、まさに自治体の独自性の発揮ではないでしょうか。いま一度お考えを伺います。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 特定空家の認定の件でございますが、この認定にあたりましては国で示しているガイドラインの方を参照し、町の協議会の方で、ある程度判断の幅があるかと思えます。その委員会の中で、どのような建物、案件が対象になるのか、その辺については十分論議を重ねることができるということで考えているところでございまして、今後その空き家の解決に向けたより良い対応ができるように考えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今空き家等対策は、建設環境課にはほぼ一元化されております。副町長を委員長とした空き家対策検討委員会、今も課長の方から出ましたが、その委員会組織が平成29年に設置され、昨年1度会議を持たれたというように認識しております。また、行政課題調査のため、調査チームを置くことのできる規定もございます。現在の建設環境課の調査チームだけではなく、まちづくりの施策との調整役である企画調整課、火災予防、防犯対策の危機管理を担う総務課、固定資産税等に対応する町民課、高齢者に対する啓発と相談にのる健康福祉課、空き家を活用した起業支援の産業振興課など広範にわたり空き家の予備軍を極力抑える強制的解決から誘導的解決に導く調査チームを発動すべきではないでしょうか。委員長の指示が待たれますが、所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 三川町空き家等対策検討委員会設置規程で規定されております調査チームの設置に関わることですが、この調査チームにつきましては質問にありましたとおり、これまで設置した経緯はない状況でございます。しかしながら、これまでは主管課が単独で対応した方が効率的であるもの。また、調査チームで対応した方が効率的でかつ大きな成果が上げられることが期待できるもの、そういった観点で判断しながらこれまでは調査チームを設置する案件がなかったというように理解しております。

ただ、ご質問にありました応急措置等については、非常に慎重な判断、対応が求められるものであります。ご質問にありましたとおり、老朽化による倒壊のみならず、防火、防犯、防災、衛生、景観など様々な点において判断されるこの特定空家につきまして、その応急措置を講ずるにあたっては議員がおっしゃいますとおり、調査チームを設置しての対応が求められるものと考えております。ということから、今後におきましてはそれぞれの行政課題、案件によりまして、この調査チームの設置についても行政課題の解決策の選択肢の一つとして十分慎重に考えて対応してまいりたいと考えているところであります。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 特別措置法には緊急対応、今も出ました応急措置になりますか、その緊急対応の規定がありませんが、本町の空き家等の適正管理に関する条例の中に応急処置第6条で謳ってございますが、これはあくまで当面の危険を回避する、そうした一時的な措置に限ります。除去等の根本的な措置はできないというようになっておるわけであり、これを見ても、やはり解決までのフローが確立されていない、私はそのように見ております。先程来質問しているとおり、やはり町がこうした諸々の関係する規定とか条例に謳われているものを再度確認して、本当に分かりやすい、理解できる条文化を検討すべきだというように思いました。

ここで最後の質問に入らせていただきます。国民健康保険の運営について伺いたいというように思います。国民健康保険事業の安定的な財政運営でございますが、先程来様々と説明の中にもありましたように、国保が関係する統計資料によりますと、本町は令和3年度被保険者1人当たりの平均所得は県内第1位であります。医療費は1人当たり県内29位で医療費を抑制している極めて評価のできる努力というものが伺えます。また、1人当たりの平均保険料は県内32の保険者の中で17位の順位にあります。また、各種予防事業、特定健診の受診率の高さが保険者努力支援分に反映されているのも、こうした事情も特筆できるといように思います。

今後高齢化の進行や医療の高度化により、医療費は増加すると予想され、国民健康保険料は今後も上昇することが見込まれることから、保険料負担の軽減を図るため、政府による財政支援措置の継続とさらなる拡充が不可欠であるというように認識しますが、本町の今後の課題を担当課はどう整理されているか、お聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 本町の国民健康保険財政の運営に関するご質問でございました。こちらは先のご質問でもありましたところで、お答えしたところでございますが、歳出の部分、医療給付の部分で、やはり今後も増加が見込まれる中で、本町の負担をどのように見込んでいくかというところが大きいところでございますが、こういった制度を全部医療制度を根本に関する課題でございますので、本町のみでの対応というよりは、やはり国・県全体を巻き込んだ形で検討すべき課題ではないかなというように捉えているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） そうした実情を認識しながら、本町はどういった財政運営が適切なのか、その根本的な考えを伺います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 国民健康保険につきましては、国・県がその方針を明らかにしておりますとおり、まずは受益者負担が原則であろうというように考えておりますので、財政運営、国民健康保険の給付に占める財源の割合でいきますと、県に財政運営が移管される前も今も変わりませんで、すでに公費の方は半分以上投入されています。そういった中で今議員おっしゃられましたとおり、本町の経営の軽減負担分として7割、5割、2割の軽減分

の一般会計の繰入金、それから保険事業の努力が成果として表れている部分に関する繰り入れがございまして、そういった部分の軽減もされているところで、本町ではこれまではルールどおりの法定内の繰り入れを行っているところでございます。こうした部分以外の法定外繰り入れという部分につきましては、全国的にもなくしていこうというような方針が示されておりまして、我々といたしましても、まずは受益者負担の原則の考え方からしても、やはり法定外の繰り入れは考えていないというところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） これにつきましては、明日条例に関する議案が出ておりますので、その節も出るのではないのかなと思います。次に、最後の（2）の納付金の動向につきましては、県内の、県内というよりは、県は国民健康保険事業費納付金の今後の考え方について作業部会に意見照会されております。その内容によれば、県内の税率を統一する完全統一ではなく、市町村間の農地負担を平準化する、いわゆる内容は算定となる医療費を外し、被保険者数と所得によって安定するという納付金ベースの統一とする方針です。三川町にとっては、医療費の低さは納付金算定基準の大きな要素であり、医療費が外された場合の影響が心配されます。また、医療費水準が高い市町村に限定されていた医療費適正化インセンティブ措置を一定の水準を超える保健事業を実施する市町村に県の繰入金として配分する。いわば飴とムチを強化する方針でもあります。

まずは、どのように納付金の算定が変わっていくかは、この令和5年中に各保険者、各市町村長に対して最終的なルールを国保連合会から意見照会がなされるというようにお聞きしておりますが、現時点の状況をお知らせください。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） ただいまのご質問にありまして、県の方針では来年度以降の保険料において医療費係数というものを算定の根拠から外すというような案が示されております。本町の場合、先程議員がおっしゃられたとおり、1人当たり医療費が低いということもあり、そういった係数が外されてしまいますと国保税がさらに上がるということが見込まれております。ですので、本町としては非常に苦しいところではありますが、税の方の負担をお願いする形になっていくものと考えております。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 本町の主張されていくものだと思いますというような答弁だと少し自信を失うのでありますが、今後県にどのようなスタンスを持って三川町として具申していくのかそこはきっちりと決断して申し上げていただきたい。もう一度お願いします。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 社会保障制度といたしましては、やはり相互扶助の観点から所得の高い人たちがどうしても負担が大きくなるという傾向はどうしてもあるところではあります。本町といたしましては、本町の受けるサービスに比べて負担が大きいという現状は、しっかりと県に対して訴えてまいりたいというように思います。以上です。

○議長（志田徳久議員） 3番 小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員） 本町は令和3年度の実績で納付金1人当たり県内で4番目の高い順位にありました。先の議員全員協議会でいただいた資料によれば、令和5年度の納付金金額は約1億8,600万円。仮に今般の税率改正から試算しても、町民に賦課徴収する保険税総額は約1億4,900万円で納付金総額には届きません。国からの2割、5割、7割の県民分の交付金と保有額の少ない国保事業基金からの繰り入れが必須な状況にあらうかと思えます。こうした現況を鑑みて、厳しい財政運営と認識しているところであります。所管の適正かつ明瞭な対応を切に望みまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（志田徳久議員） 以上で3番 小林茂吉議員の質問を終わります。

○議 長（志田徳久議員） 日程第2、「付託事件の委員会審査期限延長要求の件」を議題とします。

産業建設厚生常任委員会に付託した請願第1号「放課後児童クラブの待機児童解消のために抜本的な対策を講じることを求める請願」の件については、昨日中に審査を終わるよう期限をつけましたが、別紙のとおり、審査期限の延期要求が提出されております。

本件について、産業建設厚生常任委員長より延期理由の説明を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員）

委 員 会 審 査 期 限 延 期 要 求 書

令和5年6月7日まで審査を終えるよう付託された下記事件は、いまだ結論を得るに至らなかったため、次の議会定例会まで期限を延期されるよう、会議規則第45条第2項の規定により要求します。

記

付託事件

請願第1号 放課後児童クラブの待機児童解消のために抜本的な対策を講じることを求める請願

令和5年6月8日

三川町議会産業建設厚生常任委員会
委員長 鈴木重行

三川町議会議長 志田徳久 殿

審査の経過について若干報告いたします。去る6月7日、午前9時30分より紹介議員である小野寺正樹議員より請願の趣旨を説明いただいた後、意見陳述、討論を行いました。調査を深め、慎重に扱うべきとの意見が多く出され、採決の結果、継続審査となりました。

以上報告といたします。

○議長（志田徳久議員） ただいま産業建設厚生常任委員会委員長より会議規則第45条第2項の規定により、審査期限を次の定例会まで延期したい旨の要求がありました。

本件は委員会要求のとおり、審査期限を延期することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は審査期限を委員会要求のとおり、次の議会定例会まで審査期限を延期することに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第3、請願第2号「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第2号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願」の件について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

令和5年6月8日

三川町議会議長 志田 徳久 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会
委員長 鈴木 重行

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
2	令和5年 6月6日	食料・農業・農村基本法の見直し に関する請願	採 択	請願の趣旨に 沿うことが妥 当である	

審査の経過について説明いたします。

去る6月6日午前11時より請願審査委員会を開会いたしました。紹介議員である小野寺正樹議員、説明員として、庄内たがわ農協営農販売部営農企画課齋藤課長より趣旨説明をしていただき、その後討論採決を行いました。

含意は妥当とする意見や請願内容が不明確といった意見が出されました。採決の結果、賛成7、反対1となり、賛成多数で採択となりました。

以上報告といたします。

- 議 長（志田徳久議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

- 議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終了します。

- 議 長（志田徳久議員） これから請願第2号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願」の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この際、起立による表決において、起立しない場合は、「否」とみなすことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。本件の委員長報告は「採択」であります。
お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

- 議 長（志田徳久議員） 起立多数であります。したがって、請願第2号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

- 議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会とします。

（午後 4時44分）

令和5年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和5年6月9日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 佐藤 栄 市 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 志 田 徳 久 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	鈴 木 亨 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田	浩	議会事務局長	飯鉢	凜	書記
遠渡	蓮	書記	渡部	貴裕	書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 4 日 6月9日（金） 午前9時30分開議

日程第 1	一般質問	2名
日程第 2	議第34号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議第35号	三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更について
追加日程第1	発議第4号	議第35号 三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更に対する附帯決議
日程第 4	議第36号	町道路線の認定について
日程第 5	議第37号	三川町屋内多目的運動施設アスレなの花大規模改修工事請負契約の締結について
日程第 6	議第38号	歌枕排水機場除塵機改修工事請負契約の締結について
日程第 7	議第39号	塵芥車購入契約の締結について
日程第 8	議第40号	三川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 9	議第41号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 10	意見書第1号	食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書

○ 散 会

○議 長（志田徳久議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（志田徳久議員） お諮りします。議事日程はお手元に配布のとおり、追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

1. 教育行政について

1. 新たな教育長のもと各般にわたる教育施策を推進していく中で本町における教育課題をどの様に捉え、子どもたちの歩みをいかに導いていくのか所見を伺う。

2. ICT 機器の活用や効果を含む教育の DX 化について所見を伺う。

3. 教職員の働き方改革の現状と課題を伺う。

4. 「ウィズコロナ」の考え方における学校と地域社会との関わりについて所見を伺う。

2. 自転車等を活用した町づくりについて

1. 今年4月より自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたが、着用の推進や周知について見解を伺う。また、7月には電動キックボードの規制が緩和され公道での走行が可能になる。その安全対策や活用について見解を伺う。

2. 町内でのサイクリングコースの設定、整備、活用により運動に対する意識向上を図る等の健康増進策が考えられるが所見を伺う。

3. 電動キックボードを活用した観光・交流人口拡大策、通年でのパルク赤川における自転車イベント等による利用拡大について所見を伺う。

4. 庄内全域での関係人口拡大、インバウンド推進策としてナ

シヨナルサイクルルートの指定について所見を伺う。

令和5年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に、教育行政について。

新たな教育長のもと各般にわたる教育施策を推進していく中で本町における教育課題をどのように捉え、子どもたちの歩みをいかに導いていかれるのか所見を伺います。

ICT機器の活用や効果を含む教育のDX化について所見を伺います。

教職員の働き方改革の現状と課題を伺います。

「ウィズコロナ」の考え方における学校と地域社会との関わりについて所見を伺います。

二つ目に、自転車等を活用した町づくりについて。

今年4月より自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されましたが、着用の推進や周知について見解を伺います。

また、7月には電動キックボードの規制が緩和され、公道での走行が可能になります。その安全対策や活用について見解を伺います。

町内でのサイクリングコースの設定、整備、活用により運動に対する意識向上を図る等の健康増進策が考えられますが所見を伺います。

電動キックボードを活用した観光・交流人口拡大策、通年でのパルク赤川における自転車イベント等による利用拡大について所見を伺います。

庄内全域での関係人口拡大、インバウンド推進策としてナショナルサイクルルートの指定について所見を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の教育行政に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項2の自転車等を活用した町づくりについて、1点目のヘルメット着用の推進に関するご質問であります。まずヘルメットの着用状況については、町内においては、小学生は学校等の指導もありほぼ100%、中学生については登下校時は100%着用しているものと捉えているところでありますが、中学生の休日や高校生、また一般の方のヘルメット着用率は低いものと認識しております。

このように、義務化されていないヘルメットの着用率は、未だ低い状況にあり、着用が定着するまでには時間を要するものと考えているところであります。

今後、町といたしましては、警察や学校、地域の交通安全協会等と連携しながら、その普及、推進に取り組んでまいります。

次に、電動キックボードの安全対策、活用に関するご質問であります。本町及び近隣市町においても電動キックボードで走行している方を見ることがないことから、安全対策等につきましては、普及の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目のサイクリングコース設定等に関するご質問ですが、これまで町民のスポーツ振興や健康増進施策を推進する上で、様々な事業を実践してまいりましたが、自転車を活用した町独自の健康増進施策は行ってこなかったところでもあります。以前、町内にウォーキングコースを設定し、その利用促進に努めてきたところではありますが、自らが自宅を起点に自由にコース設定しながら、ウォーキングなどの健康づくりに取り組まれているのが実態であります。町といたしまして、新たにオープンしたパルク赤川や大規模改修されるアスレなの花など、多くの町民の皆さまの健康維持・増進に利用される施設も整備していることから、現時点では新たなサイクリングコースの設定・整備については、考えていないところでもあります。

次に、3点目の電動キックボードの観光利用とパルク赤川の利用拡大に関するご質問ですが、電動キックボードが地域の観光促進の有効なツールであることは認識いたしているところでもあります。しかしながら、複数の観光資源を巡るルートを設定できる地域においては電動キックボードの活用は有効であると思われませんが、本町においては、そのようなルートの設定が困難であることから、その活用は考えていないところでもあります。

また、パルク赤川における自転車イベント等による利用拡大についてであります。現在、パルク赤川には自転車イベント等を実施する施設、設備がないことから、その実施は難しいものと考えているところでもあります。しかしながら、パルク赤川は自転車イベントに限らず、様々な形態での利用が可能な施設であるとともに、利用者の創意と工夫により施設を利用いただいているところであり、それらを広くお知らせすることで利用拡大に繋げてまいりたいと考えております。

次に、4点目のナショナルサイクルルートに関するご質問ですが、ナショナルサイクルルートとは、新たな観光価値の創造や地域の創成を図るため優れた観光資源を休憩、宿泊機能、情報発信など様々な取り組みを連携させたルートを国が指定することにより、国内外に広くPRを行うものであると認識いたしております。

このルート指定を受けるにあたっては、自転車を活用した観光を行うための景観や観光資源など魅力的で、かつ広域的なルートの設定が不可欠であることから、まずは近隣市町とともに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 佐久間千佳議員のご質問に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の教育行政について、1点目の子どもたちの歩みの導きに関するご質問ですが、私の教育に関わる経験から、今の子どもたちを「こんな子どもたちに育てたい」という思いを5点に集約し述べさせていただきます。

まず一つ目は、『当たり前のことを当たり前でできる子ども』に育てたいということでもあります。小さいうちに自分から挨拶ができることや規則正しい生活リズムを身に付けることは、学校教育を離れてからも人間として大切になってくる基本的な生活習慣であります。幼児期・義務教育期に一生の土台作りをしっかりとさせることが、まず大切であると考えてお

ります。

二つ目として、『自分の考えをしっかりと言える子』に育てたいと考えております。これからの社会は、命じられたことを忠実にこなすような職業はどんどん機械化され、自分でクリエイティブに想像し、自分の考えを発信していく能力が問われてまいります。それだけに、自分の考えをしっかりと持ちながら、それを発信し、他の人とコミュニケーションをとれる児童・生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

三つ目として、『本物の体験を大切にさせたい』ということであります。映像などの疑似体験では得られない直接的な体験や「いのち」の尊さを学ぶ飼育栽培活動は、子どもたちの学習理解をより深めたり、心を豊かにしたりすることにも繋がります。また、他を思いやる心づくりにも結びつくことから、一人ひとりの子どもたちの豊かな心をさらに育てるためにも、学校や地域での直接的な体験活動を後押ししてまいりたいと考えております。

四つ目として、『学力の向上』についてであります。本町の児童・生徒の昨年度の学力テスト等からみる学力の状況は良好な結果を示しており、今までの学校、地域の教育実践の確かさを感じたところであります。しかし、私が考える『学力』は、数値の高さに加え、「学ぼうとする力・意欲」や「問題を解決しようとする意欲」があつてこそ、真の『学力』だと考えております。現状の三川町の子どもたちの高い学力をさらに伸ばし、社会に出たときに、新しいことに挑んでいく「学ぼうとする意欲づくり」を高めていけるような取り組みに力を注いでまいります。

最後に五つ目として、『ふるさと三川に想いをよせる子ども』に育てたいということであります。子どもたちが地域について学習することは、ふるさと三川町の良さを知り、ふるさとを愛する子どもに育つことにも繋がります。これについては、特に地域の皆さまからもご協力をいただきながら、地域学習をさらに深めてまいりたいと考えております。

以上、現段階で私が考えている「こんな子どもたちに育てたい」という思いであり、今述べたことを念頭に置きながら、具体的な教育施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の教育のDXに関するご質問であります。国が推進してきたGIGAスクール構想により、児童・生徒1人1台端末を整備するなど、情報教育・ICT活用教育に係る情報の基盤整備が整ったことにより、教育に関するデジタル化が飛躍的に向上したものと認識いたしているところであります。しかし、これから目指す「教育のDX」の推進とは、単純なICT機器の活用だけでなく、あらゆる情報の基盤と技術を活用した教育モデルの改革を意味するものであります。今後は、整備したICT機器等の環境を最大限活用し、デジタル技術を駆使しながら、教職員共々、日々調査研究を進めていかなければならないものと認識いたしているところであります。

次に、3点目の教職員の働き方改革に関するご質問であります。教職員のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対する効果的な教育活動を行うことができるよう、国や県において教職員の働き方改革が推進されてまいりました。本町においても、その主旨に沿い、改革の推進に取り組んできたところであります。

具体的な取り組みとしては、統合型校務支援システムを導入し、客観的な時間外在校時間

の把握に努めるとともに、部活動指導員や教員業務支援員の配置による人的支援の他、中学校では部活動の地域移行が現在進められているところでもあります。今後は、学校行事等が次々と再開されることから、過度に負担増とならないよう努めるとともに、行事によっては地域の方々の理解と協力を求めながら推進してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、4点目の「ウィズコロナ」の考え方における学校と地域社会との関わりに関するご質問ですが、いよいよ新型コロナウイルス感染症が5類となり、これから地域と学校との繋がりには従来のような関わり方を基盤としながらも、新たな形を模索しながら進めていかなければならないものと考えているところでもあります。先週、4年ぶりに地域の方々と学校児童とが交流を深めるイベントとして町民大運動会が開催されております。事前に地域や学校への説明の中で、新たな進め方として時間の短縮や多年代が多く参加できる種目に限定するなど、コロナ明けの配慮や負担軽減に努めてきたところでもあります。今後もウィズコロナ、アフターコロナと言われる中において、学校運営協議会などを中心に多くの住民の意見を聞きながら、学校と地域との繋がりを維持してまいりたいと考えているところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは私の方から再質問させていただきます。

ただいまは齋藤教育長により五つのまずは方針が示されました。鈴木孝純前教育長が去る3月末で退任され、在任中の12年半の間、学校教育や社会教育、地域の文化やスポーツの振興をはじめ、本町の発展のためにご尽力されましたことにまずもって感謝の意を表すところでもあります。そして新たな教育長として、齋藤正志教育長が任命されたわけではありますが、本町教育行政に携わってのまずもって率直な印象。特に本町の特徴であったり課題を、今現在感じられていること、やはりこれは長く行えば行くほど分らなくなる感情かなと思いますので、今現在本町における特徴であったり、課題、どのようなところが感じられているのか。本町の児童・生徒に関してはですね、自尊感情がなかなか低いのではないかなというようなデータ等もあるようでもありますけれども、そういったことも踏まえて、率直な感想、印象といいますか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 赴任してこの位置に就かせていただいて2ヵ月が過ぎましたけれども、まず率直な課題ということでしたが、三川町の子どもたちを見ながら学校に顔を出したりそんなことをする中で、まずは本当に素直な子どもたちだなと、明るく元気な子どもたちだなという思いがあります。素直で明るいということは、先生方の指示をしっかりと聞きながら学習に取り組んでいるすばらしい一面があります。ただ、それは一つの良さとしながらも先程もお話したような自分が思っていることであったり、自分の課題であったり、そういうことをはっきりと主張できるということは、これから今の良さに加えて、さらに高めていくところかなというように思っております。

先程五つの中の一つ最初に、「当たり前のことを当たり前」ということを出させていただきました。これは決して三川町の子どもたちができていないことではないのです。ただ、

そういう当たり前のことを当たり前にできるという土台が、子どもたちが明日ではなくて、私は教育というのは成人したとき、20歳になったときにいかに社会人としてスタートを切れるか、人に迷惑をかけないでスタートできるかということもあると思いますので、そういうように考えた場合には、やはり土台づくりというのはしっかりできている中でも挨拶ができるとか生活習慣をしっかりさせるとか、そういうことは地域とともに学校、地域それから保護者の方とともに子どもたちに同じベクトルで進んでいくことが大事なかなというように思います。

それから、自尊感情が低いという課題が以前から挙げられていました。私もこれは十分に把握しているところですが、ある面、子どもたちに良さはたくさんあるんだろうと思います。ただ、そういうところを認めてあげる術が今までなかったとは言いませんが、やはり私たちもそれから子ども相互も意識して取り組むことが必要なのかなというように思っています。三川町では、昨年度それから一昨年度の2年間、国立教育政策研究所の指導を受けながら魅力ある学校づくりという取り組みを行いました。これはまさに自尊感情を高め、それから学校で楽しいことがありますか、授業は楽しいですか、子どもたちが学校に行きたくなる環境づくりのための取り組みでその中では中学校では異学年交流であったり、それから友達同士の良さを見つける小学校での活動であったり、他を認めるということを重視して取り組んだと聞いております。私もそれは大事なことだなと思います。ただ、こういうことは今日取り組んだから明日結果が出るのではなく、常に子どもたちと教職員がそういう意識の中で動くことが、自分の良さを認めて自尊感情を高めることになろうかと思えます。まだ途中ではあると思いますが、学校の頑張りをぜひ応援していきたいと思っています。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まずもっての印象をお伺いしたわけでありましてけれども、前教育長におかれましては、勉強に関して寺子屋的なものであったり、英語教育にいち早く力を入れたりなどですね。様々な仕掛けを講じてこられたかなと印象がありますけれども、齋藤教育長が今現在思い描く仕掛けがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。

○説明員（齋藤正志教育長） 先程答弁させていただいた中では、私が思い描く大局的なところを申し上げましたが、具体的なところを少しお時間をいただいております。

三川町の子どもたちに、こんな子どもたちに育てたいという思いを話をしたわけですが、それを具現化していくときに、私は一番有効であると考えているのは探究型学習であります。探究型学習というのは、皆さんご承知のとおりだと思うのですが、少し説明をさせていただくと、自分が調べたいことや疑問に思ったテーマを持ち、まずテーマをしっかりと決める。それについて自分で情報収集、調べる、そしてそれについて自分なりにまとめる。まとめたことを、さらに他の人に発信をするということで、今文部科学省でも言っている主体的で対話的で深い学びというのに近づいていく学習です。私は特にこの探究型学習で自分の思いを語ることであったり、それから地域の人に聞き取りをするということの中で、コミュニケーション能力であったり、そういうことを高めていけるのではないかなと思います。

特に仮称でありますけれども、「三川ふるさと学習」という、私が今勝手にネーミングをしましたけれども、本町にはたくさんの方の財産があります。産業もそうですし、文化もそれから神社、仏閣それから地形もそうだと思いますし、本町出身で日本で世界で活躍している人たちもいます。そういう人材も合わせて、そういう宝を子どもたちが自分で調べたときに、きっと子どもたちは「ああ、僕・私が住んでいる町にはこんなすばらしいところがあるんだ」、「僕は近くにある神社の歴史を知っているよ」、そんな子どもたちの一つの自信にもなっていくと思いますし、それから三川町を愛する気持ちが高まっていくのではないかなと。私はまずこの探究型学習、山形県でも推奨していますが、探究型学習を一つ学校に強く勧めていきたいというように考えています。

ただ、現実問題として学校ではすでに本年度のカリキュラムが決まっております。その中で、まず校長先生方にこの考えを伝えて、そして1教材でもいいので、ふるさと学習を重視して、子どもたちの主体的な活動を進めてほしいということ伝えてながら、まず先生たちがその必要感を感じるような取り組みをするのが最初ではないかなと、それが1点であります。

それから2点目としては、当たり前のことを当たり前というお話をさせていただきました。やはり、先程も触れたように、これは学校だけではできないことでもあります。保護者の方、それから地域の方々みんな、例えばあいさつ運動に力を入れよう、それから生活リズムをしっかりさせよう、さらにしっかりさせようという、みんなが同じベクトルに向かうことが、子どもたちを正しい成長に導くことかと思っております。幸いにも、本町には学校運営協議会という仕組みがあります。それから、PTAの組織もあります。そういう方々からも、ぜひ協力をいただきながら、今できているしっかりした子どもたちの生活リズムであったり、挨拶であったりを、さらに定着させるように取り組んでいくことが地域の方々の力を借りてできるのではないかなと思っております。

三つ目は、これは私が今思い描いていることで現実可能かどうかは分かりませんが、若い人たちの力をぜひ町に生かしたいなというように思っています。本町の例で言えば、ブルーインパルスで活躍した遠渡祐樹さんがいらっしゃいます。子どもたちの前で、彼の経験談を例えば話した場合にはもう実際やっているかもしれません、100人200人いる子どもの中で「僕もあんなりたい」、「僕の近くの家のお兄ちゃんがあんなふうになっている。僕も頑張りたい」、そういう夢を持てるのではないかなと。これは音楽、スポーツに関わらず、子どもたちに夢を与えるという意味で本町の先輩たちの若い力を使えたらなと思っております。

それから、もう一つはもっと子どもに近い年代としては、例えば来夢来人というすばらしい組織があつてボランティア活動を一生懸命行っている人たちがいるということを私も承知しています。昨年度、みかわ保育園・幼稚園に来ていただく機会がなかなか新型コロナウイルスでできなかったもので、私は大変残念だなと思うんですけれども、今のところボランティア活動が毎週ありますが、それだけやる気のある50人にもなる若いパワーを、例えば行政のお手伝いより企画という段階で使えないかなと私自身は思っています。これはまだ内部でも話をしていませんので、可能か不可能かは分かりませんが、他市町の例を見ると、祭りのときに祭りの最初のイベントを地域の高校生、中学生、大学生にすべて任せていた。彼らは

それによって地域のその地区の思いを強くして、しかも彼らがやりきったことによって彼ら自身の自信にもなった。そして、地域愛が深まったということがありました。ぜひ、その若い年代を町に取り込めたら、私はもっと活気のある、さらに活気のある本町になっていくと思います。まだ私の頭の中で考えていることですり合わせが必要かと思いましたが、以上3点申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 大変熱い思いを聞かせていただきありがとうございます。ぜひ今の持っている思いですとか、感覚をしっかりと教育行政に反映していただきたいというように思います。

学校運営協議会のお話も出まして、その中で齋藤教育長がお話された中には、私は齋藤教育長のスローガンかなと思ったんですが、平和の和と書きまして、「和とともに一歩前へ」というような言葉が最初に大きく出されておりました。そのスローガン、お言葉を聞いた際には孔子の論語であったり、聖徳太子が制定した17条憲法の第1条で用いられている「和を以て貴しと為す」というような言葉を連想しました。和という字には、妥協や同調ではなく、理解し合って調和・協調するという考え方があるように、本町の子どもたちをお互いの多様性を認め合いながら、新しい時代へと力強く踏み出せるよう導いてくださいますようお願い申し上げます。

それでは、細部の方の質問をさせていただきますけれども、DX化に関する質問をさせていただきます。本町にとってはいち早くタブレット端末を導入して、コロナ禍では児童・生徒の学びの継続というものに大変活用されました。今後の活用について、教育長の答弁にもありましたけれども、教育モデル改革に繋げていくというような答弁がありましたけれども、やはりその活用には注目していきたいというように思います。機器導入による児童・生徒の学習意欲の向上、学習効果、結果は新型コロナウイルス前と比べてどのようになっているか、もし分かれば説明いただきたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 新型コロナウイルス前と現在とでのGIGAスクール等を導入した際の状況の変化というか、そういったご質問かと思えます。新型コロナウイルス前ではなかなかGIGAスクール構想ということで様々なパソコン等の整備を図ってまいりましたが、新型コロナウイルスが始まったことによりまして、このGIGAスクール構想が前倒しして推進をされたというような状況でございました。そういった中でこのGIGAスクール構想で整備いたしました様々な情報機器等を活用して、やはりリモートでの活用、そういったオンラインでの授業といったものが実際的に行われて、このGIGAスクール構想で行った情報基盤等の整備の意味というのが非常に大きくクローズアップされたのではないかなというように感じているところでございます。

そういったパソコンという情報機器を活用しての様々な授業体系が実際的に行われたという中では、これからの情報のあり方というものを大きく、今までの考え方から変えられたというように私は感じているところでございまして、これからデジタル化社会に向けて、こ

の活用をさらに進めていかなければならないということを強く私も感じておりますし、学校でもそうですが、子どもたちもそのように感じているのではないかなというように認識いたしているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程教育長答弁にもありましたが、学力、数値としても前年対比で良好な結果を得ているということで効果は表れているのかなという形では印象を受けておりますけれども、教職員のDX化について指導者用デジタル教科書の整備が図られておりますけれども、デジタル活用が進められる中、今、教職員の方々の中で、やはり以前のような教科書を使った教育の方がやりやすいよねという話になっているのか、効果が上がりやすいよねという話になっているのか、これからのデジタルを活用してさらに進化させて授業等に反映できるのではないかなという形になっているのか、その辺現状どのような形になっているのか説明いただきたいと思っております。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 教職員の方々、デジタルの様々な教材等をご活用いただきながら、今授業に向かっているという状況であります。これを従来のような形で、なかなかこのデジタルで使うのが難しいからとか、なかなか授業の中で反映させるのも大変だというような意見も全くないわけではないわけではございますが、これからの社会におきまして現代の子どもたちがまたさらに社会人となったときには、もっとこのデジタル化社会というのが発展し、日常の中でもこういったデジタル化社会というのが当たり前の世界になってくるというように感じております。

そういった中では、学校での現在のGIGAスクール構想において整備しました端末等を活用いたしまして、様々なデジタルに関わった中で授業を推進していくということは、必須のものであるというように認識をいたしているところでございます。そういった意味では、教員の中での様々な格差もあるかもしれませんし、学校間や自治体の中で、このデジタル化に対する取り組みというのに少し差があるかもしれません。今国といたしましても、このデジタル化の推進に向かっては、いかにして現在のデジタル化の試行錯誤での活用から日常化へ向かっていくかというのが大きなテーマであるというように思っているところでございます。そういった部分でデジタル化を当たり前のように使えるような環境づくりというのを、教員の皆さんともみんな思いながら今後進めていかなければならないというように考えているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） デジタル格差といいますか、教職員の方々の格差に関してもやはり問題が出てくるだろうと思っておりますけれども、本町ではGIGAスクール推進員ということで、各校1ないし2、3名の方が校務担当として挙げられております。そういった方々の、いわゆるデジタルに強い教職員の方の人事異動だったり、担当の変更等、これまで行われたのかどうか。または他自治体からそういったデジタルの推進員をされていたような方が町内に転入されているような事例があるのかどうか。その辺の交流といいますか、デジタル技術の共

有といたしますか、そういったところがこれからどんどん図られてくるのではないかなと思いますけれども、現状どのような形になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） デジタル技術が得意な教職員をもとにした人事異動というのは、なかなか私の段階では知り得ないところでございますけれども、デジタルに得意の職員、それに関係なく人事異動の方は行われているというように、私としては認識をしております。ただ、各学校の中でそれぞれ横展開をしながら、そういったデジタルの分野についても様々な職員と様々な情報を共有いたしまして、それぞれの職員の方々のレベルを上げているというのが、現在の状況なのかなというようにも思います。町の方でも、そういったデジタルに関してなかなか大変な部分がございますので、そちらについては外部の方の事業者等の力を借りながら、学校に様々な形で支援をするような体制もとっておりますしそういった外部人材等も活用して、この際、スクールの格差等をなくすような取り組みについて、町としても取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひデジタル機器の活用を柔軟に広めていただきたいと思えます。これは質問ではなく、少しお願いしたいところだったんですが、児童・生徒の中にはデジタル化が進みまして、スマートフォン等の所有が相当広がってきております。その活用というの、やはり時代に合わせて進んでくるものと思えますけれども、小学生、中学生のそういったスマートフォンであったり、デジタル機器の所有率等、今後ですね把握しておくべきではないかなと思いますし、ネットいじめの対応ということがかなり迫られてきているのではないかなと思います。いじめ防止基本方針を見ますと未然防止、早期発見、早期対応ということで、その中にはネットパトロールというようにありますので、児童・生徒のコミュニティをパトロールするというのはかなり難しいかと思われまます。その対応もぜひこのデジタルの活用、進展に伴い、ネットいじめへの対応をもう一度見直して検討していただけないものかなというように考えております。

次に、教職員の働き方改革の件でありますけれども、以前令和2年3月議会で質問させていただきました超過勤務状況について、本町においては小学校で39時間、中学校で約46時間という状況であります。今現在超過勤務時間等把握されているのでしょうか。どのぐらいの現状なのか説明いただきたいと思えます。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 職員の超過勤務時間についてのご質問でございましたが、今現在平均の時間はすみませんが、こちらの方で資料等を持っておりませんのでお答えできないんですけれども、山形県が第2期の働き方改革プランとして示しております半期における時間外の在校時間につきましては、月の平均が80時間を超えないという一つの目標がございます。また、年間における時間外の在校時間につきましては、月平均で45時間を超えないというような二つの目標を持って、今、山形県の方で働き方改革プランの方針が示されているという状況です。

それに対しまして本町の小学校と中学校のそれぞれ、超過勤務をしている教職員の人数につきましては、令和4年度の段階で小学校で80時間を超える職員が1人、それから45時間という年間を通した中での教職員につきましては16人、中学校では80時間を超える職員は0人、45時間を超える職員は4人というような状況になっておりまして、令和元年度との対比で見たものでございますと小学校で約20%、それから中学校では70%ほど時間外の在校時間数は減っているというのが令和4年度の段階での調査の報告として受けているところでございます。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 校務システムの共有であったり、県としてもそういったデジタルによって超過勤務が減少しているというデータは出ているようであります。しかしながら、まだ負担が大きい場面もあります。現在、スクールサポートスタッフという形で2名ほど町内の学校に配置されておるわけでありましてけれども、そういった方々の活用であったり、また、業務の見直しでより働き方改革に沿うような形で配置するということも考えられますけれども、その継続性であったり、業務見直しに関しての考え方、もしあればお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 今回働き方改革に対しましてはやはり職員の意識改革という点がまず一つございます。その他には長時間の勤務になってしまった要因をしっかりと究明し、その対応を図るという二つの取り組みが示されておりますが、今ご質問にもございましたスクールサポートスタッフということで、教員の方々の業務をお手伝いしていただける人材の活用ということで、県の方から配置がなされております。

各学校にすべて配置するというのは、なかなか難しい状況ではあるようですし、県としてもその枠というものが決定しておりますので、すべての学校にそういったスクールサポートスタッフを配置してほしいというような思いは、町としてはあるところではございますけれども、なかなかすべてというのはできていないというのが実態としてあるようでございます。こういった外部人材の活用とか、人材の確保というの、長時間対応としての要因への対応といたしましては、非常に有効であるというようには思っておりますので、県の方にもこういった部分での活用について、ぜひとも配置についてはお願いしたいという旨は伝えてまいりたいと思っております。また、町の方でも様々な面でそういった支援員というものも配置をしておりますので、そういった部分も引き続き予算を確保しながら対応してまいりたいというように考えております。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 地域との繋がりの方にも移りますが、働き方改革と併せて、その地域と繋がりがあるような行事の見直しというものがかなり図られてきているなという印象があります。やはり地域の方々との繋がりを持つことによって郷土愛が醸成されると思っておりますので、その辺のバランスを働き方改革と併せてとっていただけないものかなというように思います。

このウィズコロナの考え方と今回載せた理由の一つにですね。やはり子どもたちのマスク着用に関してまだ自由ではありますが、発達段階におけるマスク着用の影響というのがやはり大きいのではないかなと思ひまして、例えば身体機能に関する影響であったり、あとはコミュニケーションが一番後年度の影響が出てこないかなという心配があります。日本人に関しては、目でコミュニケーションをとることがまずは得意としていると、東アジア全体に言えるそうなのですが、欧米人ですと口の動きを見てのコミュニケーションを主とするということで、日本人はなかなかマスクをとらなくてもコミュニケーションがとれるということで進まないのかなと。そこは自由なことになっていますので進みませんが、その辺の影響も考えて、これから地域との繋がりを持っていく中で、なかなかマスクをしたままだと、子どもたちの顔も覚えてもらえないですし、お互いに顔を見ながら地域の繋がりを深めていきたいなというように思います。

では、大項目2点目の自転車を活用したまちづくりについて移りたいと思います。道路交通法の改正によって、まずはヘルメットの着用努力義務とあとは電動キックボードがこれから、今、町長答弁では町内に見当たらないとおっしゃいましたが、16歳以上であればまずは電動キックボードも乗れるという道路交通法の改正がなされました。7月からですが。となりますと、通勤であったり、通学あとは近所の買い物とか、そういった利用が増えるのではないかなと思ひまして、増えてきてから注意喚起ということも考えられますが、やはり行政としてはそういった状況を一旦受けとめて、どういった対応ができるかということも少し準備しておいても良いのではないかなと思います。もしくは行政が例えば町内の移動で電動キックボードを使って移動するであるとか、テオトルの行き来を電動キックボードで行ってみるとか、そういった活用も考えられるのではないかなと思いますけれども、その辺に関して考え方を伺いしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） この地域での電動キックボード、どのような普及の仕方をするかというのは、正直少し私的には見通せない。これから例えば通学高校生とか、近場への移動に確かに便利な乗り物ではあるんですが、規制が緩和されるとはいえ、新しいルールでは最高速度は時速20kmまでとなっております。相当の設備を備えたものでないと公道を走れないということからすると、正直自転車よりも遅い乗り物でわざわざ通勤といいますか、座る座席といいますか。そういうものがないものが大半でしょうから、この地域でどのような活用がされていくのかというのは、現状十分に見ながら対応していきたいと。あと、町の方でこれを推進するという事は、現時点では町の設備といいますかということでは考えておりません。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） なかなか普及していないもので、活用に関しても発想が浮かばないわけでありましてけれども、よくこの電動キックボードに言われるのが日本の課題解決の一つになるのではないかなと、少し大きいことを言われているわけでありまして。その一つに先程も申しましたが、買い物難民対策ですね。買い物難民と言われる人方の対策、高齢化、過

疎化が進行した地域での買い物難民というのは年間増加しており、800万人いると言われていたとされています。そういった地域では、交通手段が自動車しかないため、高齢者の運転による自動車事故も懸念されるということで、電動キックボードの普及はそれらの課題解決の糸口になるのではという形で言われております。4輪モデルのキックボードなどの開発も進んでおるということで、今後の活用状況を見ながら進めるべきではないかなというように思います。

サイクリングコースに関しまして町長答弁で、町独自では行わないということでありましたが、ウォーキングコースの設定をしているということでもあります。町内でそういったコースの設定、私も調べますという火の里から歩くような田園散歩いろり火コースというのがあるようでもありますけれども、他に町で設定したようなコース、あるかどうか少し確認したいと思います。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 過去にウォーキングコースといたしまして、今田園散歩いろり火コースということがお話しありましたが、そのときに確か町内には3コースを設定したと、今、横山の町内を回ったり、いろり火を起点にして中学校近辺とか、それぞれ3コースを設定したということをお聞きしております。

○議長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 産業振興部門なのかなと思いましたが、教育部門での答弁でありましたが、この質問の中には町内でのサイクリングコースということで、大規模ではありません。町内会単位ですとか、地区単位でのサイクリングコースで気軽に自転車に乗っていただけるような仕組みができないものかと。やはり地区外にコースを設けて、様々な町内を巡ってもらうとか、そういった仕組みができないものかなと思いましたが、併せて、やはりそういったコースを巡るとマイチャレポイントを付与するですとか、そういった仕組みもよいのではないかなと思いましたが、そのマイチャレポイントの付与に関しての考え方、少しお聞きできればと思います。

○議長（志田徳久議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） 健康づくりで重要なことは、やはり自主的、自発的に取り組むということなのかなと思います。本町では、40歳以上を対象にみかわマイチャレという取り組みを平成27年度から実施しております。この目的は、健康意識の向上、自発的に運動する機会の創出ということで、健診や各種健康づくりに関する事業、歩いた歩数に応じてポイントを付与し、ポイントに応じて賞品がもらえる事業ということで取り組みを行っております。

町民にも定着し、今現在、登録者数は延べ1,400人余りです。ご質問がありました自転車との連携ということでございましたが、このマイチャレの取り組みの中では、自分の記録票という取り組みもございまして、これは自分で健康に関する目標を設定し、その取り組みを30日達成したら30ポイントを付与するというものでございます。今回のサイクリングも当然対象になりますので、先程お話ししたとおり、自発的な取り組みということで、ぜ

ひ活用していただければなと考えているところです。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひチャレンジして健康増進に繋げていけるような取り組みを、一歩前に踏み出せるような仕組みを町としても考えていただけないかな。例えば通路案内であったり、難しいかもしれませんが路面等の表示、そういったところを組み合わせるとより促すのではないかなというように思います。

続いて、キックボードを活用したパルク赤川関係なんですけど、やはりキックボードであったり、自転車というのが町長答弁では、そういった設備は整備していないということでありましたが、車体であったり、そういったところから対応するものであるのかなと思います。わざわざ設備を整備するというよりは、例えば、オフロード用の自転車を使って、パルク赤川を楽しんでいただくとか、いろり火を拠点とした電動キックボードをシェアリングスペースとして町内を巡ってもらう中で、パルク赤川には寄ってもらうような仕組みをつくるとか、そういったことが賑わいの創出として考えられるのではないかなと。

また、パルク赤川、やはり昨年議会でも船着き場の方を活用して川下りを行ったわけではありますけれども、やはりカヌーであるとか、カヤックの活用で子どもたちにも体験してもらう。それを拠点として点と点を繋げてですね、複合した形でパルク赤川というものが、賑わいの創出に繋がるのではないかなというように思いますけれども、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） パルク赤川でございます。パルク赤川については議員おっしゃるとおり、様々な楽しみ方ができる施設ということで、カヌーの船着場が近くにあったりですとか、芋煮が楽しめる広場があったりですとか、その用途には様々な可能性があると考えているところでございます。所管している建設環境課といたしましては、その使い方については様々な可能性がある、そういうことで利用している方がどのように使いたいか、それが安全に活用していただける規則、条例等に合致した形で安全に活用していただけるものであれば、ぜひ使っていただきたいということで、その窓口は広くとっているところでございます。

様々な町内外、住民をはじめ利用いただいている中ではありますけれども、利用状況を見ながら判断していきたいと思っておるところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ、建設環境課のみならず企画または教育分野でも連携をとって、パルク赤川の最大利用を図っていただきたいなというように思います。子どもたちにも三川町はこういう景色が流れているんだというところもですね、やはり身近にこういった景色があるというのはなかなか経験できないことですので、そこも経験していただければと。拠点化して、そういった仕組みをつくらせていただければというように思います。

また、パルク赤川ですね、冬期間も利用可能ではないかなと私は考えております。例えば、雪捨て場となっておりますが、冬期間、少なからず勇気がいらしますが、冬期間の雪上サ

イクリングとか、そういった自転車も今出てきているようなので、そういった観光資源を冬期間も有効活用できるような仕組みを考えていただきたいと思います。

最後になります。ナショナルサイクルルートの指定に関してですが、町長答弁で大変前向きな答弁があり近隣市町とともに検討していくというような言葉がありました。やはり庄内平野は起伏も少なく、鶴岡市や酒田市、遊佐町という点と点を繋げればすごい観光資源の宝庫と言われております。三川町はその真ん中でありますので、東西南北どちらにでも行けるような拠点となれると思います。これからの時代、今までのインバウンド、もの消費からこと消費へと変わってきているということで、体験型観光に変わってきているのではないかとと言われております。ぜひ、その観光拠点、三川町が音頭をとって、観光創出を発信していただきたいということをお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の一般質問を終了します。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、9番 町野昌弘議員、登壇願います。9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員）

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1. 町内の大型商業施設の現状と今後について | 本町に大型商業施設が出来て20年以上になるが、近年この施設に空きスペースが多くなっていると思う。

1. この商業施設の本町における影響力と現状をどう思っているのか伺う。

2. 空きスペースの町の利用は考えていないのか見解を伺う。 |
| 2. 本町の若者に海外での見聞や経験の機会を増やす施策について | これまで海外への渡航は新型コロナウイルス感染症対策の影響で行きにくい状況だったが、5月8日から5類になり手続きが緩和された。

1. 中学生のマクミンビル交流を今後どう進めていくのか伺う。

2. 高校生や大学生、または一般社会人で海外での見聞を広めようとしている町民への町の対応を伺う。 |
| 3. 町施設の電気代削減対策について | 6月より東北電力の一般家庭向け電気代の改正があった。

1. 町施設の電気代への影響を伺う。 |

2. 再生可能エネルギーの導入等、町施設の電気代削減の考えを伺う

令和5年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに町内の大型商業施設の現状と今後について。

本町に大型商業施設ができて20年以上になりますが、近年この施設に空きスペースが多くなっていると思います。そこで、この商業施設の本町における影響力と現状をどう思っているのか伺います。

また、空きスペースの町の利用は考えていないのか見解を伺います。

二つ目に、本町の若者に海外での見聞や経験の機会を増やす施策について伺います。

これまで海外への渡航は新型コロナウイルス感染症対策の影響で行きにくい状況でしたが、5月8日から5類になり手続きが緩和されました。そこで、三川中学生のマクミンビル交流を今後どう進めていくのか伺います。

また、高校生や大学生、または一般社会人で海外での見聞を広めようとしている町民への町の対応を伺います。

三つ目です。町施設の電気代削減対策について伺います。

6月より東北電力の一般家庭向け電気代の改正がありました。そこで、町施設の電気代への影響を伺います。

また、再生可能エネルギーの導入等、町施設の電気代削減の考え方を伺います。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の大型商業施設について、1点目の影響力と現状に関するご質問であります。大型商業施設につきましては、本町の一大商業集積地の中心的な施設として、これまで町や庄内を盛り上げ、地域の活性化に貢献いただいているものと認識しているところであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は、全国的に飲食店やアパレル、雑貨小売店に広く波及し、その余波を受け大型商業施設においても空きスペースが増加していることは、大変残念であると感じているところであります。

今後、株価の上昇や人流の増加などにより、経済活動が回復してきているところでありますので、新たなテナントの入居により、一刻も早い空きスペースの解消を望むものであります。

次に、2点目の空きスペースの利用に関するご質問であります。現時点においては、町による空きスペースの利用は考えていないところでありますが、今後、施設担当者と情報を共有し、継続した協力体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

質問事項2の海外での見聞や経験の機会の創出について、1点目の中学生のマクミンビル交流に関するご質問であります。平成6年に本町とアメリカマクミンビル市との友好都市盟約を結んだことにより、以来、お互いの中学生が相互に訪問するなどの交流を続けてまい

りました。ここ3年間は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、交流を休止していたところではありますが、オンラインを介して新たな形での交流事業を実施するなど、持続可能な国際交流事業の推進に努めてきたところでもあります。

現在、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、日本と世界各国との交流が従来の形に戻りつつありますが、交流再開については、マクミンビル市側の意向を確認し、渡航先での安全確保や万が一感染した際の対応方法など、事前の確認が必要であると認識しております。さらに、実施してまいりましたオンライン交流の効果等も考慮し、今後の中学生を対象にした国際交流事業の方向性について、総合的に検討してまいりたいと考えているところでもあります。

2点目の一般社会人等の海外体験に関するご質問ではありますが、海外での見聞を広めることは、その人の視点、考え方に深く影響を与えるものと認識しており、町では過去に人材育成・リーダー育成の観点から若者海外研修事業を実施した経緯があります。また、令和元年度から令和3年度にかけても、県と連携した若者海外体験促進事業を実施してきたところでもあります。

コロナ禍による規制が大幅に緩和された今後につきましては、町づくりを担う人材の育成、リーダーの育成を前提とした研修事業のあり方について、海外研修に限らず、町民の皆さまの声を聴きながら対応を検討してまいりたいと考えております。

質問事項3の町施設の電気代削減対策について、1点目の電気代への影響に関するご質問ではありますが、社会情勢や電気供給力の問題などから電気代の高騰が続いており、その影響は電気代に限らず、ガスや重油などの燃料費全般に及んでおり、町が負担する光熱水費は、従来の2、3割程度増加している状況にあります。こうした中、この6月1日より電気の料金体系が改定され、更なる電気代の高騰が懸念される場所でもあります。

現在、役場庁舎を含む町の施設の多くは、高圧電力で契約しておりますが、昨年度から新しい料金体系の適用を受けて電気代が値上がりしており、今回の改定後も若干ながら、更なる増額が見込まれるため、地方交付税に算入された支援はあるものの、町財政への負担は大きいものと認識しているところでもあります。

次に、2点目の再生可能エネルギーの導入に関するご質問ではありますが、この再生可能エネルギーについては、その多くが設備等の導入や更新に多額の費用がかかり、さらに売電価格の低迷などを踏まえ、長期的には経費の削減に繋がるメリットは大きくはないものと捉えております。地球温暖化防止やゼロカーボンに向けて、施策的に再生可能エネルギーに取り組む自治体はありますが、本町での導入につきましては、今後の課題であると考えているところでもあります。

また、町施設の電気代削減につきましては、電気代の高騰前から、すべての施設において照明や空調の他、パソコンやOA機器の節電など、町民サービスの低下にならない範囲での節電対策を実施しているところであり、今後もこうした取り組みを継続し、電気代の削減に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議 長（志田徳久議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） それでは再質問をいたします。まず初めに大型商業施設の現状と今後についてということで、ただいまの答弁にあったように、今のその商業施設は三川町ならず、庄内の中心的な役割を担っているということで、町も認識されているみたいでした。

そこでですけれども、まず初めに実際、この商業施設、決算なんか様々見ますけれども、本町にとりまして、税金的にどのくらいの影響があったのか。今まで決算様々見ていますけれども、その部分というのはなかなか出てこなかったもので、大体あのくらいかななんて自分的には思っていますけれども、はっきりした数字というものは分かっていたいかなかったものですから、この辺どのくらいの町に対する影響力があったのか。

また、感覚的にだんだん空きスペースが増えてきたというところから見ると、その税金というか収入も減ってきているのかななんて感じていますけれども、その辺の流れというのは、どのように押さえているのか教えてください。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 亨町民課長） 今西部地区の商業集積地における法人町民税の税収の状況についてのご質問であったと思います。こちら平成30年度が大体1億3,000万円程度。令和4年度になりますと、それから3,000万円ほど減となっているところでございます。

なお、新型コロナウイルス前と後という形で比べますと、法人税割の減収といわれるいわゆる法人の儲けに対して課税される税金でございしますが、こちらは8,200万円ほどの減収となっているところでございます。また、均等割額ということで、法人の資本金やそれから従業員の数に応じて課される税金でございしますが、こちらは5,700万円ほどの減ということになっているところでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 9 番 町野昌弘議員。

○9 番（町野昌弘議員） 数字を示していただくと、自分の感じていたのが本当だなというところがあります。それで私が危惧しているのは、この空きスペースが出てくると商売ですので、儲からなければ撤退するのではないかというような危惧を私はどうしても持ってしまいます。やはりこの庄内、また本町においてこれだけの金額の税収もありますし、それだけでなく、それに土地を提供している町民の方の固定資産税も含まれます。また、その施設があるがために、本町を選んで移住してくる方、様々影響力というのは、もう数字に押さえられないくらいあるのかなというように思っていました。

その中で、だんだん減収になっていって大変だということで撤退してしまうのではないかなというような危惧もしていますけれども、この辺町としては何らかこの商業施設との話、様々な接点を持ちながら、情報をお持ちなのでしょうか、お知らせください。

○議 長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員からは、本当に大規模商業施設における中心的な大型商業施設、大型店舗の経営状況というようなことでご心配をいただいているわけですが、その大規模な商業施設については、過去においてもこのような営業上の問題等もあり、継続的な経営が難しいのではないかというようなことを取り沙汰されたこともございました。

その際も、やはり本町としては本社等からの情報というものは全くなかったというようなところでありました。その後、様々な経済情勢の変化により、大規模なリニューアル工事がなされました。その段階においては、ある程度テナント等もほぼ充足しているというような状況もあってか東北の中では盛岡市の次に三川町の商業施設が売り上げが伸びているというようなことでもございました。

しかしながら、先程の答弁で申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの影響ということは、やはり客数の減少のみならず、空き店舗というものに繋がったというようなことがありましたので、そういった点については本当にこれからの経済回復によつての、この空き店舗が活用できるということを望んでいるところでもありますし、現段階においては大規模商業施設の方からのそのような情報、またこういう経済行為ということからしますと金融機関とか、そういった形での情報がよくあるわけではありますが、その点についても全くそういう情報は入っていないというようなところでもありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 情報を収集しながら、現時点ではそういう話はないということで、安心したところでもあります。でも、やはり減っていくというのは何かやはり寂しいなというところで、その商業施設との、様々な商業施設もありますけれども、その辺とは定期的に情報交換なり、町にこんなことをしてもらった方がありがたいとかという、その定期的な交流というか、意見交換というようなところでの繋がりというのは、お持ちなのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 大型商業施設との定期的な連絡調整があるかというご質問でございました。基本的には、例えば月に一度、あるいは2ヵ月に一度というような定期的な情報交換の場というものは設定をしておりますが、むしろ定期的というよりは随時、様々な状況の変化のたびに大型商業施設の担当の方と、様々な情報交換を行っておるところでございます。

そして先程町長答弁にもございましたけれども、大型商業施設の本社と申しますか、方針の中で、一定年度の中である程度の数のスクラップアンドビルドというのが方針であるようです。そうしますと毎年、ある程度の数が閉店と申しますか撤退しているという状況がございますので、その関係もあって本町にございます大型商業施設についても、そのような臆測が出ておりますが、基本的にはそのような情報については内々にというのは変ですけども、そういうような動向があれば、その担当の方からも変な話ですが、実は東北のどこが今回はこういう方向になりますなんていう情報もございますので、その意味ではある程度決定事項ではあるんでしょうけれども、情報はいただいております。その意味で本町にございます大型商業施設とはキッチンカーイベントでありますとか、あるいは物産展という形のイベント、そういうイベントを通しての交流、あるいはそれぞれの季節ごとの中での出羽商工会とともに話がありましたテナントに対する様々な情報提供で、今大型商業施設に空きスペースがありますよなんていうような情報提供も様々な形でさせていただいておりますので、その意味では様々な情報交換を行っておるところでございます。

- 議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。
- 9番（町野昌弘議員） そこら辺も定期的ではないですけども、様々繋がりを持って情報交換をしているということで安心しました。それで、今の説明の中に物産展を行っているという話でしたけれども、私も情報が分からなくてですけども、商工会との物産展を昨年、最近、どんなようなことを行われたか、具体的なものを一度お知らせください。
- 議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。
- 説明員（須藤輝一産業振興課長） 物産展ということで、町内あるいは近隣市町、遠くは最上地域の店舗、あるいは自治体も含めてなんですけれども、それぞれの特産品といいますか、そういうものをイオン1階の通路のところに広く、出店形式にして通路の中で販売すると。本町からも毎年何店舗か出ております。これにつきましては商工会というよりは、本町の観光協会が中心となって、大型商業施設と連絡調整を行いながら実施をしておるといふ事業でございます。
- 議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。
- 9番（町野昌弘議員） 次の質問で、空きスペースの利用でそういうことを行ったらいいのではないかなと質問しようと思いましたが、事前に行っているということでありました。その経緯というものは、商業施設の方から何かここを利用してもらえないかとか、そういうような打診があったのか、それともこちらの方から使わせてくださいと言ったのか、どちらでもいいかもしれませんが、その辺というのは一応どちらからその働きになったんでしょうか。
- 議長（志田徳久議員） 須藤産業振興課長。
- 説明員（須藤輝一産業振興課長） こちらは、あくまで大型商業施設内の事業イベントということでございますので、大型商業施設の方からお声がけがあって実施をしておるといふところでございます。
- 議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。
- 9番（町野昌弘議員） ありがとうございます。やはり向こうの方から使ってもらいたいというようなところに応えたのかなというように思っていました。それで、あそこに遊びに行くとかやはり目立つんですね。それをどうにか、その廊下でなくて、スペースを何か良い方法で使えないかというようにところで思っておりますけれども、先程の一般質問でありました教育長の教育方針の中に五つありましたけれども、自分の気持ちを、子どもたちの探究型学習で様々勉強したものを発表する場所というところで、よく幼稚園のお父さん、お母さんの絵というのは飾ってありますけれども、あの辺急に言いましたのであれですけども、やはり発表の場所というものが必要かなというように思いますけれども、その辺で大型商業施設の空きスペースを利用して子どもたちに自分たちの研究したものを発表するというような考えというのは今思いついたんですけども、どんなものでしょうか。
- 議長（志田徳久議員） 齋藤教育長。
- 説明員（齋藤正志教育長） 今ご意見をいただきましたが、先程お話した中で、本当に子どもたちが自分の力を伸ばしたり、整理をしたりということは、やはり人に伝えるということが

大事なこととなります。実際、本町の例で申し上げますと東郷小学校で、自分たちが育てた米を庄内空港で観光に来た人たちにプレゼントするということが行われました。子どもたちも様々な方との関わりの中で、自分たちの行動を認められて自信を持ったということがあります。

空きスペースの関係については、私も詳しく実現可能かということはありませんが、大変有効な手段の一つではあると思います。ぜひ、そういう意味で子どもたちの交流ということでも進めていければ、いける余地があればというように考えていますが、よろしく願います。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 大変前向きな考え方でありがとうございました。ぜひそういう意味で集客力と言うか、やはり様々な人が集まる場所というのが三川町にあるというのは、三川町の優位性でもありますし、宝であるというように私は思っていますので、その資産を有効に活用していくというのが、やはり町としてはいいのではないかなというように思っています。

続きまして、若者を海外へ派遣させていくということで、新型コロナウイルスで2年、3年途絶えていましたけれども、今年度5類になって具体的に今年度の中学校のマクミンビル市との交流の計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 令和5年度のマクミンビル市との中学校の相互の訪問交流につきましては、今年度は実施しないということで決定しているところでございます。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 春の3月の段階では、まだ5類になっていないということなので、なかなか交流できないというような判断かもしれませんが、せっかく外国へ行くのが緩和されたわけでありますので、考えていないということではなくて、先程の教育長の方針にもありました。体験型ではありません、本物を見るというところからも、ネットやそういう情報だけでなく、やはり現地へ行って本物も偽物も含めて見てくるというのが将来、三川町の子どものためには必要なことかなというように思いますので、その辺考えていないではなくて、何か考えていないのかももう一度お聞かせください。

○議長（志田徳久議員） 中條教育課長。

○説明員（中條一之教育課長） 令和5年度の訪問について再開するかどうかというのは、昨年度来議論をできております。現地のマクミンビル市の方とも連絡をとり合いまして、その再開ができるのかどうかについて、様々お話し合いをしてきた経過がございます。ただ、アメリカのその時点での状況といたしまして、日本と違う部分といたしましては、やはりマスクの着用をされていないということ、さらにはワクチン接種を受けている方々が少ないということもございました。ホストファミリーの方でもワクチン接種をしていないとか、様々ありまして非常に不安となる部分が多い状況です。それをどのように改善していくかということで話をし、アメリカのマクミンビル市との何回かの交渉といたしますか、検討を重ねてきた

ところではありますが、やはりその辺につきましては現段階では難しいというような判断がなされた結果といたしまして、令和5年度の実施を見送ったというような経過でございます。

その見送った中でも本町といたしましては、国際交流事業につきましては継続をしていきたいというような思いもありまして、新たな手法としてオンラインでの交流というもの、昨年度実施したというような経過がございます。そこでも、中学生の子どもたちが現地のアメリカの子どもたちとオンラインで繋がった中で、やはり本物の英語を堪能しながらですね、様々な交流を図れたということは、非常に有効ではなかったかなというように教育委員会としては思っているところでございます。今後やり方といたしまして、訪問を再開するのか、さらにはそういったオンラインでの交流という形で、多くの子どもたちがそういった国際交流に携わる機会を持つべきなのか、様々議論すべきところがあるかというように思っています。まず令和5年度の中で、そういった部分について様々検討を重ねながら判断してまいりたいというように考えております。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 相手もあることでありますし、こちらは5類で終わったと言いながら、やはりマスクの問題も様々な問題はあるかというように思います。今年度はできないけれども、来年に向けてはぜひ、実際に会うのとテレビで、パソコンで見るのとはやはり違いはあるというように思いますので、ぜひ来年度に向けて前向きに検討していただきたいなというように思っております。

続きまして、一般社会人の海外での見聞。これも先程と大体同じ気持ちなんですけれども、中学校だけでなく大人になっても若いうちではありますけれども、やはり海外での見聞、行って、見て、将来的に様々な場面で生活、社会に役立ててほしいというような気持ちから、ここ2、3年は行ってないというようなことでしたけれども、今後の考え方についてはどう考えているのかお知らせください。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 町長答弁でも申し上げたとおりなんですけれども、町が海外への研修を支援するという目的としては、やはり人材育成、リーダー育成ということを大前提で考えなければならぬだろうというように思います。そういった意味合いで過去に行った町の事業について再度検証しながら、これから町民がどういった要望を持っているのかその辺の意見を聞きながら、人材育成のあり方を考えていきたいというように思います。そういったことでありますので、現時点で海外研修を実施するという考えはないというところであります。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） やはり町民の声、そういう声が上がったら町で考えていくよということで、プッシュ型ではなくて受け入れ型、行きたければ声を上げてくださいというような感じに思われました。行政のその辺は少し悪い部分かなというように思います。やはり行政としては、町民の税金を使って行っていくものでありますので、失敗はなるべくしたくないと、ほとんどあってはならないというような感じからすると、失敗しない一番の近道は何も

しないということになってしまいます。ということで、そのように来るのを待っているのではなくて、こちらから仕掛けてこういうのがあるけれども行かないかというような提案型で行政を進めていくべきかなと。まして人材、人を作るというのは町を作る一丁目一番地が、根本でありますので、将来三川町を担っていく若者、中学生に限らずそういう若者が行くと、そのきっかけを町でも作っていかねばいけないのかなと。待っているのではなくて積極的に仕掛けていくようなあり方がいいのではないかなというように思いますけれども、所見を伺います。

○議 長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 議員のご意見ということでありましたが、現在町ではそういった海外研修の事業を行っていないわけではありませんけれども、国及び県においては海外への留学というような意味合いのものが多いためでありますが、そういった事業を行っております。

また、一般社会人という部分では、国の制度でワーキングホリデー制度ですとか、青年海外協力隊制度ですとか、そういったものがあるわけでありますので、個人がそういった海外に対して意欲を持っていくということについては、町としても応援はしたいと思えます。ただ、一方、その町の行政としましては、先程議員が申し上げたとおり、町の人材育成という観点はどうしても先にいきますので、そういった件を今後ご意見をもとに対応について考えていきたいというように思います。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 前向きな答えをいただきましてありがとうございます。それでは最後、町の施設の電気代ということで質問をさせていただきます。先程答弁で町のそういうものが電気だけではなくてガスや燃料も含めて様々あるということでありました。それで3割くらいは上がっていくのではないかなというようなことがありましたけれども、自分も決算書を様々見るんですけれども、光熱費というところで拾ってはみたものの、やはり電気代というものはどうなのか。分かれていなかったの、具体的に本町の町施設全部ですけれども、小学校・中学校も含めて金額はどのくらいなのか。また、分かればkW数、電力量ですね。金額ではなく量も分かればお知らせください。

○議 長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 町の詳細な施設ごとの資料等はございませんので、庁舎についてご質問の内容等にお答えしたいと思います。令和3年度と令和4年度を比較しまして、その電気料につきましては200万円ほど増額しております。率にしますと41.6%の増加ということで、町長答弁では各施設全体を通しての2割3割という説明はあったわけですが、庁舎に関しては電気料で、ただいま申し上げた額を多く前年度よりも支払っております。使用電力量につきましては、実は令和3年度よりも令和4年度の方が低かったのであります。令和3年度が17万5,105kW、令和4年度が17万2,462kWという状況であります。

○議 長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） その今の17万5,100kWというものやはりこれはこの庁舎に限って

の話なのでしょうか。それと町全体というのは把握されていないのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 先程説明しましたとおり、私が手元の資料で説明できるものについては、役場庁舎の使用電気量、それから支払いした電気料金についてであります。把握ということでありまして、それぞれ施設ごとについては、電気料及び使用電力量は出ておりますけれども、私の方では把握しておりません。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） こういうことはあんまり言いたくはありませんけれども、一応通告書の中では、町施設の電気代の影響ということで質問通告しておりましたので、庁舎だけでなくて小学校・中学校、もっと言えばこの間資料はもらったので分かりますけれども、いろり火の里というのは別に持っていましたので、そこを全部把握してほしかったなというように思います。今ここを言ってもしようがありませんので、どうかと。

それで、この影響はあるという認識はしていたとは思いますが、電気料をもう削減しようというような努力、たぶん今の答弁を聞いていると、kW数まであまり把握していないというくらいの認識でありますので、電気料を下げようという検討はされたのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） やはり電気料削減については、従来からの庁舎だけではなくて、庁舎の使用にあたっての節電ということに取り組んでまいりました。やはりさらに節電ということで内部では様々何があるかということについては検討いたしましたが、現時点では具体的にこれといったものの打開策は見出せていないところであります。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） できることといたら節電というような、どちらかという後ろ向き、マイナス、あまり使わないよという節電・削減の方法かなというように思いました。私が2番目に書きましたその使い方を少なくするというのはもちろんそれはありますけれども、それよりもっと前向きに町で発電をして電気料を下げるとような検討は、先程の答弁だと施設にお金がかかるということでメリットがないというところで諦めたようですけれども、いくらかかるのか、具体的にとか、そのどこが問題だったのか、その検討したときのやめたというか取り入れない理由というものは何個かあるかなと思いますけれども、その辺具体的に何が障害となって導入をやめたのでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 電気料の高騰に対しましては電気代の節約ではなくて、昨今ご質問にもありました再生可能エネルギーの導入、幅広くSDGsが浸透といいますか推進される中で、本町においてできる再生可能エネルギーの取り組みということについても関係部署等でも検討がなされているところではあります。そうした中、昨年度電気料金がいよいよ高騰継続といいますか続いていく段階において、本町の電力の供給元である東北電力株式会社の方からその高騰の要因と現状等についての説明を受けたところであります。そして、さらにこの6月1日からの電気料金の改定にあたりまして事前に先月、東北電力株式会社の方から

本町に対してこの度の電気料金の改定についての説明を受けたところです。

そうした中では、主に一般家庭向けの電気料金の高騰の見通しのなもの説明を受け、さらに先程町長答弁にもありました高圧電力、その本町での大きな大半を占めるその契約においてどのような影響があるかということについても様々相談をさせていただき、本町での節電はどういったものが考えられるかということでお話し合いをさせていただいたところでもあります。

そうした中で、やはり話題にさせていただいたのは再生可能エネルギーのお話でありました。東北電力としても再生可能エネルギーに取り組みられている中で、本町においてこれを導入した場合ということで相談をさせていただきました。具体的な数字を持って話し合いがなされたわけではございませんが、本町の庁舎敷地、建物、それぞれの施設等、以前相談といえますか説明に来られた際もどういった規模、戸数といえますか、その再生可能エネルギーを導入した場合というお話を聞いたところ、まず先程の町長の答弁の繰り返しで申し訳ございませんが、導入コスト、それからそれを売るというよりは売電価格の不安定さ、低迷等もありますので、蓄電という方法の設備の導入という提案も受けました。ただ、そうしたものを総合的に勘案してもトータルで見た場合の経費というのはさほど変わらないか、むしろ設備等に関してかかるのではないかという説明も受けたところでもあります。

そうしたことを踏まえて、当然節電というのは重要でありますし、今後劇的に世界情勢等の変化によって原油価格等が値下がりし、電気を供給するための費用等が落ちれば、電気代の今後低下というものも期待できるわけですが、まず現時点で再生エネルギーの導入等についての検討はそこまでということになっております。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 専門家である東北電力と相談して、その方がいいのではないかとというような結論に至ったみたいですが、役場として年間、お金ですね、何円かかって、設備にはいくらかかるというような、相手からはやめた方がいいよと言われて、東北電力はやはり商売ですので自分のところを使ってほしいという意識がどうしても働くと思います。それを町として具体的にそれを数字として見て判断されたようには思いませんけれども、そのところをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 具体的な数字というものを持って話し合いをしたわけではございません。再生可能エネルギー、先程おっしゃられるようにやはり一事業者としての考え方といえますか、そういったものであろうということも認識しております。そうした点も含めて再生可能エネルギー、本町としての導入については検討課題であるというように捉えらる。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） そろそろ答え合わせにいかがかなというように思いますけれども、本町でやはり年間、自分のはっきりしたデータは持っていませんけれども、3,000万円か4,000万円くらいは年間かかっているのかなと。いろり火の里を抜いて私が決算書を見る限

りこのくらいかなというようなところで推測しておりました。

それで、今月の始めだったと思いますけれども、東北の方で七十七銀行、富谷市で太陽光発電というところで、七十七銀行の土地で2,000kW、2 MW ですね。2 MW の発電所を富谷市というところで行うと。それには事業地と異なる場所に設置した発電所から電気を供給して自社消費するオフサイドコーポレート PPA（自己託送方式）という方式をとられたということでもあります。

今おっしゃったとおり、この庁舎2 MW の電気だと年間250万kWくらい発電するのかなというように思いますけれども、そうすると、役場の全部は2 MW でも賄いきれないなというように感じています。けれども、2 MW だと大体2町歩くらいの面積が太陽光で行うとすれば必要になります。そんな空き地は本町にはございませんので。ただ、供給地と離れた場所でも電気ができるということで、幸い三川町には新潟に立派な山がございます。幸いにそこも東北電力管内でありますので、そこを利用しての発電というのは可能かなと思います。急に言われたので、ああそうかと聞いているしかないとは思いますが、それも含めて様々検討していくべきかなと。

それから施設にお金がかかると。確かにお金がかかります。先程まで言われたのは、他に電気を売るというのは、今供給が過剰というか電気下がっていますので、FIT が下がっていますのでそれでは採算はとれませんけれども、本町のように町で使う電氣量が莫大であれば、自社自家消費というところで可能かなと。それも今言ったとおり、ここの場所にあげなくてもよそにあげたのを、実際の電気は近くから来るんですけども、郵便局の貯金と一緒にです。こちらで貯金したものを向こうで下ろすような格好で、電気というのは生産されるわけですので、その辺も利用してやると。

それから施設にお金がかかると、確かにお金がかかります。でも、補助金というものはあるというように認識していますけれども、町で検討されていないのですから補助金があるのも調べてないのかなと思いますけれども、念のためお聞きします。どんな補助金があるか調べているかお知らせください。

○議長（志田徳久議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 国の方でそういった再生可能エネルギーを進めるという政策のもと企画調整課の方ではいろり火の里施設を管理しているというところで、そういった事業に該当するのかわかっている経緯がありますので、私の方からご答弁させていただきます。経済産業省なり様々な省庁の方でこの再生可能エネルギーの補助金を受けられると。ただ、それにはそれなりの町全体としての計画を作った上で申請を行っての採択というようになるというように補助事業が組まれているというところまでは把握しております。以上です。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 様々な補助金あると思います。自分が調べたところによると、やはり新潟の方でもそういう施設も使っている市がありましたね。新潟市ですかね。ということもありません。経済産業省もそうですけれども環境省の方からカーボンニュートラル、脱炭素というところの補助がありまして、令和3年・4年、2050年まででしたか、国の目標を

立てたものですから各地方団体でも様々行ってくれというところで、一つ紹介するのは地域脱炭素移行・再エネ推進交付金というのがあります。これの対象者は地方公共団体というようになっております。設備の半分、1/2を補助するというようなところもありましたし、また学校に対してもありました。公立高校に太陽光発電設備等を導入したいというときには学校施設環境改善交付金(うち太陽光発電等導入事業)ということで、これにも地方公共団体の幼稚園、小学校、中学校ということで1/2の補助があるようでした。学校の方の電気料も意外とばかにならないというところでもあります。

私が言いたいのは、こういう公共の施設というのは、夜ほとんど閉館して電気を使っていないというところから見ると、太陽光も夜は発電しません。それがネックになっているものだから、その差を埋めようとして様々な火力が逼迫するからということで電力会社は今問題になっているんですけども、自家消費であれば太陽光、公共施設は日中に電気をほとんど使われているかなというように思うので、大変この理にかなった発電施設かなというように思います。

また、先程来様々ありましたけれども、農地に対する発電というのも様々なところで行われているようでした。そこはここで話をしてもしょうがありませんので、そんなところで本町にとって後ろ向きではない前向きな電気料削減というものを取り組んでほしいと思いますけれども、もう一度担当課でもいいし町長でもどちらでもいいので、今後の取り組み方をお聞かせください。

○議長(志田徳久議員) 阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) 再生可能エネルギーにおいては、自ら事業をなされておる町野議員ですので、私の立場からこれからのカーボンニュートラル、そして再生可能エネルギーの導入ということで、行政が行う場合においては、やはり行政運営の中においてしっかりとした将来設計をもとに進めないと、非常に様々な面で再生可能エネルギーの導入という部分においては、現在進んでおります酒田市・遊佐町沖の洋上風力発電もそうではありますが、環境アセスという課題もあります。そういう中において太陽光ということであれば、日中発電が可能というようなことから導入の可能性は非常に高いというようなことは、私も同じ認識をしているところであります。

かつては、その太陽光パネルもシートにどんどん技術開発が進んで、窓にシートを張り付けるというようなその実験も当時、もう十数年前からNTTが中心となって開発を進めてきたというような経緯がございました。そういった部分でも、本町にも様々な情報が寄せられまして可能性について検討した経緯もございました。

そういう中で現状からすると、やはり今の電気料金の高騰という部分にどう対応するかということからすれば、やはり再生可能エネルギーの選択というものは当然必要だと思います。その中における発電・売電というようなシステムから蓄電というその部分の可能性を、やはり完結型のこの再生可能エネルギーの導入ということからすれば、私は将来的にはそういう方向に持っていかざるを得ないのではないかというように感じたところでもありました。

過日の東北電力からの様々な情報提供の中で、まさに言われます、電力会社からすれば夜

間の電力料金を引き下げるといふようなことで対応されたといふことでありましたが、現在は日中の使用において割引をした方が非常に経営的には良いんだといふようなことでもありました。これだけ電気の利用といふものも、様々な生活のスタイルが変わったといふようなことからこのように対応も出てきているといふ状況があります。まさに行政では、日中のその電気の消費といふものをいかに抑えるかといふようなことも十分そこは理解できるところでもありますので、先程企画調整課長が申し上げていましたように、国でもこれらの支援策がどんどん出されているといふようなことでありますので、十分検討してまいりたいと、このように思うところであります。

○議長（志田徳久議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 大変前向きな意見をいただきましてありがとうございます。以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で、9番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議長（志田徳久議員） 以上で、一般質問を終了します。

○議長（志田徳久議員） 暫時休憩します。 (午前 11時48分)

○議長（志田徳久議員） 再開します。 (午後 1時00分)

○議長（志田徳久議員） 日程第2、議第34号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第34号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国民健康保険制度の適正な運営を継続するために、国民健康保険税の税率を改正するものであります。

なお、本件につきましては、去る5月25日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ただいま提案になりました国保税の税率改正について、ここに至るまでの経緯を含め、また今後のこの税率の改正についての考え方といふような点もお伺いできればと思います。この税率改正については、今町長から説明がありましたとおり、全員協議会において説明を受けたところではありますが、県内の各市町村の動向といふ部分では国保年報といふような形で、毎年度の経理状況等が公表になっている状況であります。

遡った令和3年度辺りの国保年報等を見ますと、国保の税率改正にあたって、税率の適用にあたって、県内の市町村の多くが一般会計からの法定外繰り入れを行っているといふように確認できるところであります。特に今年度、令和5年度について気になったところがあったものですから、令和3年度の決算においては一般会計に繰り入れをしていない、法定外繰り入れをしていない町に問い合わせしたところ、やはり税率が大幅に引き上げなる、それを

抑制するために一般会計からの法定外繰り入れを実質的に行っているというような町村もあったようであります。

つまりは、県内のそういった各市町村の動向等を把握しながら、本町の国保税率の改正を決定したものかどうか。今回の提案についての経緯を一つ確認させていただきたいと思いますし、これは国保税の税率改正については今年度だけでとどまるのではなく、来年度以降も続くもので、なおかつ、先の一般質問でもありましたが、国全体の国保税率体系の見直しというようなことも考えられる中で、今後の町としての町民の負担軽減を図る意味で税率等の改正にあたって、国保特別会計の運営にあたって、一般会計からの法定外繰り入れを行う考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議 長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 享町民課長） ただいまのご質問について答弁いたします。現行の国保の運営体制になりましたのは平成30年ということで、それ以来、本町といたしましては国保加入者の皆さまの税負担の軽減を図るために国保基金を活用しまして、税の軽減に努めてまいりました。まずはその基金がある限りにおいて、当方といたしましても軽減に努めるというような方針で運営してきたこともございまして、現在その基金の方がだいぶ少なくなってきたということもございまして、今回の税率の改正に踏み切ったところでございます。

資料を見ますと、令和2年12月に社会保障審議会の医療保険部会の資料を見ますと、法定外繰り入れ等の解消ということで、一般会計からの法定外の繰り入れは解消に向けて取り組んでいくと、推進するというような方針が示されておりました、こちらの方の資料にもありますとおり、平成30年度においては山形県の市町村はすべて繰り入れを行っていないというような状況が確認できました。

ただ、ただいま鈴木淳士議員がおっしゃられたのは、令和3年度のお話かと思うのですが、確かに令和3年度においては、平成30年度は法定外繰り入れはしていないんですが、令和3年度においては大体県内の2/3の市町村が法定外の繰り入れを行っているということが確認できます。ただし、法定外の繰り入れに関しましては、繰り入れの財源となるものが町税などの一般財源ということで、そちらの方を納めていただいているのが、国保以外の加入者も当然含まれております。

そういった観点からいたしますと、社会保障における負担の公平性をどう確保していくかというところも論点になっていくのかなというところではございまして、現行体制になりました法律の名称ではありますけれども、持続可能な社会保障制度を維持するためには、給付も含めた形で本町だけで考えていくものではないのではないかと考えております。

こういったところに関しましては、機会を捉えまして国・県等に訴えていきたいとは思っているところではございますが、今回そういった状況を踏まえながらも、やはり本町といたしましては、国の方針に従いまして法定外繰り入れは行わず、国保加入者への受益者の負担ということで税率改正等で対応してまいりたいと考えておるものでございます。今後についても今申し上げましたとおり、法定外繰り入れは行わない方針でございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 確かに今の答弁については基本的な原理原則、これは誰しも認識しているところでありますが、やはりその後の国内情勢の変化、また、町民の方々の家計の状況の変化等も様々と変化している中で、国の方針は国の方針、町としての姿勢は先程答弁がありましたとおり、令和3年度で2/3の県内の市町村が法定外繰り入れを行っている。その当時、法定外繰り入れをしていなかった町ですら今年度は法定外繰り入れをせざるを得なかったという状況は、これは他山の石ではなくて、本当にまさに三川町も同様の状況になり得る可能性があるわけです。

そういった部分では国保特別会計の基金に繰り入れするというような方法もなくはない話でありまして、様々な財政の運営につきましては、まさにこの議会で議決されるもの、税収というような部分での当然一般財源については町民等しくその権利を有するものではありませんが、特にその中でもふるさと応援寄附金といったものについては、直接の町民の方々からの町民税としての納税ではないというようなことからご理解をいただきながら国民健康保険特別会計で活用させていただくという選択肢もあろうと思われま。そういった部分を審議するのが議会であり、当局から町の姿勢として示されなければ審議もできないという体質のものでありますので、今後の考え方について引き続き所見をお伺いしたいと思います。町長いかがですか。

○議長（志田徳久議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回、国民健康保険税の改正というようなことで提案を申し上げているところでありますが、鈴木淳士議員が言われますとおり、令和3年度の全国の都道府県、そして市町村の国保運営ということからすれば、法定外繰り入れを行っているというような自治体もあることは認識をいたしているところであります。しかしながら、財政運営における国保の状況からいたしましても、将来にわたっての安定した運営ということからすれば、やはり保険者の努力と、それから被保険者の医療費の抑制とか様々なそういった取り組みのもとに国保の健全な運営を進めていかなければならないと、このようになっているところであります。

こうした中、令和5年度においては、総務省で低所得者対策というようなことで、財政安定化支援事業に800億円ほどの予算措置をされたわけでありまして。そのうちの約7割の560億円が低所得者世帯対策ということに向けられるというようなことであります。その低所得者向けに行われるその対策においては、やはり軽減世帯、この割合というもので、その支援を受けられる自治体と、対象外となるという自治体が出てくるというようなことであります。

本町においては、現在加入の世帯数からいたしますと、52.6%がその対象世帯になるわけでありまして、全国的な平均からいたしますと56%というような状況の中において、その56%を上回る自治体においては財政安定化のための支援を国が1/2、都道府県が1/4と、そしてそれぞれの市町村が1/4、結果的には1/4になるわけでありまして、その負担で収まるというような状況にはなるわけでありまして、残念ながら本町においてはその基準ま

で達していないというようなことからいたしますと、今後その低所得者世帯等に対する様々な軽減措置を図りながらも、非常に財政運営においては難しい部分もあるというように判断をせざるを得ないというような状況でもあります。

そして、これが鈴木淳士議員も言われますように、今後、加入者、被保険者の様々な医療費の軽減、あるいは国保運営にあたっての様々な事業を行うということにおける努力の支援ということにも連動するということから、本町においては非常にその恩恵を受けている自治体でもあります。そういった部分も含めて努力をしながらも、やはり今回のような税改正をお願いしなければならないというようなことでもあります。しかも、その部分においては将来的な見通しということも合わせて検討した結果というようなことでもありますので、ご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） ただいまも町長の方から将来的な適正の運営には苦渋の決断というような感じを受け取りましたけれども、今、国保基金残高も減っている中、様々な対策は必要だと思うんですけども、だからといって直接負担が重くのしかかる住民の方はどうなるのかと。先日の全員協議会の中でいただいた資料も見比べてみますと、令和4年度それから令和5年度の試算、それによる比較等を見ますと、やはり3万円から5万円、あるいは7万円とか8万円とか大きな負担がのしかかってくるわけです。

こういうことを考えますと、本当に今般の物価高騰の大変な生活状況の中で、先程同僚議員からもありましたけれども、一般会計からの充当もやはり考えてもらうべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（志田徳久議員） 鈴木町民課長。

○説明員（鈴木 享町民課長） ただいまの質問も同じように法定外繰り入れのお話かと思えます。そちらにつきましては、やはり再三申し上げておりますとおり、医療制度そのもののあり方も問われる部分でございます。県内でも2/3の自治体がこういう状況であることをやはり県・国に伝えていく中で対応していくべきものというように考えておりまして、本町1町というような形での対応となる法定外繰り入れ等は考えられないところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

(なしの声あり)

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 議第34号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、反対の討論をいたします。

現行の国民健康保険制度には、災害など所得が激減した人の保険税を一時的に臨時的に免除する仕組みはありますが、常設の免除制度はありません。一時的に困った人は助けるけれ

ど、ずっと困っている人は助けないという矛盾した制度になっています。もともと国保税は協会けんぽなど被用者保険料より高いという国保の構造問題がある中で、コロナ禍からの経済的ダメージを回復しきれずにいるところに、食料、日用品、そして資材、燃油、肥料などの高騰、さらには電気料金の値上げがあり、農業者や年金生活者など多くの町民が苦しんでいます。このようなときに国保税を上げるなど、到底受け入れることはできません。

また、本来、国の責任で保険料を引き下げるために国庫負担金を増やす必要がありますが、保険者努力支援制度で自治体の努力を締めつけること自体、安心して医療を受けるための社会保障制度としての国民健康保険制度の目的から外れていると言わざるを得ません。

このようなことから、住民を守る防波堤となるのが自治体の役割であるはずですが、本町からも自治体の役割を遂行していただきたく、本条例の一部改正に反対いたします。

○議長（志田徳久議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第34号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（志田徳久議員） 起立多数であります。したがって、議第34号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第3、議第35号「三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第35号「三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、鶴岡市のし尿・汚泥処理施設が更新時期を迎えるにあたり、同市では現在の施設を廃止して下水道処理施設への統合を決定したことから、本町がし尿・汚泥の処理を継続して委託するために必要な規約の変更を行うものであります。

その改正内容といたしましては、第1条1号中の一般廃棄物処理施設に下水道処理施設を加えるものであります。

なお、附則の施行日につきましては、鶴岡市においても議会の議決を要することから、同市の議会日程等を考慮し、令和5年7月1日としたところであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今の鶴岡市との廃棄物処理事務委託に関する規約の一部変更の文言について、少し内容等を確認したいと思います。下水道処理施設という文言が追加されるという改正提案のようではありますが、そもそも三川町は下水道処理につきましては公

共下水、それから農業集落排水下水ということで鶴岡市にお世話になっているという認識は全くないのでありますが、なぜこういう文言になるのか。その理由等を明確に説明をお願いしたいと思います。

今、町長から提案理由の説明がありましたが、現行のし尿、それから浄化槽汚泥処理施設、これを移設するというようなご説明でありましたけれども、これからの移設ということは当然工事期間、数年後先に処理が実施されるものというように思われる中で、本日これを提案されるというその理由等について、併せて説明をお願いいたします。

○議 長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 今回の規約改正におきまして、下水道処理施設という文言を加えるという内容でございます。三川町の一般廃棄物につきましては、現在まで規約に基づきまして、鶴岡市で所有する一般廃棄物の処理施設で処理可能な廃棄物を処理いただいております。その中に含まれておりましたし尿処理施設、こちらの方が老朽化するということがありまして、その今後のあり方、対応について昨年度まで検討を重ねてきたわけでございます。

その中で下水道処理施設と一般廃棄物処理施設、こちらの方を共同化することが有利であるということで結論づけまして、今回、下水道処理施設という新たな施設を使用することになるものですから、この下水道処理施設という文言を加えたものでございます。

三川町におきましては、一般処理廃棄物の処理につきましては、今回提案しておりますこの規約に基づきまして処理の方を委託しているわけございまして、下水道につきましては三川町の場合は特定環境保全公共下水道ということで流域下水道の方を使用しているところでございます。また、東郷、それから一部地域におきましては農業集落排水ということで、また違う形での処理をしているところでございます。

それから、工事の規約の提案の時期についてでございます。議員おっしゃられるとおり、鶴岡市の計画では、この移行については令和11年度以降に施設の方を使いたいというようなことで伺っているところではございます。ただ、この工事にあたっての事前の準備、設計等、それから補助金等の申請、その他様々事前の準備がございまして、その準備を進めるにあたって、今年度から具体的に動き出すということでありまして、6月の議会で提案いたしまして、その結果をもってすぐに作業に入りたいということで、この時期に提案させていただいたものでございます。以上です。

○議 長（志田徳久議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） その施設の共同化という表現で、先程説明の文言にあったようですが、共同化という部分をもう少し私も素人でも分かるように説明をお願いしたいということと、令和11年度以降の稼働予定というスキームの中で、今現在し尿それから浄化槽汚泥処理は現有の施設で処理いただいているわけですので、この新たに共同化する施設が完了した後に新たな施設の処理に伴っての見直し、委託料の見直しというようなことで、令和11年度以降の請求に反映させるということからすると、いささか早計な改正ではないかというように感じるのですが、その辺の早期にこれを規約改正しなければならないという考

え方、それから、いわゆる委託料の算定方法にどのような影響が与えられるのか。

また、先般の補正予算案の中でも質問させていただきましたが、現有施設の処理費用とそれから新たな施設における処理費用との差額というようなものも発生する可能性は大きいわけで、つまり、し尿処理それから浄化槽汚泥そのものが減少傾向にあるというようなことは先般の質問でもご答弁いただいておりますので、間違いなく令和11年度稼働の時期においては、三川町から処理をお願いする量は減っているということは誰しも認識できると思われまます。そういった部分を含めて、なぜこの時期で改正しなければならないのか。そういった部分についての説明をお願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 今の時期となったというところの質問でございます。現在鶴岡市の方で新たな処理に係る施設等の準備にあたりまして、現在の計画におきまして、鶴岡市に加え、三川町の排出量も加味された内容で設計等を行っているところでございます。三川町が完成後に入るということになると、鶴岡市の場合、その三川町の部分を加味した形で設計することはかなわないということが一つ考えられるところでございます。この整備にあたりましては、三川町と鶴岡市ともに同じ施設を使って処理するというので、その対応可能な施設を作っていただくという観点からも、三川町もその施設について負担をしながら整備を進めていかないといけないという思いで今回対応をしているところでございます。

また、算定にあたりましては、その排出量につきましては、基本は三川町の排出量、それから鶴岡市の排出量、算定要領等に基づいて計算しているというところでございまして、詳細につきましては、その都度、鶴岡市の方とも協議、お話し合いをしながら詰めているところでございます。

また、新たな施設が完成後の対応でございますが、建設費につきましては建設に係るものにつきましては協定等に基づきまして、施設整備に係る施設整備負担金という形で整備についてものを計算しているところでございます。また、運営に係るもの、排出物を処理する部分、そちらについては施設運営に係る委託料という形で、その年ごとに委託料を計算してお支払いしているところでございまして、実際の経費、それから排出量等を見ながら考えていくことになろうかと思っております。

今回施設の整備という部分でお話している関係上、あくまでも算定要領等をもとに、その三川町の負担を算定して負担していくと、三川町に限った部分を負担していくということでお話を進めているところでございます。以上です。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（志田徳久議員） これから議第35号「三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第35号「三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更」の件は、原案のとおり可決されました。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 本案に対します附帯決議を行う動議を提出いたします。

○議 長（志田徳久議員） 賛成者はございますか。

（賛成の声あり）

○議 長（志田徳久議員） ただいま6番 鈴木淳士議員から、議第35号「三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更」に対する附帯決議の動議が出されました。

ただいま確認したとおり、動議に賛成の意見がありました。

○議 長（志田徳久議員） 資料配布のため、暫時休憩します。 （午後 1時33分）

○議 長（志田徳久議員） 再開します。 （午後 1時34分）

ただいま議第35号に対して、6番 鈴木淳士議員の他1名から提出されました発議第4号については、所定の要件を満たしておりますので成立します。

お諮りします。発議第4号「議第35号 三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更に対する附帯決議」について、これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議 長（志田徳久議員） 追加日程第1、発議第4号「議第35号 三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更に対する附帯決議」の件を議題とします。

提案並びに提案理由の説明を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ただいま上程されました発議第4号について提案理由等をご説明申し上げます。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、この提案をさせていただくものでありますが、その理由としましては、ただいま議決なりましたとおり、既存の規約の一部改正ということで、「及び下水道処理施設」という文言を加えることとなりましたが、この改正内容では、下水道に係る事務の委託も包含する処理内容と誤解を招くことが懸念されること。また、当該処理施設における事務の委託内容は、当初比較でも半減し、現在も減少傾

向にある「し尿、浄化槽汚泥」に限られているという現状などを考慮し、議第35号に「(し尿・浄化槽汚泥処理に限る)」の文言の追記を求めるものであります。

また、別紙にも記載してありますが、特に、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律では一般廃棄物の処理を各自治体に義務化していることと、市町村間の事務の委託については厳格性が求められていることなどに鑑み、当該規約の文言には適格性の高い表現が肝要とするところであります。

以上のことから、「記」の部分になりますが、1、議第35号「三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更について」の第1条第1号中「及び下水道処理施設」の次に「(し尿・浄化槽汚泥処理に限る)」を加えることを求める。また、2番として、この議第35号の一部変更について、鶴岡市との再協議を求めるというものであります。

議員諸兄からのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

- 議 長(志田徳久議員) これから本案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長(志田徳久議員) 以上で質疑を終了します。

- 議 長(志田徳久議員) これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長(志田徳久議員) 討論なしと認めます。

- 議 長(志田徳久議員) 以上で討論を終了します。

- 議 長(志田徳久議員) これから発議第4号「議第35号 三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更に対する附帯決議」の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 2 名 不起立 7 名)

- 議 長(志田徳久議員) 起立少数であります。したがって、発議第4号「議第35号 三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約の一部変更に対する附帯決議」の件は、否決されました。

- 議 長(志田徳久議員) 日程第4、議第36号「町道路線の認定」の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第36号「町道路線の認定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、桜木地区住環境整備事業に係る住宅分譲地内の東西方向及び南北方向に接続する4路線を町道として認定するものであり、道路交通体系の整備とともに、生活道路として維持管理する必要があることから、道路法第8条第2項の規定によりご提案申し上げます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。
（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第36号「町道路線の認定」の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第36号「町道路線の認定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第5、議第37号「三川町屋内多目的運動施設アスレなの花大規模改修工事請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第37号「三川町屋内多目的運動施設アスレなの花大規模改修工事請負契約の締結」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町屋内多目的運動施設アスレなの花大規模改修工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る4月26日、指名競争入札を行い、指名20業者による入札の結果、「株式会社山口工務店」が1億6,280万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 去る4月26日に執行しました、三川町屋内多目的運動施設アスレなの花大規模改修工事の入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、特定建設業の許可を受けている事業者の中から選定する必要があったため、山形県の建設工事入札参加資格者名簿においてAランクに格付けされている、近隣地域の業者21業者を指名しましたが、そのうち、1業者から辞退の申し出があり、20業者による入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜き価格1億4,966万円で設定し、入札執行の結果、1回目、
「株式会社山口工務店」が1億4,800万円、税込み価格1億6,280万円で落札いたした

ものであります。

なお、本工事の工期につきましては、令和5年10月20日までといたしております。
以上であります。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 今説明がありました入札予定価格1億4,960万円に対して1億4,800万円の落札額ということで、非常に、すぐに比率は出ませんが、予定価格に近い数字というところがございますが、他の20業者が入札した状況としては予定価格を相当超えたものかどうか。もし分かれば超えている業者の数、予定価格を下回った業者の数だけでも教えていただければと思います。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 大変申し訳ございません。詳細な入札の結果については、手元に資料がございませんが、なお、入札の結果につきましては、その都度入札結果につきまして、財政のみならず議会の方にもその資料を配付・配置させていただいておりますので、後でご確認いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（志田徳久議員） 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第37号「三川町屋内多目的運動施設アスレナの花大規模改修工事請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第37号「三川町屋内多目的運動施設アスレナの花大規模改修工事請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第6、議第38号「歌枕排水機場除塵機改修工事請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第38号「歌枕排水機場除塵機改修工事請負契約の締結」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、歌枕排水機場除塵機改修工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る5月29日、指名競争入札を行い、指名8業者による入札の結果、「三和メイテック株式会社」が、7,040万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 去る5月29日に執行しました、三川町歌枕排水機場除塵機改修工事の入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、近隣市町を含めて8者を指名し、入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜き価格6,559万円で設定し、入札執行の結果、1回目で、「三和メイテック株式会社」が6,400万円、税込み価格7,040万円で落札いたしましたものであります。

なお、本工事の工期につきましては、令和6年3月15日までといたしております。以上であります。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第38号「歌枕排水機場除塵機改修工事請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第38号「歌枕排水機場除塵機改修工事請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第7、議第39号「塵芥車購入契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第39号「塵芥車購入契約の締結」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき

まして、議会の議決をお願いするものであります。

去る4月6日、指名競争入札を行い、指名4業者による入札の結果、「太平興業株式会社鶴岡支店」が、817万3,000円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 去る4月6日に執行しました、塵芥車購入契約の入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、近隣市町を含めて8者を指名しましたが、そのうち4業者から辞退の申し出があり、4業者による入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜き価格818万円で設定し、入札執行の結果、1回目で、「太平興業株式会社鶴岡支店」が743万円、税込み価格817万3,000円で落札いたしましたものであります。

なお、納入期限につきましては、令和6年3月15日までといたしております。

以上であります。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

○議長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

○議長（志田徳久議員） これから議第39号「塵芥車購入契約の締結」の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第39号「塵芥車購入契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（志田徳久議員） 日程第8、議第40号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配布）

○議長（志田徳久議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（志田徳久議員） 本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第40号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、三川町固定資産評価審査委員会委員であります小林 優委員が6月14日をもって任期満了となることから、再度、小林 優氏を三川町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて、小林氏の主な経歴を申し上げますと、同氏は昭和54年3月、明治大学法学部を卒業後、同年4月に三川町農業協同組合に入組され、庄内たがわ農業協同組合発足後も営農企画係長をはじめ多くの部門で活躍され、平成27年4月からは同組合立川支所長の要職を務めるなど、平成29年3月の退職までその重責を担われております。

また、同年4月からは、一般社団法人三川町シルバー人材センター事務局長を務められており、現在、常務理事兼事務局長として本町の社会福祉の推進にもご尽力いただいております。

このように、小林氏は本町の農業並びに固定資産等について精通され、また人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として最適任者であることから、再度、選任いたしたくご提案申し上げますので、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（志田徳久議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。

○議 長（志田徳久議員） これから議第40号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件について、これを選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第40号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（志田徳久議員） 日程第9、議第41号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配布）

○議 長（志田徳久議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（志田徳久議員） 本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第41号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、人権擁護委員であります大川 満氏が6月30日をもって任期満了となることから、その後任として、阿部 優氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

阿部氏の主な経歴を申し上げますと、同氏は昭和50年3月鶴岡工業高等学校を卒業後、平成元年まで間、会社勤務をなされ、その後、町内に有限会社城北設計を設立されました。平成4年から平成10年まで、さらには平成29年から令和5年までの間、桜木町町内会長として地域振興に尽力された他、三川町統計調査員、東北農政局統計調査員などを歴任されました。

このように、阿部氏は地域住民の人望も厚く、人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、推薦いたしたくご提案申し上げる次第でありますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（志田徳久議員） これから質疑を行います。

本案は、人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（志田徳久議員） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決いたします。

○議長（志田徳久議員） これから、議第41号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、これを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（志田徳久議員） 起立全員であります。したがって、議第41号「人権擁護委員候補者の推薦」の件は、適任という意見を付し、同意することに決定しました。

○議長（志田徳久議員） 日程第10、意見書第1号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書」提出の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、議案の朗読については、意見書の件名及び提出先のみとします。

（書記朗読）

○議長（志田徳久議員） 本案について提案理由の説明を求めます。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） ただいま上程されております意見書第1号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書」提出について、提案理由の説明をいたします。

将来にわたり国民へ安定的に食料を供給していくため、食料・農業・農村基本法の見直しに関し、農業振興と農村振興を一体的に進めるべく施策全般の見直しを求めるものであります。

議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。

- 議 長（志田徳久議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議 長（志田徳久議員） 以上で質疑を終了します。

- 議 長（志田徳久議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（志田徳久議員） 討論なしと認めます。

- 議 長（志田徳久議員） 以上で討論を終了します。

- 議 長（志田徳久議員） これから意見書第1号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書」提出の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

- 議 長（志田徳久議員） 起立多数であります。したがって、意見書第1号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書」提出の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（志田徳久議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和5年第3回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後 2時11分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和5年6月9日

三川町議会議長

三川町議会議員 5番

三川町議会議員 6番